

紫苑

第 19 号

目 次

論文

- | | | |
|---|-------|----|
| 滝口の武士、その創設と中世的展開 | 土屋 光裕 | 1 |
| 十二世紀初頭における陸奥国支配と陸奥守藤原師綱 | 滑川 敦子 | 59 |
| 幕末明治維新期の藩校改革と人材育成
一字和島藩藩校明倫館を事例に一 | 滝澤 和湖 | 75 |
| 本田正信『母への教育報告』『駄物語』から見る
公立小学校の大正新教育 | 足名 笙花 | 97 |

2022年 3 月

京 都 女 子 大 学
宗 教 ・ 文 化 研 究 所 ゼ ミ ナ ー ル

滝口の武士、その創設と中世的展開

土屋光裕

はじめに

滝口の武士^①は、古くから「滝口武士」や「滝口武者」^②と呼ばれ、宮中における天皇の私的護衛兵、乃至は私的な武力として理解されてきた。この滝口の概要に関しては、戦前における吉村茂樹氏の研究^③が通説となっており、他に専門はあまり見られない。その理由としては野口実氏が指摘しているように、滝口の軍事的性格から「武士階級の政權樹立に結びつくような方向性との関わりが滝口には希薄」^④であるといった点が第一に挙げられよう。しかし滝口は原則として天皇の代替わりごとに構成員が改められ、そのために歴代天皇と密接に関わったと考えられる。よって、その構成員や選定方法の変化を通じて検討すれば、単なる制度上の問題にとどまらず、政治史や天皇制についても言及可能だと考える。

また、笹山晴生氏も指摘しているように、^⑤滝口の武士は「武士（ないしは武者）」と呼ばれる職が中央において見られるかなり早い例である。この事実は中央における武士の

成立を考える上で、決して見逃すことができない問題と言えよう。本稿では武士の成立から、中央（京）での武士の形態についても言及したいと思う。

滝口は、九世紀末の宇多天皇の代に創設され、明治維新まで存続した。しかし、当然ながら一貫した組織であるはずもなく、それぞれの時期によってその職掌・任官方法・構成員などは変化していった。吉村氏の論文は、滝口の職掌を多くの史料を用いて記述しているが、やや時期区分が不明瞭で、滝口の歴史の変遷を抑えていないうらみが残る。米谷豊之祐氏は、滝口に関する同氏の最初の論文^⑦で軍記物語を中心に十二世紀後期に主眼を置いて論じ、次の論文^⑧では摂関期と院政期とを明確に区別し、特に院政期滝口の様態について考察している。のちにそれらの成果をまとめているが、^⑨その中では主として滝口の選出方法を基準に分け、特に^⑩③の時期に重点を置いて論述している。

野口氏は白河天皇代までの滝口を中心に考察を施し、^⑩笹

山氏は特に創設期の滝口に重点を置いて検討している。¹¹⁾

以上各々の研究者による滝口の時期区分を概観してきたが、本稿でもより歴史的转变に沿って滝口を考察するため、時期別に見ていく。本稿では創設期から、比較的滝口が史料に散見する鎌倉前期（具体的には承久の乱まで）を論の範疇とし、次の四期に分ける。

I、創設期（宇多・醍醐両天皇の代）

II、摂関期（朱雀→白河天皇の代）

III、院政期（堀河→安徳天皇の代）

IV、鎌倉前期（後鳥羽→仲恭天皇の代）

ここで本論に入る前に、この時期区分に若干の解説を加えたい。鎌倉幕府の成立時期は諸説あるが、一部の例外を除けば、概ね後鳥羽天皇在位中に求められるので、その時期区分に従っていることを断っておく。

なお、様々な史料を基に、米谷氏や野口氏の作業をも参考にしてまとめた表を末尾に加えた。無論未見の史料もあり、決して網羅できている訳ではないが、おおよその傾向を見ていく上ではさほど問題ないと思われる。本論文ではひとまず、その都度これらの表を参考に論を進める。

第一章 創設期の滝口

ここでは主として宇多・醍醐天皇在位時、即ち「寛平・

延喜の治」と讃えられるに至った九世紀末から十世紀初頭の滝口について論じていく。本章では、創設当初の滝口に課された役割に注目することで、それ以降の滝口の変容を見ていく基礎を確認したい。

第一節 滝口創設の背景とその理由

滝口に関する同時代史料は、管見の限り『眞信公記抄』承平元年（九三一）五月五日条に「右大将入坐有_レ飲事。召_レ滝口男等令_レ射_レ進的。聊有_レ懸物。不能_レ射取」とあるのが初見である。だがこれは既に朱雀天皇の時代であり、創設時である宇多朝の『宇多天皇御記』や『日本紀略』などには滝口の記事は検出できない。しかし『西宮記』に寛平三年（八九二）十一月廿九日の記事として、「捕嫌疑者_二らえるために、「令_レ出_二諸家馬、催_下諸司官人堪_二武芸者、着_二滝口等_一」けて会（逢）坂・宇治・大枝などの関に差し遣わすことが見える。これは確実な史料の引用と判断され、他の巻にも醍醐・村上朝に関する滝口の記事が見出されることから、滝口の創設時期が宇多天皇の治世の頃であることは疑う余地がないだろう。

しかし従来、何故宇多天皇の代に、何を目的として置かれたかについてはあまり論じられてこなかった感がある。とはいえ、滝口の実態を考えていく上では決してこの問題

を避けることはできない。以下、若干の考察を加えることにする。

古くは吉村氏が、宇多天皇の代に注目している。即ち、九世紀末の内裏警護を担う諸衛府官人が文官との兼職という文官本位のため、盗賊や放火などが続発する現状を宇多天皇が痛感し、純然たる侍を以て諸衛府の欠陥を補おうとしたことが滝口設置の動機であるとしている。¹⁹⁾

笹山氏も滝口創設が宇多朝であることに注目し、当時の政治動向の特徴として、院宮王臣家の私的武力形成、清涼殿が天皇の私的空間として重要性を増してきたこと、後宮が非常に重要となってきたことなどを挙げている。²⁰⁾

この笹山氏の挙げた特徴の中で、特に院宮王臣家の私的武力に注目したい。この院宮王臣家の成長に対して宇多が何らかの不安を抱き、その事態を打開すべき目的で、滝口を創設したと推測されるが、その具体像を知るためにはもう少し宇多朝の特殊性に注目すべきだろう。

宇多天皇の時代に行われた朝廷改革としては滝口設置の他にも、『藏人式』に見られる藏人所の拡充・整備、検非違使庁改革、地方においては租税徴収システムの改革などが挙げられる。しかしこうした積極的な改革を推し進めた理由として、宇多天皇の即位事情を考える必要がある。

宇多の父光孝天皇は、皇統の中では傍系に属し、本来な

ら皇位継承の可能性が皆無に等しい立場であった。しかし、通説に従うのなら陽成天皇が暗殺事件を理由に廢位に追い込まれたため、陽成の血を忌避し、全く縁遠い光孝が踐祚することとなった。しかし、光孝は即位後わずか三年の仁和三年（八八七）八月二十六日に歿する。その前日に宇多は親王となり、翌日立太子。そして同年十一月に即位した。結果、ここに光孝の子孫に新しい皇統が成立したのである。しかしこの皇統は、伊藤喜良氏が指摘しているように、權威が具わっていなかったと考えられ、宇多天皇が權威の確立に尽力する中で、先に挙げた様々な改革を行ったと考えられる。²¹⁾

滝口設置もこのような政治背景から考察されるべきであり、この点で、東宮帯刀舍人が創設されたのがやはり皇統移動があった光仁天皇代の皇太子山部親王（のちの桓武天皇）の政治的不安定に注目した笹山氏の指摘は注目すべきであろう。

先に示した院宮王臣家の私的武力形成や経済成長は朝廷政治を滞らせ、ひいては天皇家の權威にも影響する可能性を秘めていた。院宮王臣家の経済成長と私的武力形成は密接に関連する。九世紀に見られた王臣家による地方郡司・富豪層の家人化は国衛支配を動揺させ、中央財政を悪化させた。それを阻止する目的で寛平・延喜の国政改革が行わ

れたことは、既に坂上康俊氏らによって指摘されている通りである。²³ただでさえ皇統移動による権威付けに力を入れていた宇多は、院宮王臣家に対抗させる形で、藏人所や滝口などを天皇家の家政機関として充分に機能させるべく、拡充や創設をしたと推測される。

第二節 創設期の選定方法

ここで注目すべき人物として、菅原道真がいる。次章で説明するように滝口は藏人所に属し、藏人頭と密接に関わってくる。道真も宇多天皇の藏人頭に任命されたが、笹山氏が指摘しているように、²⁴彼がそれを辞退する旨が『菅家文章』²⁵に見られる。まず、寛平三年二月三十日に辞退の旨を上奏し、一旦は藏人頭を引き受けたものの、再び四月二十五日に固辞する旨を上奏している。その理由として、この間に式部少輔と左中弁に任じられた上に、「況復直²⁶滝口撰書之所、候²⁷御前侍読之喚、所²⁸帯二官所勤者兩役、虚瑣之才難²⁹可³⁰兼濟」³¹きことを挙げてゐる。笹山氏は「滝口撰書之所」を場所としての「滝口」、すなわち清涼殿北東の御溝水が落ちる辺りと判断したと思われ、検討を保留している。しかし、滝口の初見が同年十一月であることや、のちに藏人頭が滝口を推挙する例から、この時期に藏人頭が中心となって「滝口武士」を選定した蓋然性は大いにある。

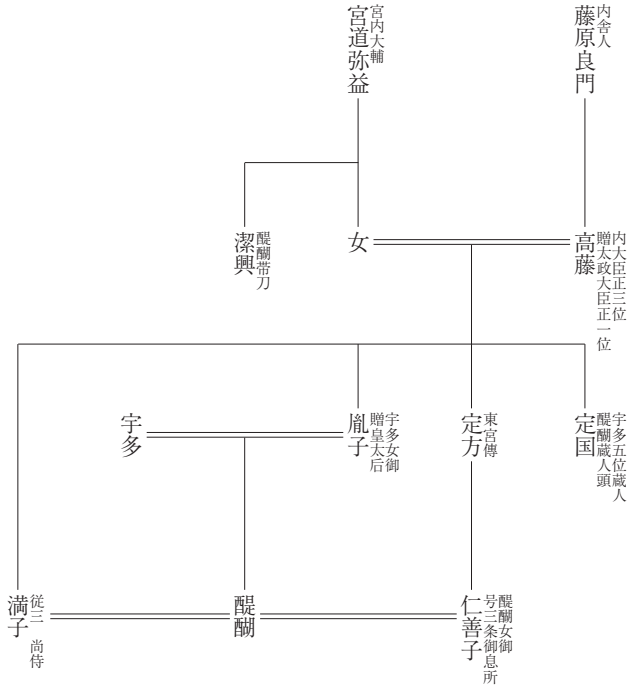
ろう。道真はこれ以前讃岐守だったが、寛平三年正月に關白藤原基経が歿したことを契機に、宇多天皇が彼を重用したことは、先の道真の兼官からも窺え、天皇の私的護衛兵たる滝口を選定する中心の人物として抜擢したと考えられる。

宇多朝の滝口で、具体的な人名が分かる者は検出されていないが、のちに滝口を多く輩出する宮道氏の者が含まれていたと推測される。確実な史料に登場する宮道氏最初の滝口は「表一」116・鳥羽朝の宮道成賢だが、彼以前から宮道氏は武官を輩出する氏族であった。

宮道氏は平安前期まで主計頭などの文官を務めていたが、宮道弥益の時に大きな転機があった。彼の娘は藤原高藤の室となり、その間に生まれた胤子は宇多の女御として入内し、醍醐を生む。これにより弥益は宮内大輔まで昇り、胤子ものちに皇太后を贈られる。高藤も父良門が内舍人で早世したにもかかわらず、内大臣まで昇り、死後太政大臣正一位を贈られた。³²このように天皇家と宮道氏・高藤流藤原氏がミウチ的つながりを持ったのだが、早くも敦仁親王（のちの醍醐）の帯刀舍人に宮道潔興の名が見られる。³¹「蜷川系図」では、この潔興は弥益の子と見え、これを信じるなら、潔興は姉妹の孫の帯刀を務めたことになる。これ以降の宮道氏は圧倒的に武官の者が多い。また、胤子の同母兄

「高藤流藤原氏・宮道氏略系図」

〔尊卑分脈〕「蜷川系図」などを参考に作成



である定国は、宇多朝には五位藏人や東宮大進を務め、醍醐朝には藏人頭となり、その同母弟定方も東宮傳を務めていた⁽³⁵⁾。

これらの事実から、宇多天皇は藏人所や東宮坊に、重用していた者やミウチといった信の置ける者を送ることにより、新しい皇統を予測される危険から護り、徐々に皇統の権威付けを試みたと判断され、当然滝口もそのような人物を中心として構成したと推測しても不自然ではないだろう。

次に、この時期の選定方法を確認したい。『西宮記』に、

滝口、〈依^レ試^ニ射場殿中院及便所^ニ藏人仰^ニ諸陣、〈近代不^レ試。〉御冠師藏人可^ニ仰下。御造巾同^レ之。

という記事が見え⁽³⁴⁾、『西宮記』執筆当時は既に行われていなかったが、創設期は射芸を試みて選ばれていたと推測される。

第三節 創設期の職掌

創設期の滝口が直接その武力を発動した例は、史料が少ないせいもあるが、先に示した諸関の捜盜に従った例⁽³⁵⁾しか見当たらず、その次の記事は、村上

天皇の治世に、諸衛や檢非違使に滝口を毎夜四人ずつ副えて京中の群盜搜索に当たらせている例まで待たなければならぬ。しかも、そのいずれもが内裏の外での活動なので、内裏での働きは窺い知ることができない。それ以外の記事では、『扶桑略記』延喜廿年(九二〇)五月五日条に蕃客が京にいる間毎日、鮮鹿二頭を進めるよう滝口に仰せている他、『西宮記』卷二と卷四にそれぞれ殿上賭弓で懸物を掛けて弓を射ること、童相撲で楽所を務めることが見える。特に殿上賭弓を選定方法とあわせて考えれば、射芸は滝口に求められた資質の一つであったことが分かる。

滝口の員数は『西宮記』に「寛平、被置衆十人・廿人」とあり、またのちの村上天皇即位時に、滝口的人数について朱雀上皇が先帝の時に依るように示している(39)ので、その人数も正確には定まっていなかった。宇多天皇在位時に整備された『藏人式』は現存しないが、復元されている部分からは滝口に関する規定はない。もしかすると、宇多天皇が臨時の形で滝口を組織させ、それが結果として後世まで受け継がれていったに過ぎないのかも知れない。

以上のように、宇多天皇の治世に設置された滝口は、院宮王臣家の私的武力形成に対抗し、更には新しい皇統の創設という不安定な政治的立場を打開して、自己の皇統に新たな権威を確立するために置かれ、具体的な形で整備さ

れるには至っていなかったと考えられる。

第二章 撰関期の滝口

前章では滝口の創設段階、特に創設時の政治背景から滝口を設置した要因を考察した。その中で、滝口が院宮王臣家の私的武力に対する天皇の私的武力として天皇の身辺に置かれたとした。そこで、この章では主として十世紀第Ⅱ四半世紀の朱雀天皇在位時から十一世紀末期の白河天皇在位時までの約一世紀半を考察の範疇として、滝口の性格がいかに変化していったかを見ていきたい。

撰関期における滝口の職掌や様態などに関しては米谷氏が精密に史料を検討され、言い尽くされている感がある。しかし野口氏が撰関期の史料に登場する滝口を網羅した上で、滝口を武士の成立と関連させて論じており、社会・政治背景と絡めるのなら、多少なりとも問題提起をすることは可能と思われる。ここでは如上の理由から、撰関期の滝口を考察する。

第一節 私主と滝口との関係

滝口陣(滝口本所)と藏人所はその場所を異にし、藏人所の他の職員が藏人所内で出世するのに対し、滝口は他の武官に任じられる例が圧倒的に多い(「表一」などを参照)。

このように滝口陣と藏人所とは別に位置しているが、毎日亥の一刻に行われる名対面（問藉）は藏人が指揮を執っており、藏人所牒を奉じて滝口が使として下向することなどの例を挙げるまでもなく、滝口が藏人所に属していることは周知の事実である。よつて、滝口に関する記事は藏人頭の日記に充実しており、藏人頭が滝口を具して出かける例もこの時期から見られる。

このような性格のため、滝口が藏人頭を私主と仰ぐ例がこの時期から見えはじめる。私的に駆使した例として、創作ではあるが、十一世紀半ばに成立したと考えられる『新猿楽記』に次のような記事が見られる。

十二の君の仮借人は、侍従宰相・頭中将・上判官・藏人少将・左衛門佐等なり。或は文を梅の枝に付けて、隨身・小舎人をもて賜はる。或は歌を桜花に書きて、帯刀・滝口等をもて送らる。

これによれば、滝口は帯刀や隨身・小舎人などと同様に、恋文を渡すという私事中の私事にまで使役されている。この十二の君の仮借人の場合は、頭中将という立場で滝口を私事に従事させたと推測される。しかし、例えば寛弘元年（一〇〇四）に、季御説経に際して帥宮敦道親王から道長が牛一頭を奉り、藤原頼親が馬四頭を献上した折、「年来召滝口者十人」為「馬副」との記事が見える。これは道長

家の私的行事に、滝口を使役したと言うことであり、滝口はその見返りとして「疋絹」を給されている。このことから滝口は藏人頭以外の者にも私的に従属していたことが窺えよう。米谷氏はこのような傾向が十世紀末から十一世紀初頭以降、公卿・諸大夫層にまで広く見られたと推測している。しかし米谷氏がその証左として掲げた『小右記』長和五年（一〇一六）四月十二日条や同三月廿八日条は、いずれも賀茂祭などの国家の大祭に限定されるであろう。それ以外の場において滝口が私事に従った例はほぼ撰関や公卿を輩出する藤原氏北家や村上源氏らに限られる。

第二節 撰関期の選定方法

このような現象が見られる原因は滝口の選定方法にあると推測される。次に、この時期の選定方法を見ていく。

先に滝口は試射によつて選出するとしたが、早くも『西宮記』執筆段階には、「近代不試」という状況であった。射芸を行ったという記事は、この時期には後一条・後朱雀即位時の二例しかない。そこで米谷氏は後一条即位時を一つの画期と見て時期区分をしているが、再考の余地がある。後一条即位時の滝口選出の記事は多くの史料から復元できる。概要を述べると、上達部（公卿）がそれぞれ候補者を記した滝口名簿を撰政藤原道長の許に寄せる。候補者

が多いため名簿を蔵人頭藤原資平に下し、五位蔵人二名を具して、左近衛府弓場で試射を行う。候補者二十二名の内の当てる者はわずか三名だったが、十七人を選び、先朝(二条天皇)の上臈三人を加えて滝口を二十名とする。

ここで①選出の責任者が摂政道長、②試射の執行は蔵人頭資平であるという二点を確認したい。これ以前で即位時の滝口選定に触れている記事は、(A)村上天皇・(B)花山天皇・(C)三条天皇即位時の三例で、それぞれ(A)関白太政大臣藤原忠平が朱雀上皇に滝口の人数を問うこと、(B)先帝の滝口を含む十人の滝口を貢奉によって選ぶこと、(C)権中納言藤原行成が一条讓位の日、敦頼の名簿を滝口に寄せ、左大臣道長に申して右衛門督に付し、右衛門督がこれを頭弁源道方に付したことが書かれている。このときは摂関が置かれていなかった。

この三例から滝口選出の主導者が摂関乃至は左大臣にあることが分かり、花山・三条即位時の記事から公卿が名簿を寄せていることが窺える。米谷氏は後一条即位以前の滝口選定は「蔵人頭の権限が絶対的」としているが、蔵人頭が主体となつている二例はいずれも即位時ではなく、それぞれ花山天皇と一条天皇の在位期間中である。また一条在位中の長保元年(九九九)、蔵人頭行成は任滝口の宣旨を下されたという事実確認だけ行っている。これらのことを

総合すると、この時期は即位時には公卿の貢奉で選ばれ、定員を超えれば試射を行う。在位期間中の滝口の補充は蔵人頭主導で行われると判断できよう。そしてそれらの候補者が必ずしも摂関や蔵人頭の私的従者だけでなく、貴紳に随従する受領層や家司との関係を隔てた者が一般的だったことを米谷氏は指摘している。

第三節 摂関期の職掌

一条天皇在位中の寛弘五年(一〇〇八)の大晦日に、内裏に盜賊が侵入するという事件が起こったことが『紫式部日記』に書かれている。ところが、脅かす外敵から天皇を護るといふ任務を怠った滝口が処罰されていないこと、また『小右記』の中でこの事件に関して全く触れられていないことなどから角田文衛氏は、天皇は暗殺やクーデターといったことの起こり得ない存在、即ち「僧王」(乃至はそれに近い存在)であると述べている。

高橋昌明氏はその説を引用した上で、滝口の職掌の中から特に鳴弦や勅使(特に水との関わりの深い祭祀の勅使)などに注目し、滝口に対する期待を「辟邪の武」と規定した。即ち、滝口は物の怪やケガレといった「非物理的外敵」から天皇を護ることが主たる期待とし、暗殺や盜賊の侵入といった「物理的脅威」からの警護を二次的なものとした。

野口氏もこれと同様の見解を示している。⁽⁶⁾

しかし、滝口が任務懈怠のため処罰されている例は史料でも確認できる。⁽⁷⁾ また、こうした物理的・非物理的という対立構造は、寧ろ現代人の感覚から言っていることであり、当時の人にとってその両者はほぼ同様、乃至は区別が曖昧に捉えられていたと推測される。また、この高橋氏・野口氏両者の説に対して笹山氏は、特に滝口が勅使を務めた八十島祭などの祭祀に関して、「やはり藏人所との関係で捉えていくのが良い」との見解を示している。とはいいえ、今まで殆ど顧みられなかった滝口や武士の職掌に新視点を提出したこと、物の怪などにも武力が必要と考えられていたことなどを指摘している点は評価し得るだろう。

この時期、滝口が盗賊や放火犯などを捕らえた記事も散見する。例えば『御堂関白記』寛仁元年（一〇一七）正月廿二日条に、西中門の辺りで滝口藤原永資が黒装束の不審な男を捕らえたが逃がしてしまったので、南小門で滝口至高が射たことが記されている。なお、永資と至高がその功により大舍人允と修理進に任命されたことが『日本紀略』同廿四日条に書かれている。普通滝口は、その上日・上夜数によって労を積むことで、除目の際に任官されたが、こうした盗賊捕縛などの別功によって任官される例も多い。⁽⁸⁾

これらの事実から考えて、やはり滝口は宮中（特に夜間）

の警備（物理的・非物理的外敵共に）を主として期待されていたという従来の見方で問題ないだろう。いわゆる「物理的脅威」に対して武力で解決する記事は、決して多いとは言えないかも知れないが、それは彼らが警衛する範囲が内裏周辺ということ、普段は盗賊などの侵入は不可能であるし、射殺などの殺生を行ってケガレを発生させないよう注意せねばならないという制約⁽⁹⁾から判断すれば、この時期の滝口はこうした主務に当たっていたと言える。

その他の職掌としては、滝口一名が齋宮や齋院に伺候すること、⁽¹⁰⁾ 賀茂祭で馬副を務めること、石清水八幡宮などの奉幣使のお供を務めることなどが挙げられる。しかし、長和五年（一〇一六）には、天皇の御物忌に祭祀が重なった際、内裏の滝口が欠けてはならないと藏人頭が述べていることからも、禁中警衛が最優先であったと言えよう。また、滝口本所歌合が行われたのもこの時期である。⁽¹¹⁾

第四節 摂関期の構成員

この時期の滝口は院政期ほどには人名が検出できないが、大まかな傾向は確認できよう。表三を見ると、藤原・源・平氏が約六割を占め、次いで紀氏、中原氏と続くが、他の時期に比べ、その他の氏族が約四分の一にもなる。この中には「表一」7・大中臣康遠のように滝口任後、武官以外

に任じられる氏族出身の者も含まれる。また小野氏・大藏氏のように承平・天慶の乱で活躍した軍事官僚の末裔と推測される者や、古代武人氏族の伴氏らも見られるが、いずれもこの時期特有の氏族であり、後世までは続かなかった。本論では、代々滝口を輩出する家を便宜上「滝口の家」と呼ぶことにするが、先の諸氏族はいずれも「滝口の家」を形成するには至らなかった。「滝口の家」となった氏族には利仁流藤原氏らがいるが、彼らは「辺境軍事貴族」と考えられ、地方に基盤を持ち、中央の貴族に従属しながら朝廷に出仕していた。彼らが滝口を代々務め得たのは、やはり当時の滝口選定方法である公卿の貢挙に起因するだろう。そうした点で、藤原忠平を私君と仰いだ平将門が滝口を務めていた可能性がある（「表二」138）ことも興味深い。またこの時期、受領まで昇る者が比較的多いが、このことは米谷氏も指摘しているように、撰関期の特徴である。

以上のように、滝口は、撰関期の撰関家を中心とした公卿の貢挙という選定方法のため、主として軍事官僚や、公卿と直接的・間接的に結び付いた辺境軍事貴族らによって担われていた。その結果、公卿などの私事にも駆使されはじめた。主務である禁中警衛はこの時期は比較的期待に込めていたと言える。

第三章 院政期の滝口

前章では、滝口が私事に従う傾向が見られはじめたという米谷氏の指摘を受けて、その原因は公卿が滝口を貢挙するという撰関期の選定方法にあることを明らかにした。その後の滝口は以下示すように大きく変貌する。院政期の滝口については米谷氏が精力的に研究されているが、ここでは事実確認と考察を試みる。

第一節 院政期の選定方法

院政期の滝口がそれ以前と大きく異なっている点は、その選定方法にある。

新しい選定方法は、堀河天皇即位時の応徳元年（一〇八六）の記事から復元できる。まず十一月二十日に、所衆・出納らと同じく、白河院の滝口上臈三人が譲られ、続く十二月八日には、白河院らが御給として推挙した十六人の射芸を試みている。しかし、「難_レ有_レ試、不_レ被_レ定_レ射芸之善悪」とあるように、その結果にかかわらず全員が滝口となった。以後、御給として滝口を推挙することが通例となる。

これらの推挙主（給所）を分析するため、一覧表にしたのが「表四」である。給所を天皇家・撰関家・その他の三種に分類したが、圧倒的に天皇家が多い。給所の名を記

した天皇即位時に関する五つの記事からは給所の実に五割を天皇家で占めていることが分かる（「グラフ」参照）。更に、給所の記事がない崇徳・近衛らの即位時も含めれば、給所の約六割は天皇家だったと推測されよう。人臣は、平氏政権下である安徳即位時の前右大将平宗盛や左兵衛督平知盛のような例外もあるが、基本的には大臣クラスまでが給所となり得た。米谷氏は堀河・鳥羽即位時までは大納言以上に推挙権が与えられたと見ているが、堀河即位時の記事に「左右大臣并殿北政所、依三重服坐無御給」と見えるように、本来なら大臣クラスで埋める予定だったが、臨時の形で大納言まで推挙権が回ってきたと考えられる。鳥羽即位時の権大納言藤原公実も同様に誰かの代わりだと推測される。このように一部、大臣クラスの人臣にも推挙権があったが、全体としては天皇のミウチが給所となる例が目立つ。この時期、幼少の天皇が給所を選定できるはずもなく、摂関家は試射を主導してはいるが、「表四」を見ると給所の選定にはあまり影響力を持ったとも考えられない。よって給所の選定には「治天の君」の意向が大きく働いたと考えられ、その証拠に高倉即位時に後白河院分として四名、安徳即位時には高倉院が二名、滝口を推挙している。また、二条即位時には後白河院が上臈三名に加え、更に六名を滝口している⁸⁷。しかも、上皇が自らの院武者所の者

を滝口に推挙する例も史料に散見する。

『西宮記』巻八「院宮事」に「上皇脱履之後、（中略）滝口為武者所」とあり、新帝に渡される一部の滝口（主に上臈）以外はそのまま院武者所になると早くから規定されている。しかし、院武者所が実質的に機能したのは円融讓位後であり、しかも三条・後三条上皇を除いては、白河院政開始まで武者所が置かれる余裕がなかったことを米谷氏が明らかにしている。よって摂関期の滝口は労を積んだり別功を立てたりして任官した者を除けば、殆どが天皇退位後に職を失ったと推測される。「尾張国郡司百姓等解」には、尾張守藤原元命の許にいた「有官散位従類同不善輩」として「前滝口二人」も含まれているが、このように受領に従って地方へ下向した者も摂関期には存在しただろう。

しかし、院政期に入って上皇の存在が常態となり、更に何人もの上皇が並立すると、武者所はいくつも組織され、天皇家の私的武力が充実してきた。滝口も仕えている天皇退位後の身分を保証され、京での官職上昇に専念できるようになる。中には天皇退位時に本貫地へ戻る者もいたが、多くは官職を得るまで京に留まったようである。

なお、在位中に関しては、従来通り蔵人頭が中心となつて、公卿らから推挙された者を滝口として補充している⁸⁸。

第二節 院政期の職掌

摂関期には滝口が宮中で盜賊を捕らえた記事が比較的に見られたが、この時期には激減する。十一世紀末から十二世紀初頭まではそれでも数例見られるが、それ以降は殆ど見られない。⁽⁹⁵⁾

院政期においてよく史料に登場する滝口の職掌は祭祀などの公役である。いくつか例を挙げれば、寛治七年（一〇九三）に四界祭の使を滝口四人が務めている。⁽⁹⁶⁾その他、石清水臨時祭や代替わりごとの八十島祭などの記事にも滝口が散見する。このような場では、弓箭を帯して行列に参加することにより、天皇の武力を公に、かつ可視的に示すだけでなく、実際に武力を発動することも当然ながらあった。例えば仁平元年（一一五一）には、賀茂行幸に際し人払いをしていた左大臣頼長の舍人二人が、皇后宮侍長源有春の従者二人に刃傷されるという事件が起こったが、左大臣の馬副であった滝口が搦め取った例がある。⁽⁹⁷⁾

他に、五節舞などの際に雑人が乱入・往反しないよう警衛することなども務めており、保元の乱では甲冑を着て、後白河天皇が避難した東三条殿の門を護っている。⁽⁹⁸⁾

しかし、摂関期まで見られたような、京中の盜賊追捕への参加はこの時期には全く見られず、滝口の活動範囲が著しく狭まったと推測される。これは院と結び付いた源平ら

軍事貴族の台頭と関係するだろう。

また、職掌ではないが、非公式の場で滝口と所衆が左右に分かれて相撲や競馬を行っており、いずれの場合も滝口が多く勝っている。⁽⁹⁹⁾『禁秘抄』中巻「滝口」に「大略同⁽¹⁰⁰⁾所衆」とあるが、それは祭祀などの公役においてであり、武士的資質は大きく異なっていた。

なお、この時期の滝口の様態として、懈怠の記事が目立ちはじめるとを特筆しなければならない。例えば、不仕の滝口を尋問するように他の滝口が蔵人頭に訴えたり、⁽¹⁰¹⁾五節の警護や御仏名に遅参したり、⁽¹⁰²⁾八十島祭の公役を上臈が逃げて事行に廻したりと枚挙に暇がない。かかる懈怠の原因を米谷氏は「或いは私領の経営に専念し、或いは公卿家や棟梁的武士の郎従としての雑事に従事する⁽¹⁰³⁾」ために平安京を離れる滝口が多発したと指摘している。しかし、こうした記事は保元・平治の乱や治承・寿永の乱などの内乱期に集中し、それぞれの時期の蔵人頭が策を練ったり、窮状を訴えたりする記事が散見することから、京中にありながら内乱に乗じて「称⁽¹⁰⁴⁾追討使共(供)」「籠居者⁽¹⁰⁵⁾」が殆どだったと推測される。

第三節 院政期の構成員

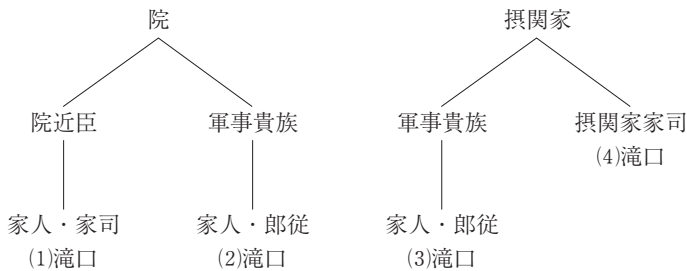
次に、院政期における滝口の構成員とその特徴を見てい

く。

先に確認したように、この時期の滝口は院や摂関家など諸権門勢家の御給としての推挙により選定された。「表三」からも窺えるように、摂関期に見られた古代武人氏族は漸次影を潜めていくが、この原因は滝口の選定方法にある。米谷氏は院政期の滝口を膨大な史料の比較によって、(a)院近臣より推挙され院から寵用された者、(b)棟梁的武士の家人・郎従より出身する者、(c)滝口勤仕を家例とする家筋という三つの特徴を挙げた。これらの特徴は的確ではあるが、当時の推挙権は主として院・摂関家という諸権門にあり、いずれにせよ彼らを介さなければ滝口に候することはできなかつた。米谷氏の指摘した特徴をふまえた上で、こうした理解から滝口となつた者を整理すると、この図のようになる。この図に沿って滝口の構成員を見ていく。

まず(1)院近臣により滝口に候した者の例として、「表二」166の藤原師光を挙げる。師光は後白河即位時に天皇自らによつて滝口に任命された。彼は元阿波国在庁官人であつたが、信西に目をかけられ、滝口に候するを得た。師光はのちに出家して西光と称し、鹿ヶ谷の陰謀の首謀者として斬殺されたが、このことから後白河院との私的つながりが窺える。この類型には他に「表一」165の平信成(業)らがいる。彼らの特徴としては祇候した天皇とのつながりが深い。

院政期滝口構成員



※女院は各々性格が異なるが、便宜上「院」に含める。

(特に退位後) ことが挙げられ、殊に「治天の君」となった天皇の滝口を務めた者の中には受領層にまで出世する者もいる。⁽¹⁰⁾

(2)は院に仕えていた軍事貴族の家人・郎従から滝口となった者である。伊勢平氏は早くに院と結び付いていたが、その家人・郎従から滝口となった例として、「表一」156・平季貞を挙げる。彼の父季遠は平忠盛の侍であった。また、鳥羽・白河院に仕えた源頼政の郎従である摂津渡辺党の者が滝口を務めた例が検出されるが、渡辺党はそれ以前から「滝口の家」を形成していた。⁽¹¹⁾頼政郎従以前の滝口である「表一」112・源重の給所は前々齋院令子(郁芳門院媍子の姉妹)であり、頼政の家である摂津源氏とのつながりは不明である。寧ろ渡辺党は、三浦圭一氏が明らかにしたように、牧経営を主たる業として朝廷に出仕し、それを摂津源氏が郎従化したのではないだろうか。また、「表一」258・藤原時頼(平重盛の侍)は越前齋藤氏の者であるが、齋藤氏も早くに「滝口の家」を形成していた。この類型は摂関期からの「滝口の家」が多く、寧ろそれらの武士を院に仕えた軍事貴族が吸収し、主従関係を結んだと言えよう。

(3)の摂関家に仕えた軍事貴族の家人・郎従から滝口になった者もその傾向が強い。山内首藤氏も「滝口の家」の一つだが、彼らは『保元物語』などでは河内源氏重代の家

人として描かれている。⁽¹⁰⁾しかし治承・寿永の乱で山内首藤滝口三郎経俊は平氏方につき、斬罪の危機に瀕した。⁽¹²⁾このことから武士の固い主従関係は否定され、彼らが滝口に候し得たのは摂関家とのつながりにあると推定できる。このように(3)に分類される者は、摂関家の大番役で京に出仕し、それを軍事貴族が吸収した例や、軍事貴族の仲介により摂関家に候した例があると推測する。

(2)、(3)のいずれにせよ、「滝口の家」を形成した氏族は、身の栄達や在地基盤の安堵のため、最終的には院や摂関家といった権門とのつながりを求めたと見え、軍事貴族とは、利用し、利用されるというゆるい主従関係しかなかったと言えよう。

(4)は摂関家の家司などから滝口に候し得た者である。例えば宮道氏がそれである。宮道氏は第一章で見たように、宇多天皇の頃に武官に転じたが、かなり早い段階に藤原北家の家司となったようで、「表一」116・宮道成賢は藤原忠実、「表一」229・武国は藤原基房の推挙で滝口となった。

文徳源氏坂戸流も(4)の例で「滝口の家」を形成している。彼らの本貫地である坂戸(門)牧は摂関家領であった。⁽¹⁴⁾坂戸源氏は大番役により摂関家家司になったと推測され、その証左として某安季なる者が摂関家に私的制裁を加えられている。⁽¹⁵⁾某安季は「表一」93・藤原安季と同一人物である

と思われるが、彼は坂戸源氏の源康季であろう。坂戸源氏は一時藤原姓を名乗り、康季の父信季の時に源姓に復している。藤原安季なる人物が源康季と同一人ならば、滝口に候した時点では二十歳であり、当時の滝口の平均年齢通りなので、整合性は高い。この類型には他に、秦氏や中原氏、豊原氏⁽¹²⁾らがいるが、その根拠は「表一」に譲る。

以上四つの類型を確認したが、院政期滝口の推挙方法からも考えて、院政期の滝口は、いずれにせよ院や摂関家との直接的・間接的つながりを以て滝口に候し得たと言える。しかし院以外の給所は一人推挙が原則であったので、米谷氏の言われるように成功があったことは想像に難くない。なお、天皇家に入内した女性は、父方の侍を推挙する傾向があることも、興味深い特徴である。

また、西岡虎之助氏は牧を武士発生の一要因としている⁽¹³⁾が、牧司が「滝口の家」を形成する例も見られ、先に示した平将門も牧司であったという福田豊彦氏の指摘は興味深い。院政期における滝口の出世コースは、米谷氏が明らかにしたように、滝口（武者所）、↓馬允↓兵衛尉↓衛門尉↓兼檢非違使が一般的であったが、馬允の性格ともあわせて考えると、馬芸も滝口に求められた資質の一つと言える。官牧や摂関家牧などの牧司（乃至はその子息）が滝口になる例も多かったに違いない。

この頃の滝口は、小規模であるが郎従を抱えていた。公役に郎従を具した例⁽¹⁴⁾も多いが、日常の禁中警衛にも連れていた可能性がある。滝口が郎従を抱えられるのは、多くの滝口が在地領主層であったためと推測できるが、いずれにせよ武力機構としての滝口はある程度の組織力を備えていたと言える。

以上のように、院政期に入り滝口は、院や摂関家などの御給としての推挙によつて選ばれるようになった。そのため、諸権門と結び付いた武士身分を有する氏族のみが「滝口の家」を形成していく。中には軍事貴族に仕える滝口もいたが、権門とのつながりを前提とするゆるい主従関係に過ぎない。内乱期には任務の懈怠も進み、深刻な問題となった。

第四章 鎌倉前期の滝口

以上のように、複合権門たる院や摂関家との関係で院政期の滝口を見てきたが、治承・寿永の内乱後、武家権門としての鎌倉幕府が台頭し、次第に軍事・警察権を掌握するようになる。そこで本章では、後鳥羽天皇即位時から承久の乱以前の仲恭天皇までの十二世紀末から十三世紀第一四半世紀を範疇に、滝口の変化を追っていく。

第一節 鎌倉前期の選定方法と職掌

鎌倉幕府成立以降も、滝口の選定方法はさほど変化がなかったようである。後鳥羽⁽¹³⁾・土御門両天皇の即位時にも先帝の上臈三人が譲られたのち、摂政が給所の名簿を蔵人頭に下し、頭が給所に推挙を求めるといって一連の手続きがあった。『吾妻鏡』建久五年（一一九四）十一月廿九日条に、

東六郎大夫胤頼子息等令^レ祇^レ候本所滝口^二事。向後雖^レ不^レ申^二子細^一、進退可^レ任意之旨、被^レ仰下^二云々。

とあり、滝口に候するを家例とする者には、幕府も口を挟まなかったことが分かる。

しかし、内乱期を経てもなお、滝口の懈怠の記事が散見し、剩え滝口が喧嘩を起こす事件が頻繁になってくる。こうした事実の背景には、当時の官職受容が関わってきたと考えられる。第三章で述べたように、滝口は労や別功により馬允に任じられるのが院政期には一般的であったが、次第にその原則は崩れはじめ、その濫觴が早くも永元元年（一一一八）から見え、滝口一臈でかつ成功を行い、一気に衛門尉などに任じられる例も見られる。労を積んだり盗賊追捕などの功を立てたりするよりも成功の方が有効となり、任務懈怠が更に悪化したのだろう。最も問題となった建永元年（一二〇六）の喧嘩も、上下臈による労次争いに原因があると推測される。前章で、院政期から滝口に候するた

めの成功があったという米谷氏の指摘を挙げたが、永久二年（一一一四）に、関白の仰せと称して滝口になろうとした男が捕らえられるという事件が起きる。こうしたことからも滝口に候する利点を考える必要がある。

米谷氏は、五位下六位の官位を有する者の子息が「もつぱら馬允の如き下級武官職を獲る」ことが滝口勤仕の目的であると見ている。しかし、滝口は下級武官職への足掛かり以上の魅力もあつたろう。それは公役に対する送物である。その典型的な例が新嘗祭・豊明節会警衛に対する滝口送物である。これは豊明節会で五節舞姫を貢進した者（公卿や受領ら）が、その際に警衛の滝口に対して贈る物である。この滝口送物に関しては、治承二年（一一七八）七月十八日付の山陰諸国司宛の太政官符案の中に「⁽¹⁴⁾ 応^レ停止五節櫛棚金銀風流并滝口送物過差^二事^一」という条がある。ここではその具体的内容が記されていないが、建久二年（一一九二）三月廿八日宣旨でも、同じく過差を禁じられ、送物の内容も詳しく書かれている。文治五年（一一八九）に滝口が、送物をしなかつた長門・紀伊の受領に散々暴言を吐いたという事件が起きるが、そのことから滝口送物は滝口にとって重要なものと推定できる。この他にも、建永元年（一二〇六）の勸修寺御講結願の公役に際し、法眼増円から太鼓などを給されている例などがある。史料上にはあ

まり表れないが、特別な公役には同様のことが多くあったと思われる。また、院政期以降の天皇は幼少とはいえ、天皇に近侍するという多少の自負もあったろう。

その他、鎌倉前期の滝口の職掌については、順徳天皇の『禁秘抄』に詳しいが、その殆どは性格上他の史料には見られない。

第二節 鎌倉前期の構成員と承久の乱

鎌倉前期の滝口は「表一」からも窺えるように、姓不明の者が多い。しかし院政期と同様、院や摂関家などと直接的・間接的につながりを有した者が主体であったようであり、先に示したように鎌倉幕府の意向が働いた様子はない。非御家人も多く含まれていたと推測され、滝口には一見、幕府成立の影響は見られない。

しかし十三世紀以降、徐々に滝口を離れる者が増えはじめ、承元四年(一一二〇)には幕府に対して、御家人を滝口に候させるよう勅が出されている。そこで幕府は滝口経験者の子孫である者に、その旨を伝えているが、このような状況に至るには間接的に幕府の影響があったと言える。それは慈円が「一度ノ除目ヲ見レバ、朝負尉(衛門尉)・兵衛尉、四十人ニヲトルタビナシ。千人ニモナリヌラン」と嘆くように、御家人の多くが衛府尉となった。そして青

山幹哉氏の説くように、衛府尉が「完全に侍身分上層の別称と化し、より具体的には武士の名譽と身分の標識となった」ことが滝口の魅力を低下させたのだろう。また、新制に滝口送物の過差を禁じる条項が全く見出されなくなる。これは滝口の勢威が衰えた証左となる。以上のように滝口であることの経済的利点も消滅する。このため滝口の意識も低下し、滝口の懈怠・離心が相次ぎ、よって朝廷が幕府に御家人を滝口に候させるよう求めたと考えられる。

それでも一部「滝口の家」の者は、滝口に候し続け、公家権門の私的武力という途を選択する。その好例が「表一」266・後鳥羽朝の藤原秀康である。彼は「滝口のきり(マ、)物」と評され、後鳥羽退位後、すぐに滝口から兵衛尉になる。それ以降も後鳥羽院の北面の武士・西面の武士として寵用され、一族も次々と北面、西面などを務め(「表二」102・107参照)、承久の乱では上皇方の総大将として官軍を率いた。また、承久の乱最初の合戦・越後国願文山の戦いで、幕府軍と交戦した酒匂八郎家賢(乱逆の張本・藤原信成の家人)が、「神変弓上手」と讃えられ、「腰滝口」と号した藤原季賢の子孫であったことは、決して偶然ではない。代々の「滝口の家」の者が深く院や摂関家などの公家権門と結び付き、その私的武力となっていたためである。

第三節 承久の乱以降の滝口

最後に、若干その後の滝口の様態を見ていく。先に示したように十三世紀初頭、朝廷から幕府に御家人を滝口に候させるよう勅が出されたが、寛喜二年（一二三〇）には「滝口無人之間、仰_レ経歴輩之子孫可_レ差進」という院宣が幕府に下され、幕府は小山・下河辺・秩父ら八氏に対し、一人ずつ滝口に候するよう下知した。一見すれば同一内容とも受け取れるが、それ以前に東胤頼の子孫が滝口に候することに「進退可_レ任意」と幕府が仰せ下している。このように承久の乱以前は朝廷が諸家に対して「可_レ参候」と命じており、幕府の意志は介在していないことが分かる。しかし承久の乱後は、幕府が諸家に対して滝口に祇候するよう命令している。即ち、滝口の選定を幕府が担っているのである。無論、即位時は原則的に御給制による推挙が続いていたと推測されるが、まとまった人数の欠員が生じた際に幕府が候補者を推挙する権利を得たと見られる。当時の滝口の定員は二十人と思われ、幕府の命で八氏族から一人ずつ滝口に候したのならば八人となる。決して無視できる構成比ではなく、以前のような公家権門の私的武力という性格は減衰したと見ても差し支えないだろう。系図類を見ると渡辺党ら特定氏族は引き続き滝口を輩出したが、人数が揃わないのか十三世紀末には有官の滝口も現れはじめる。

滝口の低年齢化も見られ、武力的側面はさらに低下したと推測される。

具体的な職掌は、滝口が漸次史料から姿を見せなくなってきたので、『禁秘抄』から推測するしかないが、儀式や祭祀などの公役が殆どで、以前のように宮中での盗人・放火犯追捕といった武力の発動は皆無に等しい。

形式的には、滝口は明治維新まで続くが、滝口などの宮廷下部職員の出緒を持つ家の者が世襲的に任じられ、平日は京市内で商売を営み、儀式の際だけ参候したに過ぎない。この傾向は、天皇家の私的武力として位置付けられた東宮帯刀舍人・北面の武士においても同様であったろう。

以上のように、公家権門との結び付きの深かった滝口は、武家権門たる鎌倉幕府に介入の余地を与えず、公家権門の私的武力として生き長らえていたが、承久の乱を契機に幕府に手を加えられ、儀式・祭祀の公役が主務となり、武力発動主体としては有名無実化していった。

おわりに

以上滝口の変化を見てきたが、煩雑な考察に終始したきらいもあるので、最後に要点のみを挙げておく。

滝口は宇多天皇の治世に、天皇の家産機構たる藏人所の下に置かれた天皇の私的護衛兵であり、官職とは考えられ

なかった。⁽¹⁴⁾しかし序章で述べたように、天皇によって容認された「武士」の初例であり、この時点で武士は弓馬といった武芸を以て天皇（ひいては京中）守護を職とする存在であったと言えよう。しかし院政期には軍事貴族の台頭により、著しく滝口の活動範囲が狭められる。そして滝口は帯刀や北面らと同様、官職制度の階梯を用意された天皇の私的武力という性格に落ち着く。畿内近国も含めた地方から見れば、滝口をはじめとした朝廷から与えられた身分は権威的なものであったが、軍事貴族の台頭や鎌倉幕府の成立によってその身分に含まれた権威は低下していったと言える。

また、政治史的には滝口候補者を選ぶ者の変遷を見ることで、権威の象徴たる天皇を支える権力主体が窺える。即ち、創設期には天皇の藏人頭（天皇の意向が強かったと推測される）、摂関期には太政官制に基づいた公卿、院政期には複合権門としての院や摂関家などのミウチがそれぞれである。

そして天皇の捉えられ方。ここでは滝口を尺度としての一試案であるが、滝口はよく似た性格の帯刀や北面に比して、その構成員の出自が若干低い。具体的には四位〜五位程度の武官や受領を世襲する軍事貴族（その子弟も含む）は帯刀・北面には見られても、滝口には殆ど見出せない。⁽¹⁵⁾

このことはそれぞれの護衛主体の違いもあると思われる。即ち、東宮・上皇と天皇との性格の相違であるが、政争や僧兵の蜂起といった危険に天皇が直接見舞われる可能性は少ない。語弊を恐れずに言えば、それは「天皇の聖性」のためと言えよう。天皇を脅かす存在は、京中では盗賊などの小規模なものであり、辺境における異国の脅威は辺境の武力が担う問題に過ぎない。滝口は天皇の武力として戦場を駆けめぐる可能性はなく、保元の乱や承久の乱においても主たる軍事力は院の武力にあった。

以上、若干飛躍めいた結論にも至ったが、滝口は様々な問題と関わっており、その特殊性を見ていけば新たな視点を提起することも可能と考える。本稿は自らの非力のため、滝口のみ記述に走り、全体と比べての特殊性にまで至ることができなかった。しかし、わずかな武力とはいえ、滝口は護衛主体である天皇の権威を見ていく基準となることは分かっていただけだと思う。

註

(1) 以下特に断らない限り、本稿では滝口の武士をただ「滝口」とのみ表記する。

(2) 前田家本「西宮記」（新訂増補故実叢書、以下同じ）巻十一「侍中事」と巻十五「滝口武者」にその例を見出させる。

また卷十二「捜盜事」などには「滝口人」という呼称も見られる。

- (3) 吉村茂樹「滝口の研究」(『歴史地理』第五三卷第四号、一九二九年)
- (4) 野口実「撰閔時代の滝口」(福田豊彦編『中世の社会と武力』吉川弘文館、一九九四年) 五頁。
- (5) 笹山晴生(公開講演記録)「滝口の武者―その武力をめぐって―」(『白山史学』三三三号、一九九七年)
- (6) 註3同論文。なお、吉村氏は滝口創設期から鎌倉中期までを範疇にしている。
- (7) 米谷豊之祐「滝口武士考序説 特に十二世紀後期における様態」(『大阪城南女子短期大学研究紀要』九卷、一九七四年)
- (8) 米谷「院政期滝口の私主との関係及び勤仕様態」(『日本歴史』三八八号、一九八〇年)
- (9) 米谷「滝口武者考」(『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社、一九九三年)。なお、執筆年次は一九八一年。
- (10) 註4同論文
- (11) 註5同論文
- (12) 杉橋隆夫「鎌倉右大将家と征夷大將軍」(『立命館史学』四号、一九八三年) によれば、治承四年・寿永二年・元暦元年・文治元年・建久元年・同三年の六つが有力な説であるが、最初の説が安徳天皇在位時であることを除けば、後鳥羽天皇在位時と言えよう。
- (13) 例えば、貫達人「鎌倉幕府成立時期論」(『青山史学』創刊号、一九六九年) では、承久の乱の起こった承久三年に

画期を求めている。これは後堀河天皇即位時となる。

- (14) 註9同論文
- (15) 註4同論文
- (16) これは、宇多天皇によって滝口が創設されたとすれば、宇多が上皇となっていた醍醐天皇の時期にも、宇多の意志が働いていたと考えられることによる時期区分である。
- (17) 同 卷十二「捜盜事」
- (18) 醍醐朝では卷二「殿上賭弓」、卷四「童相撲」、卷十「侍中事」。村上朝では卷十四裏書などにその例が見られ、同 じように同時代史料に基づいて書かれたものと思われる。
- (19) 註3同論文
- (20) 註5同論文
- (21) 伊藤喜良『中世王権の成立』(青木書店、一九九五年) 九六頁。なお、皇統の権威が未確立であったことは、『大鏡』卷一「五十九代 宇多天皇」の中で、陽成上皇が宇多に対して「当代は家人にあらずや」と罵ったことから窺える。
- (22) 笹山晴生「東宮坊帯刀舎人の研究」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』下 吉川弘文館、一九七二年。のち同氏『日本古代史論集』研究) 東京大学出版会、一九八五年所収)
- (23) 坂上康俊「負名体制の成立」(『史学雑誌』九四ノ二号、一九八五年)。他に、この辺りの院宮王臣家と郡司・富豪層との関係は、戸田芳実「国衙軍制の形成過程―武士発生源史再検討の一視点―」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年。のち同氏『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年所収) や下

向井龍彦「国術と武士」(『岩波講座日本通史』六 岩波書店、一九九五年)なども参考にした。

(24) 註5同論文

(25) 同 第九「請罷藏人頭」献状」

(26) 同右 第九「重請解藏人頭」状」

(27) 註17参照。

(28) 『小右記』寛和元年六月廿二日条が最も分かりやすい例で、このとき藏人頭藤原実資は実五人の滝口を挙申している。

(29) 『続日本後紀』承和二年十一月七日条に、主計頭宮道吉備麿や女蕃少允同吉備継の名が見え、宮道氏が宿祢から朝臣になったことを載せている。また、『日本三代実録』には、弥益が宇多天皇即位以前、従五下漏刻博士(貞観十九年正月三日条)や従五上主計頭兼越後権介(元慶六年正月七日条)などを歴任していたことが見える。

(30) 『尊卑分脈』(『今昔物語集』卷二二ノ七など)から。なお、『今昔』や『勸修寺縁起』では、宮道弥益を宇治郡大領としているが、同時代史料では確証はない。

(31) 『古今和歌集目録』

(32) 『蛭川系図』については、太田亮『姓氏家系大辞典』五九四四頁所引の部分に依ったことを断っておく。

(33) 『尊卑分脈』より。なお、定国らの異母兄定文(母は大江乙平女)が従四位下右馬頭、定数(母不詳)が内舍人であることからその差が歴然としている。

(34) 同 卷十三「諸官旨」

(35) 註17参照

(36) 『本朝世紀』天慶五年六月二十九日条

(37) このことは、『大槐秘抄』に「寛平遺誠には、昇殿すべきものによくこ、ちよく、ゆみいるものとかやさぶらふ」とあるように、宇多天皇が射芸に優れた者を用いていたことと関連がある。

(38) 同 卷八「所々事」

(39) 『眞信公記抄』天慶九年五月五日条

(40) 註7・8・9同論文

(41) 註4同論文

(42) 宿所の位置が異なるのは、藏人所設置から約百年近く経ってから滝口が置かれ、より清涼殿や後宮に近い位置に武力を置こうとしたためと推測される。

(43) 『西宮記』卷十「侍中事」、侍中群要 第二、第四や『枕草子』五六段などからその様子が詳しく窺える。

(44) 『西宮記』卷十四裏書には、応和元年九月三日の記事として滝口や内藏官人らが二百カ寺誦経を修め、『小右記』永観三年二月八日条では伊都郡天竺寺に舞面形などを取り進めるために滝口良岑惟望が使となつてゐる。この点に關しては、渡辺直彦「藏人所牒の研究」『日本古代官位制度の研究』(吉川弘文館、一九七二年) 第五篇第三章に詳しい。

(45) 滝口の記事は『権記』『春記』『中右記』『山槐記』『兵範記』などに多いが、いずれも著者が藏人頭を務めていた時期に集中している。また、『小右記』の場合は、藤原実資の養子資平が藏人頭を務めていた時期に滝口の記事が多く見られる。

(46) 例えば、『権記』長保二年十二月廿日条には、「丑剋向飯室、訪少将。(左衛門尉信行・滝口卓茂相従也。)」とい

う記事が見える。

- (47) 例えば、『小右記』長和二年九月廿八日条に、滝口藤原信孝が野宮祿の使を務めたが、実資はこの信孝を「余僕也」と記している。しかしそれ以後、『小右記』に一度も信孝の記事がないことから、米谷氏は緊密な主従関係を保っていたわけではないと見ている(註8同論文二〇頁)。
- (48) ここでは『日本思想大系八 古代政治社会思想』に依っている。

- (49) 『御堂関白記』同年十月廿日条
- (50) 註8同論文一八〜一九頁。
- (51) 公卿の私事に従う例として、『今昔物語集』卷廿七ノ十二「於朱雀院被取餌袋菓子語」がある。そこには左大臣源重信に従って滝口藤原頼信が朱雀院にお供をしたことが書かれている。源重信は村上源氏ではなく、宇多源氏だが、やはり左大臣という公卿層の者である。それ以外の者を私主としていた史料は、管見の限りでは『春記』長暦二年十二月九日条が初見であろう。そこには検非違使俊基が滝口正任の紅衣を脱がして破却した上に、打調した旨が記録されている。そして続けて「件正任本俊遠之従者、令相從俊基云々、若其阿党一歟」と書いている。この俊遠・俊基は橘氏の父子である人物と推測される(『尊卑分脈』第四篇四八頁)。さて、この事件は齋院が俊基を非難して(同月十日条)、五位藏人少納言源経成が藏人所に召して問うべきとしたにもかかわらず、関白頼通によって許可されなかった(同月十一日条)。これは俊基の弟俊綱が実は頼通の息子であった(『尊卑』同)ためだろう。この滝口正任

が橘氏の従者となったのも、摂関家の縁があったかも知れない。

- (52) 註34参照。
- (53) 『兵範記』仁安三年二月廿八日条に、高倉天皇の滝口選定で試射を行うか否かを論じた際、長元(後朱雀即位時)と応徳(堀河即位時)以降は試射が行われていない旨が記されている。このことから後朱雀即位時に試射があったことが分かるが、同時代史料にはその様子は記されていない。
- (54) 註9同論文
- (55) 『小右記』長和五年二月二、三、九、十七、十八日条、『御堂関白記』同十七、十八日条、『左経記』同十七日条、『日本紀略』同条
- (56) この時期、先朝の滝口上臈を次の天皇に渡すことは通例となっていたようであり、二代の滝口を務めた者は早くも一条朝に見られる。「表一」14の藤原貞正がそれである。
- (57) 註39同条。また『禁秘抄』中「滝口」に「天徳四年七人召加」とあり、これは村上天皇在位中のことであるが、誰が主体となったかは定かではない。
- (58) 『御脱履記』に永観二年九月九日条として円融讓位の記事があるが、これは『小右記』逸文である。
- (59) 『権記』寛弘八年六月十三日条
- (60) また参考ではあるが、『栄花物語』卷十三「ゆふしで」によれば、敦良親王(のちの後朱雀天皇)の帯刀は、道長の手によつて選任されている。しかし滝口の選出においては専断することはできなかった。これは滝口と帯刀の性格の違いもあろうが、公卿による滝口貢挙が既に恒例化して

いたためとも解釈できよう。

- (61) 註8 同論文一 九頁。
(62) 『小右記』寛和元年六月廿二日条
(63) 『権記』長保三年正月廿六日条
(64) 『権記』同年十二月廿九日条
(65) 註61 同頁。
(66) 同年十二月卅日条
(67) 角田文衛「ある夜の紫式部」〔紫式部とその時代〕角川書店、一九六六年
(68) 高橋昌明『酒呑童子の誕生―もうひとつの日本文化―』(中公新書、一九九二年)二八―三五頁、「武士と王権」(高橋昌明・山本幸司編『歴史を読みなおす八 武士とは何だろうか』朝日新聞社、一九九四年)
(69) 註4 同論文二―一二頁。
(70) 『春記』長曆四年五月廿二、廿三日条に、滝口清原定清が夜大殿に入った盗人を捕らえることができなかつたことに對して、高陽院は「只至愚之甚也。只可_三恐申_二也」と非難し、「其罪不_レ輕。須_三解却_二也」と判断された。しかしこの定清は、関白藤原頼通の意志でちに勘当を免れている(六月十三日条)。因みにこの定清は同年十二月に左近陣の片庇が燃えていたところ、彼が檜皮や吉上などを壊して消火活動を行い、面目躍如となった(十二月廿八日条)。
(71) 註5 同論文一 五頁。
(72) 「表二」で言えば、50・後一条朝の紀孝任(左衛門少志、60・後冷泉朝の小野幸任(右馬允)が盜賊追捕の賞で任官。放火犯を捕らえた賞としては同じく後冷泉朝の61・菅野惟

通(左兵衛権少尉)、62・藤原友経(右兵衛権少尉)の例など。また、後一条朝の『小右記』寛仁三年四月十四日条には、京中の放火犯を捕らえた者には左右衛門尉を以て賞すという宣旨が滝口らに出されたことが記されている。

- (73) 『小右記』長元元年十一月卅日条に、昨夜、滝口藤原忠道が盗人を右兵衛陣辺りで射、逃走中に中和門で死亡したことが記されているが、そのために翌月の月次・神今食が停止されている(同十二月十日条)。内裏での死亡は神事や天皇に影響を与える。この点に関しては、丹生谷哲二「檢非違使とキヨメ」(『ヒストリア』八七号、一九八〇年)、のち同氏「檢非違使―中世のけがれと権力―」平凡社、一九八六年所収)や山本幸司「穢と大祓」(平凡社、一九九二年)第七章に詳しく考察されている。滝口もその警衛範圍が宮中なので、穢の發生に細心の注意を払い、死亡させないよう生け捕ることを求められていたと推測される。

- (74) 例えば、『小右記』寛仁元年九月九日条では、滝口紀惟光に永く齋院に候すべき宣旨が下った旨が書かれている。また、『本朝世紀』寛和二年六月十九日条には、伊勢齋宮の警護にあたっていた滝口平致光が齋宮と密通したという風聞を記している。

- (75) 例えば、『本朝世紀』長和二年四月廿三日条。

- (76) 例えば、『春記』長曆三年十二月十四日条。

- (77) 『小右記』同年四月十二日条

- (78) 『平安朝歌合大成』四に、滝口と所衆の歌合十番があり、後冷泉朝の治暦二年夏に開かれたと推定されている。

- (79) 「滝口の家」は、滝口のみを輩出するわけではなく、広

く東宮帯刀舎人や武者所、北面武士なども含めた下級武官職を輩出する家を指す。ただしこれらの職の間にも家格の違いが見られるので、容易に定義できるものではないことを付言しておく。

- (80) 「表二」16・紀守親、23・紀宣明、45・藤原頼輔ら。しかし、彼らは元々受領層を歴任する家の者である。

- (81) 註9同論文一九、六三頁。

- (82) 註7・8・9同論文

- (83) 「柳原家記録」同年十一月廿、十二月八日条。なお、活字本化されていないため、『大日本史料』第三編之一による。

- (84) 堀河即位時は先に示した註83の史料だが、鳥羽即位時は『中右記』嘉承二年十月十二日条、後白河即位時は『山槐記』久寿二年八月廿八、十月一日条、高倉即位時は『兵範記』仁安三年二月廿、廿八日条、安徳即位時は『山槐記』治承四年三月四日条に詳しい。

- (85) 註9同論文五五、五六頁。

- (86) 註83十二月八日条

- (87) 『兵範記』保元三年八月廿日条

- (88) 「表二」では、白河院武者所から堀河天皇の滝口になった83・源重貞、同じく白河院武者所から鳥羽天皇の滝口となった130～132の宮道式成・源満・某則員らがその例で、他にも多く散見する。この原因を米谷氏は「院がその武技や忠実さの故を以て囑目していた武者所をして、任官の機会を速く得させるためのはからい」(註8同論文二八頁)と見ている。

- (89) 米谷「院北面武士追考―特に創始期について―」(『大版

産業大学論集』人文科学編七〇号、一九九〇年。のち同氏『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社、一九九三年所収)

(90) 永延二年十一月八日付。東京大学史料編纂所本(『日本思想大系八 古代政治社会思想』による)には「前滝口二人」が書かれているが、「宝生院文書」(『平安遺文』三三九号)にはない。

- (91) 『小右記』永観三年三月十四日条に「殿上及藏人所・武者所等、相通勤^レ其上日、可^レ給^レ京官御給」とあるように、院武者所も滝口と同様に、労を積むことによつて、馬允などに任官することが通例となった。

- (92) 後白河即位時に、通例では先帝(近衛)の上臈三人が送られるのだが、『山槐記』久寿二年八月廿八日条によると、上臈のうち平成永は重服で、藤原信遠は越後に向かったため、四臈・五臈が代わりに滝口として渡された。この信遠は何者か不詳であるが、越後国に本貫地を持つ武士と推測される。また、この時三人の他にも二人先帝の滝口七臈・八臈が譲られているが、これは近衛の死による讓位で院武者所は組織されなかつたための救済措置と考えられる。

- (93) 在位期間中の滝口の補充の史料としては、『中右記』寛治七年三月八日条、『兵範記』仁安二年三月八日条などがあるが、詳細は分からない。しかし、『兵範記』仁安二年閏七月十六日条や同三年二月十五日条などでは藏人頭平信範が主体となっていることが窺える。また、同二年五月廿八日条では滝口を挙申した者として、頭中将藤原実家と右衛門佐平忠度の名が見られ、在位中の補充は御給ではなく、挙申する者の身分もさほど問われなかつたようである。

(94) 『中右記』 嘉保二年十二月七日条には、除目の間に大駘に侵入した盗人を滝口平兼政が射殺しており、九日条には別功として馬允に任じられている。また、同 康和四年十一月四日条にも物袋を盗んだ犯人を滝口や序下部が搦め取ったことが記されている。その他、『朝野群載』九「功勞」には、永久二年三月十九日付で、滝口大江遠兼が犯人を搦め取るという別功により、左右馬允への任官を請うている申文が見える。

(95) 例外として、仁安四年正月下旬に滝口藤原能範が陣頭で殺害犯人を搦め取り、別功賞を催促する旨が見られる(『兵範記』同年二月廿八日条、『平安遺文』四八三五〜四八三七号) だけである。

(96) 『中右記』 同年三月八日条

(97) 『兵範記』 仁平四年三月五日条

(98) 『山槐記』 永暦元年十二月十五日条

(99) 『本朝世紀』 同年九月七日条

(100) 『山槐記』 永暦元年十一月廿三日条。また同 応保元年十二月十七日条には、三位殿入内の際し、あちこちの扉を開き、それぞれ滝口二〜三人ずつ候させ、雑人の往反を禁じさせている。

(101) 『兵範記』 保元元年七月十一日条

(102) 相撲は、『中右記』嘉保二年八月廿二日条や『中右記』『長秋記目録』承徳二年八月三日条などに見られる。また競馬は、『中右記』『長秋記目録』康和四年六月八日条、『山槐記』永暦二年七月十三日条などに見られる。

(103) 『山槐記』 永暦元年十一月四日条

(104) 『山槐記』 永暦元年十一月十七日条

(105) 『玉葉』 承安二年閏十二月廿一日条

(106) 註98同条

(107) 註8同論文二八頁。

(108) 二条天皇即位時に蔵人頭となった藤原俊憲(信西の子)は不仕の滝口を召籠に処すのは「頭任意也」(『貫首秘抄』「不仕滝口召籠問事」とし、同じ二条天皇の蔵人頭藤原(中山) 忠親は五節の間は滝口を一人も欠かしてはならないが、「近日城外輩多、人数少。為之如何」(『山槐記』永暦元年十一月十三日条)と不満を漏らしている。また鎌倉前期の記事だが、後鳥羽天皇の頭弁源兼忠が藤原兼実の許に、滝口が近日祇候しないため問籍が欠如していることを相談に來ている(『玉葉』文治二年二月十四日条)。なお、この頃は六位蔵人も出仕していなかったようである(『玉葉』文治二年五月十六日条)。

(109) 『吉記』 治承五年四月十一日条。『吉記』の記主藤原(吉田) 経房も滝口の不仕を嘆き、出仕した滝口が三人以下の日は問籍を行わないという原則を五人、乃至は七人以下に改め、より多くの者を出仕させようとした。

(110) 註9同論文二六〜四一頁参照。

(111) 『平家物語』 卷一「鶴川軍」。なお、この藤原師光は、保元二年(一一五七) 十月に、造營の功によって左衛門少尉に任命されているが、この時点で彼は滝口内舍人であり、これは大出世と言えよう(『兵範記』 同月廿七日条)。

(112) 「表一」では、白河朝の71・橘頼里、後白河朝の165・平信成(業)や182・藤原能盛ら。頼里は死亡時に「父母不

知誰人。左近相撲最手故橋高行末孫。(中略)殊有別寵」(「中右記」承徳二年五月十日条)と記され、信成(業)は通世時に「兵衛尉信重男。(中略)天下第一之幸人也。偏法皇恩寵過人者也」(「吉記」寿永元年七月十五日条)と書かれているように、彼らは受領層の子息ではない。

(113) 伊勢平氏の家人・郎従から滝口となったことが確実に分かるのは安徳即位時の「表一」249・藤原(宮太)時員(平通盛の侍)、258・藤原(斎藤)時頼(平重盛の侍)らである。しかし、この時点での伊勢平氏の性格は武家権門に近く、容易には(2)に組み入れ難い。

(114) 『尊卑分脈』第三篇七六頁。

(115) 「表一」237の源競。また『山槐記』治承四年五月廿六日条には、宇治合戦で頸を斬られた者の中に、頼政郎等として源勸、加、副ら渡辺党の者が数名見られる。

(116) 渡辺党に関しては、生駒孝臣氏が同氏『中世の畿内武士団と公武政権』(戎光祥出版、二〇一四年)で、同時代史料や新発見の系図等を用いながら詳細に検討している。生駒氏は渡辺党をいくつかの家系に分けて各時代のそれぞれの拠るべき権力を選択しながら渡辺惣官を巡る同族争いをしていたことも解明しているが、拙稿では一括りに「渡辺党」と表現していることをお許しいただきたい。

(117) 三浦圭一「中世における畿内の位置」渡辺惣官職を素材として「『ヒストリア』三九・四〇合併号、一九六五年」のち同氏『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年所収)

(118) 渡辺党の祖源綱を源頼光の郎従とする説話を信じるなら、

撰津源氏と撰関家とのつながりから渡辺党を(3)に分類すべきである。しかし、院と撰関家は基本的に対立するものではなく、ミウチのつながりを有していたので、(2)と(3)は明確に区別できる性格ではないが、ここでは便宜上分けていることを付言しておく。

(119) 藤原時頼は『山槐記』治承四年三月四日条に「凡立坊時被_レ寄十七人」の帯刀の一人として記されている。しかし、同三年正月廿三日条の帯刀試の記事には擬帯刀にも帯刀にも時頼の名は見られない。先の安徳即位時の記事に、立坊時の帯刀は「其後不_レ被_レ加也」と書かれているので、彼が帯刀を務めたことは疑問である。帯刀が、仕えていた東宮の即位後、そのまま滝口になる例はこれ以前一つもなく、東宮と天皇の性格の相違を考える上で興味深い事実と言える。なお、文治四年九月六日付の「梶原景時下文」(鎌倉遺文「三四三号」)に、滝口入道(藤原時頼のこと)が以前に撰津国吹田荘を勝尾寺に寄進した旨が記されており、伊勢平氏とのつながりで畿内に荘園を有していたようである。

(120) 同 上巻、「平治物語」上・中巻

(121) 『吾妻鏡』治承四十一年月廿六日条。なお、山内首藤氏は相模国山内荘の住人であった。

(122) 『小右記』長和二年八月五日条に、左兵衛尉宮道式光が藤原実資家の厩司となった旨が書かれているが、その父である下総守義行も実資家政所別当であった。因みに式光は実資により滝口に推挙されたが(同 長和五年二月二日条)、有官のために認められなかったようである。

(123) 「表一」145・宮道惟則は源義賢の郎党とされるが、先に

示したように義賢が撰閲家との癒着を利用して郎党化したと推測される。

- (124) 『中右記』元永二年六月七日条に、近代、藏人所御厨が春日山階寺領に打ち入れられている旨が書かれているが、翌日条に具体的な撰閲家領として坂戸牧が見られる。藏人所御厨と相論があった牧の牧司の家が、のちに藏人所に属する滝口を代々輩出することは興味深い問題である。

- (125) 『後二条師通記』応徳三年八月廿八日条に、乗尻安季が奉幣使を辞退したため、厩へ召し籠められている。

- (126) 『尊卑分脈』第三篇四一頁の「大治五三十四死(六六十四歳)」という記事から逆算。坂戸源氏に關する記述は多く「尊卑分脈」、『尊卑分脈脱漏』(『統群書類従』第五輯上)に拠る。

- (127) 註8同論文三〇頁参照。

- (128) 「表一」から分かるように、藤原兼実は高倉即位時の24・能時、安徳即位時の262・奉(友)弘、後鳥羽即位時の263・章資と、一貫して豊原氏の者を推挙している。『玉葉』治承三年十二月八日条に、兼実家の侍始の記事があり、無官の侍として滝口能時と奉弘の名が見え、共に豊原泰頼の子であることが分かる。泰頼も家司である。また、「藤原兼実申文」(『東京大学資料編纂所研究紀要』一号所収「兵範記紙背文書」一一二号)に仁安三年四月五日条付で兼実が年給として能時を内舎人に任じるよう請う旨が見える。この頃能時は既に滝口であるが、滝口内舎人は滝口よりいい官職につく機会を与えられると思われ、そのために内舎人を望んだのだろう。なお、撰閲家と滝口との關係をあらわす事実として、院政期以降、滝口のうち一名が御直廬預

となるということがある。先の豊原奉弘も撰政兼実の御直廬預である(『玉葉』文治五年十二月八日条)。他に「表一」184・大江高範や296・惟宗行範らが御直廬預だが、これらは皆、撰閲の推挙した滝口である可能性が高い。

- (129) 註8同論文二〇―二二頁。

- (130) 例えば、後白河即位時に皇嘉門院聖子は「表一」173・中原景遠を推挙し、安徳即位時に中宮平徳子は「表一」249・藤原時員を推挙している。

- (131) 西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての『牧』の発展」(『史学雑誌』第四〇巻・二・三・五・七・八号、一九二五年。のち同氏「莊園史の研究」上 岩波書店、一九五三年所収)

- (132) 福田豊彦『平将門の乱』(岩波新書、一九八一年)第二章参照。

- (133) 註9同論文。明確には書かれていないが、のちに青山幹哉「中世武士における官職の受容」(『日本歴史』五七七号、一九九六年)三〇頁に要点をまとめてある。

- (134) 森田悌は同氏「平安前期の左右馬寮について」(『日本歴史』二七一号、一九七〇年)の中で、馬寮が平安初期以降軍事警察官司化し、馬允も弓馬にすぐれた者が任用されていることを明らかにしている。

- (135) 例えば、前滝口源競の郎等伴武道が伊勢初齋宮御所で靈狐を射たため、佐渡国に流される旨が『山槐記』治承二年閏六月廿四日条などに見える。

- (136) 例えば、『今昔物語集』卷廿四ノ十一「忠明治」値龍者語」には、滝口が警衛中に従者を召して酒肴を取りに行か

せる話が見える。また、滝口陣には衣を預かり守る雑仕女がいたことも、『御堂関白記』『小右記』寛仁二年五月十二日条などから窺える。

(137) このあたりの理解は、元木泰雄「撰家における私的制裁」『院政期政治構造の展開』とともに同氏「院政期政治史研究」思文閣出版、一九九六年所収。但し元となった論文の発表年次はそれぞれ一九八三、一九八六年に拠る。

(138) 『玉葉』寿永二年八月廿、廿八、九月一日条

(139) 『三長記』建久九年正月十一、二月一日条、『明月記』同年正月十三、廿五日条

(140) ここに書かれている東胤頼が滝口であったという記事は管見の限り皆無であるが、『吾妻鏡』文治二年正月三日条に、此胤頼者、平家執天下権之時、雖候京都、更不諛其榮貴。依遠藤左近將監持遠挙、仕上西門院。

と記されており、子息が滝口に候すことから考えても滝口であった可能性は高い。なお、頼朝軍蜂起段階から頼朝についた滝口経験者では唯一の例である。

また、同承元二年閏四月廿七日条には、胤頼の子息重胤が「可_レ級上日奉公名_二之由、致_二懇望_一」したので、挙申されて上洛した旨が書かれているが、この段階でも幕府は滝口に候すことに対して介入していないことが分かる。

(141) 『三長記』建永元年八月七日条には、祈年穀奉幣使発遣に際し、内侍備中と公役の滝口が選参した旨が記され、『明月記』同年十一月十二日条にも、五節に滝口が選参したため藤原定家は立ち疲れた旨が書かれている。

(142) 例えば『玉葉』文治三年十一月廿四日条に、滝口が藤原

兼実の隨身左番長秦頼武と喧嘩をしている記事がある。

(143) 『大間成文抄』第七「所々奏」に同年十一月廿九日付で、滝口源行康が伊勢遷宮に際して、私物八丈絹を進納し、左兵衛尉に任じられたことが記されている。

(144) 『大間成文抄』第八「所衆滝口」に治承三年正月十七日付で、滝口内舍人宮道式国が上日の労と賀茂初齋院卜定用塗料の進納により衛門尉を望み、先例として保元三年の大江遠業の例を挙げてゐる。また、仁安三年正月十一日付で、滝口橘信貞が上日の労により左右_二□□_一（兵衛？）尉を望んでいる（『兵範記紙背文書』九〇号、註128参照）ように、この頃には滝口が馬允になる原則が崩れはじめてゐる。

(145) 『三長記』同年六月廿六日、廿九日条、『明月記』同年六月廿六日条

(146) 『中右記』永久二年二月八日条

(147) 註8同論文二二頁。

(148) 『平安遺文』三八五二号

(149) 『三代制符』（『続々群書類従』第七輯所収）、『鎌倉遺文』五二六号など。今後、准じるべき内容として、

饗二十前、

前別、

一折敷、〈三枚、以_二様器盛_レ之_一〉、居物四種、〈様器〉

一折敷、〈汁〉、追物八種、一折敷、〈菓子八種〉、酒三献、

送物一具、

飯一外居、〈白木方一尺二寸、高六寸〉、菜十二種、〈白

木折櫃、方五寸、高三寸〉、結物八種、〈同〉酒一大瓶、

〈納三斗〉、交菓子二外居、〈白木方一尺、高五寸〉、雉

一羽、鯉一隻、(二尺已下、)塩二升、味噌一升、箸五十双、土器七百口、(大二百、小五百、)折敷五十枚、組一枚、(包丁刀一柄、)灰二籠、(五斗、)薪二荷、

が挙げられているが、これだけでも豪華であり、禁令が出された頃にはこれ以外に、「皿盤之儲、殆費万錢、海陸之珍、其値千金」といった様子であった。

(150) 『玉葉』 同年十二月八日条

(151) 『三長記』 同年八月四日条。また、『長秋記』保延元年八月十四日条には、放生会のため撰津国宿院に使が行った際、供奉した輩の中でも所衆と滝口は特に饗応を受けている。

(152) 撰関期の記事ではあるが、「表二」一条朝の33・安倍方は洛中で左衛門権佐橘為義に会った際、下馬しなかつたことを咎められて狩衣の袖を斬られ、それを恥辱に感じて出家した。これは滝口としての自負心のあらわれとも見える。また、『春記』長暦二年十二月十日条に「有官并如」此滝口之類」とあり、滝口は無官ではあるが、有官と同等と考えられていた。

(153) 『禁秘抄』には、御舟公役、草木を植える、宿直申、御使、殿上人を召す、雷鳴の際の鳴弦、雪山作り、犬狩などが見える。

(154) 『吾妻鏡』 同年五月十一日条。「有譜第之寄」家として、小山・千葉・三浦・秩父・伊東・宇佐美・後藤・葛西ら十三流が挙げられている。

(155) 『愚管抄』 附録

(156) 註133青山論文三一頁。

(157) 鎌倉時代には建久二年新制以降、八つの新制が出されて

いるが、五節櫛棚の過差に対する停止は見られても、滝口送物に関する条項は一切見出せない(水戸部正男『公家新制の研究』創元社、一九六一年参照)。

(158) 『明月記』 建久九年正月十九日条

(159) 『吾妻鏡』 承久三年五月廿九日条

(160) 『尊卑分脈』 第二篇三八七頁。

(161) 註154同条

(162) 『吾妻鏡』 同年正月廿六日条

(163) 『吾妻鏡』 建久五年十一月廿九日条。なお、第四章第一節引用部分参照。

(164) 註154同条

(165) 『禁秘抄』 中巻「滝口」に「員廿人」とある。

(166) 『平戸記』 寛元二年(一二四四) 九月十九〜廿四日条に、渡辺党遠藤氏の滝口二膈俊綱が渡辺惣官職を巡る訴訟を起こそうとしたが、彼に味方する滝口が一味同心して逐電したため数日間滝口が無くなった事件が記されている。少なくとも五名の滝口が俊綱に味方しているが、本来滝口と関係のない「渡辺惣官職」という渡辺党内部の問題に多くの滝口が加担していることがわかる。幕府からの出向ではない譜代の滝口を輩出する家が固定化していったからこそ起こった団結ではなからうか。この事件に関しては生駒氏が詳しく検討している(註116同論文第二章)。

他に坂戸源氏や越前斎藤氏らは承久の乱後も滝口を務める者が多い(「表二」参照)。

(167) 『職原鈔』に「有官滝口永仁被始置之」とあり、『有職袖中抄』「滝口」には「武官ノ任トナル事ハ八十九代龜

山院ノ文永中ニ始マル。源平重代ノ侍ヲ以テ任ズ」とある。のちの有職故実書で武官が滝口を兼任する濫觴として紹介されている。

- (168) 永仁三年（一二九五）八月に記された『布衣記』（『群書類従』第八輯「装束部」所収）に「滝口の事。七歳之年より十二三歳迄が本職なり。但御事闕時は十五六歳まで不苦。是は家之滝口事也。道滝口は年廿歳ばかりまでは可随也」とある。越前守齋藤助成の家に伝わる秘事をはじめ、『布衣記』には「滝口出仕次第」として具体的な装束や公務での所作、「家の滝口」と「道の滝口」の区別など他の史料では見られない記述が多く大変興味深い。『群書類題』では「後世の仮托の撰著」とされているが、なんらかの権利を主張するわけでもなく、滝口や北面に出仕する者のマニユアルの内容である。内容や人物比定など今後の史料検討を待ちたい。

(169) 註153参照。

(170) 『地下家伝』第十四冊に、嘉永年間（一八四八〜五四）まで世襲的に滝口に任じられた諸家が記されている。

(171) 下橋敬長『幕末の宮廷』（東洋文庫、一九七九年）に「滝口は昔時は清涼殿の滝口に伺候したのですが、後世はさようなことはありません。主上御葬送の節松明を持って靈柩の御前火を奉仕し、また入道親王御入寺の供奉をするぐらいのもの」（二八九〜二九〇頁）とし、それ以外には医者などをしていたと書かれている。

(172) 『有職袖中抄』（近世に成立）に「滝口・北面・東宮帯刀等一列ノ官也」とある。

(173) 『中右記』永久二年二月八日条に、明法博士志中原明兼が「於滝口者非官職」としている記事があり、『禁秘抄』中巻「滝口」でも「無有官」と書かれている。しかし、近世の有職故実書や『幕末の宮廷』（註171参照）では官職とされている。江戸時代には官職と捉えられていたのだから。

(174) 米谷氏は、滝口任後に得られる「馬允のような卑官でも、生国の在庁官人や周辺の豪族に対して充分に威を張ることができた」（註9同論文五六頁）としているが、先にも示したように滝口を務めることも同様に権威的であったと推測する。

(175) 特に院政期、よく知られる河内源氏や伊勢平氏の者が帯刀（特に帯刀先生）や北面の武士を務めた例は多いが、滝口には見られない。

[追記] この論文は、一九九八年に立命館大学文学部に提出した卒業論文を加筆・修正したものである。執筆から長い年月を経てしまったが、私のことを見捨てず叱咤激励してくださり、拙論を公開する機会を与えてくださった野口実先生に心より感謝申し上げます。

[表1] 滝口の武士一覧表

表の見方：同一の各天皇ごとに奉仕した人物に並べる。破線内は2人以上の天皇に奉仕した例。名前がゴシック体になっている人物は『尊卑分脈』などの系図で記載が確認された例。網掛けは系図類で滝口の武士を務めた天皇も特定可能である例。年号は便宜上西暦年で統一した。

番号	名前	史料	登場例	系図類の記述	最終官職	家系	備考
1	某 道範(則)	今昔物語巻20-10、宇治拾遺物語巻9-1	宣旨を承り陸奥へ下る				

陽成 ※宇多朝に滝口が創設されたと考えられるため、陽成朝にはまだ滝口が置かれていないが、2つの物語に採用されているのでこの表には掲載している。

2	藤原 邦良	醍醐天皇御記 920. 5. 5	滝口右馬允。鮮鹿を進める		右馬允		
---	-------	------------------	--------------	--	-----	--	--

村上

3	文室 保持	貞信公記抄947. 2. 27	大内からの使				
4	伴 彦頼	々、九条殿記 947. 10. 4					
5	平 恒倫	集古浪華帖 伝小野道風消息6 通目より961. 9. 27筆と比定	滝口平恒倫の子息が大和御堂会奉仕。元服				

円融

6	某 惟茂	小記目録979. 8. 10	盗人のため疵を被る				
7	大中臣康遠	魚魯愚鈔980. 正	滝口の勞により神祇祐		神祇祐		

花山

8	良岑 惟望	小右記985. 2. 8	藏人所の使として伊都郡に行く				
9	藤原 正廉	同985. 6. 22	藤原実資奉申。滝口員数十五人				
10	平 致平	々	々				
11	藤原 俊蔭	々	々				
12	藤原 義方	々	々				
13	平 致光	日本紀略986. 6. 19、本朝世紀同	伊勢齋王济子と密通の由風聞	大宰権大監使(?)	大宰権大監使	桓武平氏長田	叔父の致成も滝口

花山、一条

14	藤原 貞正	小右記 985. 6. 22、同989. 7. 21 他	藤原実資奉申、粟田口で越前国三国行正を射殺	前滝口		利仁流	父の重光も滝口
----	-------	------------------------------	-----------------------	-----	--	-----	---------

一条

15	平 倫範	魚魯愚鈔文書標目992、小右記993. 正. 9	一乗寺より右京少進に奉申される、滝口		檢非違使右衛門尉		
----	------	--------------------------	--------------------	--	----------	--	--

番号	名前	史料	登場例	系図類の記述	最終官職	家系	備考
16	紀 守親	本朝世紀993. 12. 27	窃盗追捕で射留める	寛弘五十一使宣右門尉兵庫允滝口肥後守従五下	肥後守	紀氏	
17	中原 某	〃	窃盗追捕				
18	某 有延	朝野群載995. 8. 1	滝口月奏の例にその名あり				
19	伴 義信	長徳二年大問書(996)	任右兵衛権少志		右兵衛権少志		
20	源 景光	権記999. 7. 25、大問成文抄1002. 春	使として長門に遣わされる、任大炊允		大炊允		
21	平 嘉会	権記999. 12. 1	内蔵允藤原扶忠と闘乱				
22	平 時延	〃	箭を抜く				
23	紀 宣明	同999. 12. 29	滝口名簿を付ける	長和元十二使宣防鴨判官左馬允滝口左門尉安芸守従五上実左馬允宣時子	安芸守	紀氏	
24	菅原 輔時	〃	道長により任滝口の宣旨を下さる		右近衛将監		
25	惟宗 行賢	同1000. 5. 27	藤原親光と闘乱し追放除籍		周防介		
26	小野 卓茂	同1000. 12. 20、大問成文抄1068. 12. 23	藏人頭の従者、1003秋に滝口旁により任左馬少允		左馬少允		
27	藤原 高重	同1001. 正. 26	重家朝臣が滝口補任申請を奏上				
28	藤原 忠明	小記目録1002. 5. 22	あしかせを着ける				
29	藤原 道紀	日本紀略1004. 正. 14、権記同	道紀・武忠が本所にて争乱し下獄				
30	紀 武忠	〃	〃				
31	宗岳 時頼	大問成文抄1068. 12. 23	1004秋に滝口旁により任主殿少属		主殿少属		
32	紀 宣輔	日本紀略1006. 10. 11	山鷄を射て禄を給される	長元八三十使宣滝口兵庫允右衛門大尉下総守従五位下	下総守	紀氏	父、子も滝口
33	安倍 為方	小右記1008. 7. 12	恥辱を感じ出家。忠並孫。為良子			安倍氏	父為良は滝口内舍人

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
----	-----	-----	-----	--------	------	-----	-----

三条

34	某 敦頼	権記1011.6.13	行成が名簿を滝口に寄せる				
35	藤原 信孝	小右記1013.9.28	野宮祿の使。藤原実資僕				
36	三善 惟孝	大間成文抄1068.12.23、小右記1027.2.4	1015秋に滝口勞により任左兵衛少志、右衛門尉にして檢非違使に補せられる		右衛門尉		

後一条

37	紀 惟光	小右記1016.2.2、3、17、1017.7.4他	故豊後守惟明男、実資拳申、将監他		右近衛将監		
38	某 頼高	御堂閔白記1016.9.28	内裏の火付を消す				
39	藤原 永資	同1017.正.22、24、日本紀略1017.正.23、24	宿直時に御所の盗人を捕らえる。任大舎人允		大舎人允		紀略には「滝口内舎人長輔」とあり
40	藤原 至高	〃	宿直時に御所の盗人を捕らえる。任修理進	加賀介（藤原至孝、別人か？）	修理進	加賀斎藤氏	加賀斎藤氏祖忠頼の孫、紀略には「拱政隨身藤原良孝」とあり
41	大藏 忠親	日本紀略1017.2.6、御堂閔白記同他	殺害される。犯人は三善明孝				
42	藤原 光任	小右記1018.閏4.22、小記目録1020.6.27他	前夜滝口長実と抜刀闘乱、殺される				
43	藤原 長実	〃	前夜滝口光任と抜刀闘乱				
44	藤原 致時	左経記1020.10.5	盗人を射る				
45	藤原 頼輔	魚魯思鈔文書標目1022	任掃部権允	従四位下越前守周防守（別人か？）	越前・周防守	良門流藤原氏	
46	藤原 友良	小右記1023.10.28	滝口内舎人。少将命婦の男を捕らえる				
47	源 重	小記目録1025.4.22、左経記同4.26	祭日に東宮の使を射る				
48	藤原 忠道	左経記1028.11.30、日本紀略同29他	内裏の盗人射殺				

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
49	藤原 宗光	小記目録1032. 正. 7	閔白馬副で左史生錦保明に打たれる				
50	紀 孝任	大間成文抄1033. 秋、魚魯愚鈔同	盗人追捕の賞として左衛門少志		左衛門少志		

後朱雀

51	藤原 頼任	魚魯愚鈔文書標目1038	任右馬少允		右馬少允		
52	某 正任	春記1038. 12. 9、10	檢非違使俊基に紅衣を破却され打調される、齋院より申すこと有り				
53	某 能季	同1039. 11. 4、16、18、21	中務内侍の使として大原野に参る際下人を捕らえる、上総國に下向				
54	清原 定清	同1040. 5. 23、6. 13、春記脱漏同12. 28	盗人を捕らえざるにより罪に問われる、消火				
55	安倍 能輔	同1040. 11. 17	宿所預滝口一膳。打調される				
56	藤原 式奉	同1040. 11. 17、18	所衆恒定の冠を打ち落とす、除籍				
57	某 資高	同1040. 11. 18	所衆恒定に烏帽子をとられる				
58	藤原 行頼	大間成文抄1068. 12. 23	1044秋に滝口旁により任右馬少允		右馬少允		

後冷泉

59	源 初	扶桑略記1055. 3. 18、百鍊抄同	犯人を捕進。藏人右兵衛尉齊頼郎従				
60	小野 幸任	〃	犯人を捕進。任右馬允。源齊頼郎従		右馬允		
61	菅野 惟通	大間成文抄1066、魚魯愚鈔同	捕追放火犯人賞で任左兵衛権少尉		左兵衛権少尉		
62	藤原 友経	〃	捕追放火犯人賞で任右兵衛権少尉		右兵衛権少尉		

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
----	-----	-----	-----	--------	------	-----	-----

後三条

63	藤原 忠兼	大間成文抄 1068. 12. 23	滝口旁により任 右馬権少允		右馬権少允		
64	藤原 親季	〃	滝口一膳により 任大炊少允	従五位下少監 物	少監物	魚名流藤原氏	
65	中原 経俊	〃	滝口二膳				
66	大江 則正	〃	滝口三膳				
67	源 基通	朝野群載1071. 正. 26	左右馬允を申す				
68	藤原 基則	〃	去年春一勞源基 通を越えて任主 殿允		主殿允		
69	源 安	乙本、渡辺系図		後三条院任滝 口源五大夫		渡辺党	

白河

70	某 助遠	為房卿記1079. 6. 18	不仕により馬寮 に下さる			中臣?	
71	橘 頼里	帥記1080. 4. 13、 中右記1098. 5. 10他	内舎人、橘高行 末孫。のち越中 守		越中守		
72	源 栄	水左記1081. 12. 17、為房卿記同 18	任右馬允。滝口 十人増員し三十 人		右馬允		
73	菅野 則孝	為房卿記1081. 12. 18	去春除目で任右 馬允		右馬允		
74	某 信清	帥 記 1081. 12. 27					
75	源 高	魚魯愚鈔文書標 目1085. 正. 23、 2. 14他	官職を請う。第 一勞。任右馬権 少允		右馬権少允		
76	藤原 行長	同1085. 2. 14	二勞				
77	藤原 定道	〃	三勞				

白河、堀河

78	中原 則兼	柳原家記録 1086. 11. 20	先朝三膳已上				
79	平 季忠	〃	〃				
80	大江 則俊	〃、中右記 1096. 正. 23	〃、左馬允		左馬允		
81	藤原 貞季	同1086. 12. 8	滝口（四宮篤子、 先朝前滝口）		右馬允		
82	源 伝	乙本、尊卑分脈		従五位下滝口 大夫惣官白川 堀川二代滝口		渡辺党	

番号	名前	史料	登場例	系図類の記述	最終官職	家系	備考
----	----	----	-----	--------	------	----	----

堀河

83	源 重貞	柳原家記録 1086.12.8	滝口十六人(白河院御給、武者所)				
84	紀 久俊	〃	〃(陽明門院禎子)	滝口左馬允	左馬允	紀氏	
85	平 親政	〃	〃(太皇太后宮寛子)				
86	源 親貞	〃	〃(一品宮聡子)				
87	藤原 成正	〃	〃(殿姫宮令子)				
88	平 範国	〃	〃(前々齋宮俊子)		右馬少允		
89	藤原 孝貞	〃	〃(前齋院佳子)				
90	平 定季	〃	〃(姫宮禎子)				
91	平 盛正	〃	〃(姫宮善子)				
92	藤原 定清	〃	〃(摂政藤原師実)	諸陵助大夫 (別人か?)	馬允	良仁流	
93	藤原 安季	〃	〃(内大臣藤原師通)	叙留従五下二条大官侍使左衛門大尉	檢非違使左衛門大尉	坂戸源氏	康季の誤りか?
94	大江 親範	〃	〃(按察大納言藤原実季)				
95	源 家正	〃	〃(源大納言師忠)	皇太后宮少進 (別人か?)		清和源氏	祖父兼宗武芸達者
96	源 時宗	〃	〃(侍従大納言源雅実)				
97	藤原 季奉	柳原家記録 1091.正.28	任左馬允		左馬允		
98	平 兼政	中右記1095.12.7、9	盜賊を射殺、功により馬允		馬允		
99	藤原 貞元	同12.9	功により馬允になる		馬允		
100	某 清則	同1097.11.23	左中将忠教の命で女性を捕らえる		所雑色?		
101	某 兼吉	〃	〃				
102	大江 清章	本朝世紀1099.正.23	任左馬少允		左馬少允		
103	平 兼良	〃	中宮が臨時に申し任内舎人		内舎人		
104	橘 重時	同1103.2.30	任左馬少允		左馬少允		
105	栗田 豊彦	大問成文抄 1105.春	任左馬少允		左馬少允		
106	某 定国	台記1143.7.24	一膳により馬允で美作の人		馬允		

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
107	藤原 基親	尊卑分脈		堀川院滝口三 芳		利仁流	兄弟の基康も 滝口
108	源 双	渡辺系図		堀川院仕滝口 坊門左馬允	左馬允	渡辺党	

堀河、鳥羽

109	藤原 盛貞	柳原家記録 1086. 12. 8、中 右記1107. 10. 12	滝口十六人（前 齋宮媿子）、滝 口十人（内大臣 源雅実）				
-----	-------	---	---------------------------------------	--	--	--	--

鳥羽

110	藤原 盛俊	中右記1107. 10. 12	滝口十人（白河 院御給）				
111	平 秀(季)賢	〃	〃（堀河院中宮 篤子）				
112	源 重	〃、乙本、渡辺 系図	〃（前〃齋院令 子）	滝口惣官左衛 門尉鳥羽院北 面	左衛門尉	渡辺党	
113	源 康忠	〃	〃（前齋宮善子）				
114	藤原 成家	〃、大間成文抄 1116. 正. 29	〃（前齋院禊子）、 二膳	滝口雅楽允從 五下	雅楽允	利仁流	
115	橘 頼貞	〃	〃（前〃齋宮俊 子）				
116	宮道 成賢	〃	〃（摂政右大臣 藤原忠実）		左衛門尉		
117	平 真宗	〃	〃（左大臣源俊 房）				
118	源 行政	〃	〃（権大納言公 実卿）				
119	某 友宗	中右記1108. 10. 15	摂政忠実の内舍 人隨身に付けら れる				
120	某 実常	同1114. 正. 7	従者二人が濫行 により左獄へ				
121	大江 遠兼	朝野群載1114. 3. 19	犯人を搦め取る 功により馬允を 請う		左衛門少尉		
122	藤原 宗季	大間成文抄 1116. 正. 29	一膳により任左 馬少允		左近将監		
123	藤原 基康	〃	三膳				
124	源 経遠	除目申文抄	内舍人を望む		内舍人？		
125	源 行康	大間成文抄 1118. 11. 29	私物を伊勢宮に 進納し任左兵衛 少尉		左兵衛少尉		
126	栗田 章員	同1120. 正. 26	一膳により任左 馬少允		左馬少允		

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
127	源 佐(祐)時	々、1121. 正 . 23	二膓、一膓により任右馬少允		右馬少允		「助時」ともあり
128	長谷部忠連	々、々	三膓、二膓				
129	源 弘	同1121. 正 . 23	三膓				
130	宮道 式成	宇治拾遺巻7-7	的弓の上手		左馬少允		
131	源 満	々、甲本、乙本	々	滝口武者所右馬允鳥羽院北面ニ祗候弓上手、鳥羽院位滝口(中略)天下第一ノ弓上手也	右(左?)馬允	渡辺党	
132	某 則員	々	々		馬允	狛?	
133	源 計	乙本		実ハ住吉神主国基子也鳥羽院位滝口養子		渡辺党	
134	源 季範	尊卑分脈3・41		鳥羽院坊滝口右馬允右衛門尉従五位上	周防守	文徳坂戸源氏	子の季能も滝口
135	紀 奉政	尊卑分脈4・206		号紀馬允鳥羽院滝口左馬允頼政舎弟	左馬允	紀氏	子の政光も滝口

崇徳

136	橘 時政	中右記1129. 正 . 24	任右馬允		右馬允		
137	大江 貞房	平時信記1130. 10. 1	朝觀行幸の出車の公役				
138	藤原 清重	々	々				
139	藤原 俊基	々、同11. 4	々、日吉行幸の公役				
140	藤原 親良	同 1130. 11. 4、本朝世紀1142. 正 . 23	日吉行幸の公役、任左馬少允内舎人		左馬少允		
141	某 遠兼	々	々				滝口藤原景貞の父か鳥羽朝の大江?
142	平 行俊	兵範記1132. 12. 20	中宮髪上げの儀の内侍の車の警護				
143	紀 行近	中右記1132. 正 . 22	任右馬允		右馬允		
144	源 備	古今著聞集15、乙本、渡辺系図	滝口宮道惟則に殺される	崇徳院位滝口源次郎宮次郎滝口一	滝口	渡辺党	
145	宮道 惟則	々	滝口源備を殺す				源義賢の郎等

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
146	源 譜	乙本		崇徳院位滝口源五		渡辺党	
147	源 加	乙本		崇徳院位坊門次郎滝口		渡辺党	

近衛

148	惟宗 光政	台記1142. 10. 3、1143. 7. 24、1146. 2. 26	滝口、競射に長ける、任左馬允		左馬允		
149	源 来	本朝世紀1143. 正. 27	任左馬少允	右馬允左衛門尉	左衛門尉	渡辺党	
150	藤原 久道	同1146. 正. 23	任左馬少允		左馬少允		
151	中原 時重	同1147. 正. 28	任左馬少允		左馬少允		
152	源 近経	同1148. 正. 28	任右馬少允		右馬少允		
153	源 行弘	同1149. 3. 18	任左馬允		左馬允		
154	秦 佐康	台記1150. 6. 28、本朝世紀1153. 6. 11	頼長より滝口に推拳、賀茂社で齧行				「祐秦」とも
155	藤原 康遠	山槐記1152. 正. 28	任左馬允		左馬允		
156	平 季貞	山槐記除目部類1153. 正. 22	任右馬少允	雅楽助左兵衛尉従五下使左衛門尉後白川北面	檢非違使左衛門尉	清和源(養子)	父季遠は平忠盛侍
157	中原 季広	台記1153. 9. 14	頼長より滝口に推拳				
158	平 成永	兵範記1155. 8. 28	先帝の上臈				
159	藤原 信遠	々	々。越後に向かう				
160	源 任	乙本、渡辺系図		近衛院位滝口左馬允	左馬允	渡辺党	

近衛、後白河

161	惟宗 信綱	兵範記1155. 8. 28、除目大成抄1178. 正	先帝の滝口で滝口に		左馬允		
162	藤原 康隆	々	先帝の上臈で滝口に				
163	中原 久遠	々	先帝の四臈で滝口に				
164	大江 遠成	々、山槐記1156. 3. 1	先帝の五臈で滝口に、新大納言の使		檢非違使左衛門尉		備前国香登荘下司職、のち自害
165	平 信成(業)	々、吉記1182. 7. 15	先帝の七臈で滝口に、45歳で遁世。受領等を歴任		大膳大夫		

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
166	藤原 師光	〃、兵 範 記 1157. 10. 27	先帝の八幡で滝口に、任左衛門少尉		左衛門少尉		信西の家人、鹿ヶ谷の陰謀で首謀者
167	紀 信(宣)綱	山槐記1155. 10. 1	滝口(皇后宮多子)	滝口		紀氏	
168	平 扶之	〃	〃(白川前齋院統子)		檢非違使左衛門尉		鹿ヶ谷の陰謀に参画
169	平 康忠	〃、兵 範 記 1157. 10. 27	〃(内大臣藤原実能)、左衛門少尉		左衛門少尉		後院領大和国藤井莊預所

後白河

170	藤原 清貞	兵 範 記1155. 8. 28	滝口に寄せられる(崇徳院武者所)	武者所左馬允	左馬允	時長流藤原氏	子の清実も滝口
171	源 俊重	〃	〃				
172	平 宗行	山槐記1155. 10. 1	滝口(高陽院泰子)				
173	中原 景遠	〃	〃(嘉皇門院聖子)				
174	平 盛家	〃	〃(中宮呈子)				
175	藤原 兼光	〃	〃(批把殿前齋院禊子)		右馬允		
176	藤原 義行	〃	〃(姫宮)				
177	惟宗 重国	〃	〃(清和院前齋宮官子)				
178	平 成宗	〃	〃(前齋宮研子)		左衛門尉		
179	藤原 季弘	〃	〃(姫宮)				
180	橘 康行	〃	〃(関白殿藤原忠通)		右馬允		
181	藤原 為保	山槐記1158. 8. 5	元滝口で任左兵衛尉		右馬助		
182	藤原 能盛	保元物語下	頼長の死骸実験のため派遣	後白河院北面左兵衛門尉出雲守	出雲・周防守	良門流藤原氏	

後白河、二条

183	源 俊季	大問書1159. 正. 29	任左馬少允		左馬少允		即位翌春の除目なので先朝からの滝口と推測
-----	------	----------------	-------	--	------	--	----------------------

二条

184	大江 高範	兵 範 記1158. 8. 20	関白基実推挙。御直廬預				
185	某 盛光	山槐記1160. 11. 13	禁中は盛光なり				

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
186	惟宗 頼平	山槐記1160. 11. 30、同12. 1、15	召籠を解く、頭忠親に二字を献ず、十五膳				
187	某 正時	〃	〃				
188	某 信俊	〃、同1161. 8. 17	御堂御八講で頭忠親が具す、具す				
189	源 盛致	同1160. 12. 11、12、13、1161. 7. 20、21	事行のため初齋院の公役を辞す				
190	某 盛親	〃	関白殿に参り胡籙を負って進む				
191	平 季久	同1160. 12. 12、玉葉1176. 正. 30	初齋院の公役申請されず、任右馬少允		右馬少允		
192	藤原 為信	〃、兵範記1167. 4. 10	初齋院の公役、任左馬少允		左馬少允		
193	惟宗 家信	同1161. 4. 20	大内に穢物探して派遣				
194	某 遠明	同1161. 4. 22	能登少将基家に二字を献ず	滝口左馬允	左馬允	紀氏か？	左馬允は「尊卑」紀遠明
195	中原 成親	同1161. 8. 9	頭忠親が具して参院				
196	某 惟頼	同1161. 11. 12	頭忠親が伴として仁和寺に参る。胡籙を帯す				
197	某 惟季	〃	〃				
198	藤原 清重	同1161. 12. 4	御堂に頭忠親が具す。二膳				
199	藤原 師親	山槐記除目部類1162. 正. 27	任左馬允		左馬允		
200	某 遠経	同1162. 10. 28	頭弁の伴				
201	源 仕	魚魯愚鈔1164. 正. 20	滝口上膳	滝口候内右馬允	右馬允	渡辺党	
202	橘 成親	〃	滝口上膳				
203	源 渡	乙本		二条院位滝口順三一旁		渡辺党	

二条、六条

204	藤原 親綱	山槐記1160. 12. 13、1161. 8. 14、1165. 6. 25	事行、頭忠親が具して参院、先帝上膳		左馬允		
205	橘 某	山槐記1165. 6. 25	先帝上膳				二条滝口橘成親か？
206	橘 信清	〃	〃				

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
----	-----	-----	-----	--------	------	-----	-----

六条

207	平 助家	兵 範 記1167. 3. 8	滝口を望み申す				
208	藤原 光連	同1167. 5. 28	頭中将藤原実家が滝口に拳申				
209	藤原 宗信	〃	右衛門佐平忠度が滝口に拳申				
210	橘 盛元	同1167. 閏7. 16	任滝口				
211	大江 高重	同1167. 11. 11	宇佐使のお供				
212	橘 信貞	兵 範 記紙背文書1168. 正. 11	滝口一膳により左右□□尉を望む		左右兵衛尉?		
213	藤原 俊成	兵 範 記1168. 2. 15	任滝口				
214	平 盛行	〃	月奏から除くよう仰す				

六条、高倉

215	藤原 宗親	兵 範 記1168. 2. 15、2. 28	中宮御方公役、滝口（八条院璋子）	使右馬允従五位下右衛門尉滝口	檢非違使右衛門尉	越前斎藤氏	「宗長」と改名
216	平 盛仲	同1168. 2. 19、2. 28	先帝の滝口三膳以上を渡す		左馬允		
217	中原 満季	〃、〃、同3. 9	〃、頭信範のお供				
218	平 重貞	〃、〃、〃	〃、〃				

高倉

219	藤原 宗光	兵 範 記1168. 2. 28	滝口（後白河院分）	二郎		越前斎藤氏	宗親の子
220	藤原 信能	〃	〃（〃）				
221	源 宗広	〃	〃（〃）				
222	藤原 能範	〃、同1169. 2. 28、平安遺文同年2. 27	〃（〃）、陣頭にて殺害犯人を擲める				
223	藤原 基景	〃、山槐記除目部類1174. 正. 21	〃（上西門院統子）、任左馬允		左馬允		
224	橘 為元	〃	〃（高松院妹子）				
225	平 広俊	〃	〃（斎院式子）				
226	藤原 康房	〃、除目大成抄1176. 正. 29	〃（白川准后平盛子）、滝口二膳	—		魚名流藤原氏	伯父重俊は左衛門尉内舍人
227	橘 清村	〃	〃（女御殿）				
228	藤原 宗貞	〃、同1169. 10. 20、1178. 正. 28	〃（女御殿）、斎院卜定公役、任左馬允		左馬允		

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
229	宮道 式国	〃、除目大成抄 1179. 正. 17、 玉葉同正. 19他	〃（摂政藤原基 房）、労と成功 で左衛門少尉		左衛門少尉		
230	藤原 慶明	〃	〃（左大臣藤原 経宗）				
231	平 経貞	〃、同8. 27	〃（内大臣藤原 忠雅）、齋宮卜 定公役				
232	藤原 経久	〃	〃（大納言局御 乳母）				
233	藤原 信茂	魚魯愚別録 1172. 春	滝口散位で右馬 允を申す	従五下左衛門 尉	左衛門尉	良門流藤原氏	祖父信盛は後 白河院北面
234	藤原 助季	除目大成抄 1176. 正. 28、 玉葉同. 正. 30	内舍人を申す、 臨時内給で任内 舍人	滝口内舍人右 衛門尉為土佐 国目代下向於 彼国死	右衛門尉	則光流藤原氏	宗員の叔父
235	藤原 為元	除目大成抄 1176. 正. 29、 玉葉同. 正. 30	滝口一騰で任左 馬少允		左馬少允		橋為元と同一 人物？
236	藤原 宗員	除目大成抄 1176. 正. 29	滝口三騰	滝口武者所		則光流藤原氏	藤原宗貞と同 一人物？
237	源 競	顯広王記1178. 5. 12、山槐記 1178. 閏6. 5、24	齋宮一本御書所 にて靈狐を射殺、 前滝口競	滝口源七渡辺 滝口頼政郎等		渡辺党	父・子ともに 滝口
238	藤原 遠明	除目大成抄 1179. 正. 17、 玉葉1180. 正. 28	滝口二騰、滝口 の勞で任左馬少 允		左馬少允		
239	清原 季忠	後清録記1180. 2. 14	14歳字清十郎が 公役を仰せ下さ る				
240	源 学	渡辺系図		高倉院仕滝口 刑部丞	刑部丞	渡辺党	

高倉、安徳

241	豊原 能時	兵範記1168. 2. 28、玉葉1181. 3. 26他	滝口（右大臣藤 原兼実）、春日 祭共侍		左馬少允		泰頼の子、の ち三騰
242	源 弘(広)貞	兵範記1168. 2. 28、同1181. 8. 1	〃（女御殿）、 一騰	号馬淵左衛門 尉五郎（源広 定）	左衛門尉	宇多源氏馬淵	父は佐々木定 綱
243	平 重康	吉記1181. 6. 19、 同1181. 8. 1	二騰、二騰内舍 人		内舍人		

安徳

244	藤原 長宗	山槐記1180. 3. 4、吉記1181. 6. 19	滝口（高倉院御 給、元一院武者 所）、三騰				
245	藤原 実康	〃	〃（同）	滝口内舍人	内舍人	則光流藤原氏	父実信も滝口

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
246	平 広経	〃	〃 (嘉皇門院聖子)				
247	藤原 為明	〃	〃 (上西門院統子)				
248	橘 公広	〃	〃 (八条院暲子)				
249	藤原 時員	〃、吉記1181. 6. 10	〃 (中宮平徳子)、関院の留守			宮太氏	平通盛の侍
250	藤原 忠頼	〃	〃 (斎院範子)				
251	中原 実員	〃	〃 (摂政殿藤原基通、元新院武者所)				
252	藤原 景清	〃	〃 (入道太政大臣平清盛)			利仁流藤原氏	平清盛の家人
253	宮道 重房	〃	〃 (北政所平完子)				
254	源 明清	〃	〃 (左大臣藤原経宗)				
255	藤原 忠信	〃	〃 (前右大将平宗盛)				
256	源 経澄	〃、吉記1181. 8. 1	〃 (左兵衛督平知盛、元新院武者所)、内舍人		内舍人		
257	大江 高光	〃	〃 (御乳母大納言局藤原輔子)				
258	藤原 時頼	〃、平家物語卷10、吉記1181. 8. 16、11. 20他	〃 (御乳母帥藤原原領子)、「横笛」他	滝口出家住高野山相伴依横笛事令遁世	滝口	斎藤氏	元は平重盛の侍
259	大江 経遠	吉記1181. 6. 10、8. 1、11. 12	関院の留守、勤修寺御八講始でお供				
260	源 景良	同1181. 8. 1、9. 27、11. 12	勤修寺御八講始でお供、慶申のお供				

安徳、後鳥羽

261	平 永康	山 桃 記1180. 3. 4、吉記1181. 9. 27他	滝口 (二位平時子)、慶申のお供		左馬允		
262	豊原 奉弘	〃、玉葉1180. 5. 6、同1189. 12. 8	〃 (右大臣藤原兼実)、車の前駆、追却				玉葉には「友弘」とあり
263	豊原 章資	玉葉1183. 9. 1	兼実の筭申。先朝滝口				

後鳥羽

264	藤原 成重	三長記1198. 正. 11、明月記同正. 19	賢所庭に渡す、任兵衛尉	使本姓在原大和国人家嫡後鳥羽院下北面大和守準人正大夫尉従五下	準人正	則光流藤原氏	「滝口のきり物」で大和守等を歴任
-----	-------	--------------------------	-------------	--------------------------------	-----	--------	------------------

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
265	源 重	明月記1198. 正. 13	前滝口。武者所			渡辺党か	
266	藤原 秀康	同1198. 正. 19	任兵衛尉	後鳥羽院北面 西面備中守等 滝口左兵衛尉	能登守		「滝口のきり物」秀保ともあり
267	藤原 秀信	尊卑分脈		後鳥羽院北面 西面武者所滝 口左兵衛尉	左兵衛尉		
268	藤原 秀範	尊卑分脈		滝口後鳥羽院 北面武者所西 面左兵衛尉	左兵衛尉		
269	藤原 能茂	尊卑分脈		後鳥羽院北面 西面滝口武者 所	主馬首		
270	藤原 秀能	纂要		後鳥羽院北面 武者所滝口左 兵衛尉	出羽守		
271	藤原 秀茂	纂要		後鳥羽北面西 面滝口武者所	式部丞		
272	藤原 宗兼	尊卑分脈		右衛門尉滝口 左馬允後鳥羽 院北面	右衛門尉	越前斎藤氏	
273	藤原 景頼	尊卑分脈		内舍人武者所 滝口後鳥羽院 下北面従五下	内舍人	々	

後鳥羽、土御門

274	藤原 盛景	三長記1198. 正. 11、同正. 19他	滝口、任左馬允	大和守左衛門尉号肥後十郎	大和守	良門流藤原氏	父盛重は後鳥羽院御寵童
275	藤原 親明	々、明月記1198. 正. 13、同1199. 3. 25	々、任左馬少允		左馬少允		
276	惟宗 真政	々、々	々				明月記には「真政」とあり

土御門

277	紀 兼高	三長記1198. 2. 1	任滝口				
278	藤原 時佐	々	々				
279	藤原 助国	三長記1206. 6. 26、29、8. 4、11. 18	滝口闘争の一方、月奏から除くべき	滝口左馬允左衛門尉	左衛門尉	越前斎藤氏	父も子も滝口
280	藤原 助員	々、々	々、々	滝口左馬允左衛門尉	左衛門尉	々	
281	某 季澄	々	々				
282	某 盛仲	々	々				

番号	名 前	史 料	登場例	系図類の記述	最終官職	家 系	備 考
283	某 盛員	〃、同8.4	〃、勤修寺御八講結願の公役				
284	某 資綱	〃	〃				
285	某 保成	〃	滝口闘争のもう一方				
286	藤原 遠達	〃、同7.30	〃、労により出仕せず	滝口右馬允	右馬允	安達氏	
287	惟宗 俊景	〃、同8.4	〃、勤修寺御八講結願の公役				
288	藤原 清康	〃、〃	〃、〃				
289	某 長綱	〃、同6.29	〃、小庭に候させ月奏から除かず				
290	某 頼基	〃、〃	〃、〃				
291	某 国頼	〃	〃				
292	某 宗保	〃	〃				
293	藤原 信時	〃	〃	滝口刑部丞	刑部丞	利仁流遠藤氏	承久の乱で敗北。隠居
294	某 経光	〃	〃				
295	平 季隆	同8.4	勤修寺御八講結願の公役				
296	惟宗 行範	猪 隈 閔 白 記 1206.11.26	直盧滝口に任じる				
297	平 重胤	吾妻鏡1208.閏 4.27	本所に候することを懇望し拳申される				東胤頼の子

順徳

298	源 時広(弘)	明月記1212.10.6、11.13、1213.正.19他	少将が具す、五節舞出車の侍、細河庄				八条院侍成時の子
299	平 貞継	順徳院御集 1219.10.13	順徳天皇が左大臣九条兼実に遣わす				『古今著聞集』卷16の滝口小川定継と同一か？
300	源 幸	甲本		佐渡院位滝口左衛門尉兵衛尉養子実八弥藤三左衛門清重子也出家	兵衛尉	渡辺党	

後堀河

301	某 伊員	明月記1225.12.13	滝口一膳を経て馬允		馬允		
302	某 通方	同1225.12.14	拝賀の礼で具される				
303	某 伊時	〃	〃				

番号	名前	史料	登場例	系図類の記述	最終官職	家系	備考
304	某式材	同1226.正.1	一騰				
305	源集	渡辺系図		後堀川院武者所滝口源次		渡辺党	

四条

306	源運	渡辺系図		四条院滝口仕総官左馬允左衛門尉一勞	左衛門尉	渡辺党	連と同一人物？
307	源連	乙本		四条院当今滝口惣官任左馬允左衛門尉	左衛門尉	渡辺党	連と同一人物？

後嵯峨

308	藤原宗用	尊卑分脈		後嵯峨院北面滝口安房守従五下	安房守	越前斎藤氏	
-----	------	------	--	----------------	-----	-------	--

後醍醐

309	源照	渡辺系図		後醍醐天皇滝口藏人	六位藏人？	渡辺党	
-----	----	------	--	-----------	-------	-----	--

[補足] 本稿で扱う創設期から鎌倉前期を範疇に作表したが、説話文学や系図類から検出できる滝口も加えているので若干前後に広がる。また、表中の「最終官職」については同時代史料から見出せる範囲で記したが、史料の空白・見落としなどからかなり多くの誤りがあると思われることを断っておく。

なお、『保元物語』などの軍記物語や『吾妻鏡』にも滝口が数名見出せるが、身分標識として最終官職を名乗っていると推測されるので、候した天皇が特定できない滝口経験者はこの表には載せない。

【補遺】 校正の段階で検出した人物をここに掲載する。

後一条

310	平某	左経記1028.2.29	使庁に擲め取られる				
-----	----	--------------	-----------	--	--	--	--

後朱雀

311	某信奉	春記1038.9.22	藏人頭資房が召し具す				
-----	-----	-------------	------------	--	--	--	--

順徳

312	小川定継	古今著聞集16	宿直時に定継の下人居眠り	順徳			
-----	------	---------	--------------	----	--	--	--

[表2] 系図類に見える滝口の武士一覧表

表の見方：諸系図類によって内容の違うものは併記した。なお、史料名は略称にしてある。おおよその時代は概ねその者が20代前後のころを基準にしている。記事には若干の省略があるものもある。

番号	名前	父	史料	経歴など	おおよその時代	家系	備考
1	源 安	久、正	甲本、乙本、渡辺、松浦、尊卑嵯峨源氏	源次大夫、後三条院仕滝口源五大夫	後三条	摂津渡辺党(源)	
2	源 伝	安、堅	甲本、乙本、渡辺、尊卑嵯峨源氏、浅羽本渡辺	源大夫此時渡辺ニ居住滝口惣官、白川院仕滝口源大夫従五位下総官、白川堀川二代滝口	白河、堀河	〃	
3	源 双	伝、至	甲本、渡辺、浅羽本渡辺、尊卑嵯峨源氏	堀川院仕滝口坊門左馬允	堀河	〃	
4	源 択勝	勝	甲本、浅羽本渡辺、尊卑嵯峨源氏	滝口従五位下	12世紀中頃	〃	
5	源 重	双、伝	乙本、渡辺、尊卑嵯峨源氏	滝口惣官左衛門尉鳥羽院北面	鳥羽	〃	
6	源 満	重、伝	甲本、乙本、渡辺、尊卑嵯峨源氏	滝口武者所右馬允鳥羽院北面ニ祇候弓上手、鳥羽院仕北面滝口左馬允	鳥羽	〃	
7	源 計	伝	甲本、乙本	実ハ住吉神主国基子也鳥羽院位滝口養子	鳥羽	〃	
8	源 悟	僧源順	甲本、乙本、渡辺、浅羽本渡辺、尊卑嵯峨源氏	検非違使滝口左衛門尉	後白河～高倉?	〃	
9	源 親重	重	甲本、渡辺、遠藤、尊卑嵯峨源氏	滝口兵衛尉惣官、滝口総官左衛門尉	鳥羽?	〃	
10	源 備満	満	甲本、乙本、渡辺、尊卑嵯峨源氏	滝口源五、崇徳院位滝口源次郎宮次郎滝口、滝口源四郎	崇徳	〃	
11	源 加双	双	乙本	崇徳院位坊門次郎滝口	崇徳	〃	
12	源 仕双	双	乙本	滝口候内右馬允	12世紀中頃	〃	
13	源 任	双、備	乙本、渡辺	近衛院位滝口右馬允、近衛院滝口左馬允	近衛	〃	12の源仕と同一人物か
14	源 諧計、備	計、備	甲本、乙本、尊卑嵯峨源氏、渡辺、浅羽本渡辺	滝口源二郎、崇徳院位滝口源五	崇徳	〃	
15	源 昇	省、伝	渡辺、浅羽本渡辺、尊卑嵯峨源氏	滝口左馬允、滝口右馬允	後白河～六条?	〃	
16	源 調重	重	浅羽本渡辺	源二武者所滝口総官左衛門尉	12世紀後半	〃	
17	源 仕	注、加	浅羽本渡辺、尊卑嵯峨源氏	滝口	二条	〃	
18	源 渡悟	悟	乙本	二条院位滝口順三一勞	二条	〃	

番号	名前	父	史料	経歴など	おおよその時代	家系	備考
19	源 競	昇、省、 伝	甲本、乙本、渡辺、 浅羽本渡辺、遠藤、 尊卑嵯峨源氏	渡辺滝口頼政郎等、滝 口源七	高倉	〃	源頼政郎等 として治承 宇治合戦討 死
20	源 学	省、悟	甲本、乙本、渡辺	刑部丞滝口出家平家ノ 乱ノ時九郎判官ノ沙汰 ニテ惣官物也高倉院位 下位武者所、高倉院仕 滝口刑部丞	高倉	〃	源頼政と共 に参戦し、 のちに源義 経に参候
21	源 馴 競		浅羽本渡辺、尊卑嵯 峨源氏	滝口	12世紀末期	〃	1245年松浦 執行
22	源 健 競		甲本	滝口	12世紀末期	〃	
23	源 澄	伝、計	乙本、浅羽本渡辺、 尊卑嵯峨源氏	養子号柴島滝口	12世紀末期	〃	
24	源 冷(令)	伝、久	甲本、乙本、浅羽本 渡辺、尊卑嵯峨源氏	滝口	12世紀末期	〃	
25	源 兼 繁		甲本	滝口武者所左衛門尉	13世紀前半	〃	
26	源 昌 繁		甲本、乙本	滝口	13世紀前半	〃	
27	源 幸 繁		甲本、乙本	佐渡院位滝口左衛門尉 兵衛尉養子実ハ弥藤三 左衛門清重子也出家	順徳	〃	
28	源 集 定		渡辺	後堀川院武者所滝口源 次	後堀河	〃	
29	源 運 集		渡辺	四条院滝口仕総官左馬 允左衛門尉四条院一勞	四条	〃	30の運と同 一人物か
30	源 連 栄		甲本、乙本	四条院当今滝口惣官任 左馬允左衛門尉	四条	〃	29の運と同 一人物か
31	源 深 栄		甲本、乙本	滝口左馬允三郎左衛門 尉	13世紀中頃	〃	
32	源 来 栄		甲本、乙本	滝口左衛門尉、滝口六 郎	13世紀中頃	〃	
33	源 致(至)	栄	甲本、乙本	滝口中務丞、滝口八郎 兄弟四人滝口例不思議 也	13世紀中頃	〃	
34	源 渡 応		渡辺	滝口源次	13世紀後半	〃	
35	源 保 傳		甲本、乙本	滝口惣官	?	〃	
36	源 滋 嗣		甲本、乙本	滝口惣官、滝口源三	?	〃	
37	源 粧 嗣		甲本、乙本	滝口惣官養子	?	〃	
38	源 全	衛、術、 衛	甲本、乙本、浅羽本 渡辺、遠藤、尊卑嵯 峨源氏	滝口惣官、滝口左衛門 尉	?	〃	
39	源 等 国		渡辺	滝口中務少輔筑後守	?	〃	
40	源 拳 契		甲本、遠藤	滝口惣官	?	〃	
41	源 祝 知		甲本	源四郎滝口	?	〃	

番号	名前	父	史料	経歴など	おおよその時代	家系	備考
42	源正(企)	経	甲本、乙本、浅羽本 渡辺、尊卑嵯峨源氏、 遠藤	滝口左衛門尉惣官	13世紀後半	〃	
43	源叶秀		甲本	滝口惣官	?	〃	
44	源齐仰		甲本	長門守出家滝口左衛門 尉筑後守	?	〃	
45	源珎直		甲本	滝口早世畢	?	〃	
46	源双智		甲本	滝口出家	?	〃	
47	源保有		甲本	滝口	?	〃	
48	源照備		渡辺	後醍醐天皇滝口藏人	後醍醐	〃	
49	源直等		渡辺	滝口兵衛尉中務少輔	14世紀中頃	〃	
50	藤原為長	為助	遠藤	遠藤六郎滝口左馬允内 舍人臨時内左馬允給之	11世紀末期	摂津渡辺 党(利仁 流遠藤)	
51	藤原為忠	為助	遠藤	滝口左馬大夫	11世紀末期	〃	
52	藤原盛遠	為長	遠藤	遠藤太郎滝口判官	12世紀前半	〃	文覚上人
53	藤原為信	為忠	遠藤	滝口内舍人左兵衛尉鳥 羽院左右衛門尉四人其 一人也	12世紀前半 (二条?)	〃	
54	藤原景方	頼方	遠藤	滝口左兵衛尉	12世紀後半	〃	
55	藤原信平	為信	遠藤、諸家系図纂	滝口左馬允	12世紀後半	〃	
56	藤原信時	信平	遠藤、諸家系図纂	滝口刑部丞	土御門	〃	承久の乱敗 北。隠居
57	藤原貞継	長継	遠藤、諸家系図纂	滝口養子	13世紀前半	〃	父は承久の 乱で自害
58	藤原兼俊	為景	遠藤	総官滝口左衛門尉六波 羅北方越後守兼時烏帽 子子也	13世紀中頃	〃	北条兼時の 烏帽子子
59	藤原盛綱	時綱	遠藤	滝口五郎	13世紀中頃	〃	
60	源季範	康季	尊卑文徳源氏、尊卑 文徳源氏脱漏、尊卑 藤原魚名流	(滝口)鳥羽院北面近習、 従五下号鳥羽兵衛滝口 右兵衛	鳥羽	河内坂戸 源氏	魚名流の子 孫
61	源季能	季範	尊卑文徳源氏、尊卑 文徳源氏脱漏	号鳥羽院兵衛滝口右兵 衛	鳥羽?	〃	
62	源康淳	持康	尊卑文徳源氏、尊卑 文徳源氏脱漏	帯刀滝口左衛門尉	?	〃	
63	源康清	康員	尊卑文徳源氏、尊卑 文徳源氏脱漏	滝口叙留北面老岐守使 正和四三十三、同他左 衛門尉	13世紀末期	〃	
64	源康香	康雄	尊卑文徳源氏、尊卑 文徳源氏脱漏	滝口一膳内舍人	14世紀初頭	〃	
65	源康村	康範	尊卑文徳源氏、尊卑 文徳源氏脱漏	滝口左衛尉	14世紀初頭	〃	
66	源康仲	康親	尊卑文徳源氏、尊卑 文徳源氏脱漏	北面滝口左衛門尉右馬 允、同他暦応五遷世	14世紀前半	〃	

番号	名 前	父	史 料	経歴など	おおよその時代	家系	備考
67	源 康光	康親	尊卑文徳源氏、尊卑文徳源氏脱漏	滝口左衛門尉貞和四発心道清、同他道精	14世紀前半	〃	
68	源 康信	康持	尊卑文徳源氏、尊卑文徳源氏脱漏	滝口右衛門尉建武三八十五代始	光明	〃	
69	源 康勝	康基	尊卑文徳源氏、尊卑文徳源氏脱漏	滝口早世	14世紀中頃	〃	
70	源 康里	康守	尊卑文徳源氏、尊卑文徳源氏脱漏	滝口永徳二四十五喧嘩被害	14世紀末期	〃	
71	紀 維行	淳経	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	滝口	?	紀氏	紀氏は射礼の家
72	紀 守親	重親	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	寛弘五十一使宣右門尉兵庫允滝口肥後守従五下	一条	〃	
73	紀 宣明	維明	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	長和元十二使宣防鴨判官左馬允滝口左衛門尉安芸守従五上	一条	〃	
74	紀 宣輔	宣明	尊卑紀氏	長元八三十使宣滝口兵庫允右衛門大尉下総守従五下	一条	〃	
75	紀 久俊	頼季	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	滝口左馬允、滝口右馬允	堀河	〃	
76	紀 季宗(賢)	宗方(賢)	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	滝口	12世紀前半	〃	
77	紀 季重	季輔	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	左馬允滝口従五下	12世紀前半	〃	
78	紀 奉(泰)政	奉貞	尊卑紀氏、頼光流尊卑清和源氏他	号紀馬允鳥羽院滝口左馬允仲政子頼政卿舎弟	鳥羽	〃	元は源頼政の弟
79	紀 季康	季重	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	鳥羽院武者所藏人所滝口従五下	鳥羽	〃	
80	紀 政光	奉政	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	滝口大夫鎌倉山合戦討死	12世紀後半	〃	
81	紀 宣方	宣輔	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	左馬允滝口	?	〃	
82	紀 遠明	清輔	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	滝口左馬允	?	〃	
83	紀 宣盛	遠宣	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	滝口左馬允	12世紀中頃	〃	
84	紀 宣職	遠宣	纂要7上紀氏	滝口左馬允	12世紀中頃	〃	
85	紀 宣綱	遠宣	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	滝口	近衛、後白河	〃	
86	紀 永弘	氏弘	尊卑紀氏	御蔵滝口左門尉	?	〃	
87	紀 貞弘	永弘	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	滝口御蔵少内記	?	〃	
88	紀 守弘	国弘	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	号紀滝口御蔵彈正忠出雲守従五下、滝口御蔵河内介	?	〃	

番号	名 前	父	史 料	経歴など	おおよその時代	家系	備考
89	紀 行春	行光	尊卑紀氏、纂要7上紀氏	鞠足滝口左衛門尉永仁年中於天竜河流死	13世紀後半	〃	
90	高階 惟範	惟真	尊卑高階氏	号滝口	?	高階氏	源義家三代子孫
91	高階 惟忠	惟長	尊卑高階氏	滝口太郎	?	〃	源義家五代子孫
92	高階 惟光	惟長	尊卑高階氏	滝口二郎	?	〃	同上
93	藤原 季賢	頼俊、季俊	蒲生、尊卑藤成流藤原氏	腰滝口無子、滝口神変弓上手号腰滝口	?		藤原秀郷五代子孫
94	藤原 季家	頼俊	蒲生	次郎滝口無子	?		〃
95	藤原 資通	資清	山内首藤	号守藤権守滝口下野権守白河院天仁此之人也後三年合戦随義朝有戦陣	11世紀中頃	山内首藤氏	源義家と共に後三年の役に参戦
96	藤原 親清	資通	山内首藤	滝口左馬允左衛門尉	11世紀末期	〃	
97	藤原 定義	助道	尊卑藤成流藤原氏	滝口馬允平治二正於尾張国野間為忠致等与義朝朝臣同時被害主従被梟首	12世紀前半	〃	1160年源義朝と共に梟首
98	藤原 俊通	義通	尊卑藤成流藤原氏	相共義朝朝臣保元平治両度合戦義朝朝臣郎等滝口刑部丞須藤	12世紀前半	〃	保元・平治の乱で源義朝郎等
99	藤原 経俊	俊通	纂要3	山内滝口三郎右馬允刑部丞従五下	12世紀中頃	〃	後に源頼朝の御家人
100	藤原 俊綱	俊通	山内首藤、尊卑藤成流藤原氏、纂要3	滝口平治乱討死、山内滝口四郎	12世紀中頃	〃	平治の乱で討死
101	藤原 秀康	秀宗	尊卑藤成流藤原氏、纂要3	後鳥羽院御躰奉行並御牛飼以下奉行北面西面武者所滝口左兵衛尉有官兼任主馬首	後鳥羽		承久の乱京方の棟梁
102	藤原 秀能	秀宗	尊卑藤成流藤原氏、纂要3	後鳥羽院北面武者所滝口左兵衛尉主馬首従五上河内守防鴨河使判官使大夫(中略)承久三年於熊野出家如願仁治元年五廿一六十歳	後鳥羽		
103	藤原 秀盛	秀康	尊卑藤成流藤原氏	主馬首左兵衛尉左衛門尉滝口	12世紀末期		
104	藤原 秀信	秀康	尊卑藤成流藤原氏	後鳥羽院北面西面武者所滝口左兵衛尉左衛門尉主馬首従五下河内守獄執行官人防鴨河判官	後鳥羽		
105	藤原 秀範	秀能	尊卑藤成流藤原氏、纂要3	滝口後鳥羽院北面武者所西面左兵衛尉	後鳥羽		承久の乱にて死
106	藤原 能茂	秀能	尊卑藤成流藤原氏	後鳥羽院北面西面滝口武者所	後鳥羽		〃

番号	名 前	父	史 料	経歴など	おおよその時代	家系	備考
107	藤原 秀茂	秀能	纂要3	後鳥羽北面西面滝口武者所左門左兵尉式部丞従五下	後鳥羽		
108	藤原 景清	景親	尊卑藤成流藤原氏	滝口	?		
109	藤原 重光	吉信	尊卑時長流藤原氏	滝口豊後守	10世紀中頃	藤原利仁子孫	
110	藤原 範光	吉信	利仁流	滝口時頼祖	10世紀後半	〃	
111	藤原 真正	重光	尊卑時長流藤原氏	滝口	10世紀末期	〃	
112	藤原 成家	成道	尊卑時長流藤原氏、纂要4	滝口雅楽允従五下	鳥羽	進藤氏	
113	藤原 基康	頼基	尊卑時長流藤原氏、纂要4	滝口号竹田四郎、竹田滝口四郎左衛門尉	11世紀後半	竹田氏	
114	藤原 基親	頼基	尊卑時長流藤原氏、纂要4	堀河院滝口三勞	堀河	〃	
115	藤原 景清	惟重	利仁流	八郎左衛門尉滝口	安徳		
116	藤原 時頼	以頼	尊卑時長流藤原氏、纂要4	滝口出家住高野山相伴	安徳	疋田斎藤氏	滝口入道
117	藤原 清実	清貞	尊卑時長流藤原氏	前滝口	?	斎藤氏	
118	藤原 実信	成実	尊卑則光孫藤原氏	応保二四七使内舍人兵衛尉滝口左衛門尉武者所従五下承安四十二死七十三	12世紀前半	越前斎藤氏	
119	藤原 宗長	宗景	尊卑則光孫藤原氏	右馬允従五位下右衛門尉滝口	六条	〃	本名は宗親
120	藤原 助季	宗景	尊卑則光孫藤原氏	滝口内舍人右衛門尉為土佐国目代下向於彼国死	高倉	〃	
121	藤原 宗員	宗長	尊卑則光孫藤原氏	滝口武者所	高倉	〃	
122	藤原 実重	実信	尊卑則光孫藤原氏	滝口木田二郎為木曾義仲被誅了	12世紀中頃	〃	源義仲に討たれる
123	藤原 実康	実信	尊卑則光孫藤原氏	滝口内舍人	安徳	〃	
124	藤原 宗兼	宗長	尊卑則光孫藤原氏	右衛門尉滝口左馬允後鳥羽院北面	後鳥羽	〃	
125	藤原 景頼	宗長	尊卑則光孫藤原氏	内舍人武者所滝口後鳥羽院下北面従五下準人正右馬允左衛門尉	後鳥羽	〃	
126	藤原 助国	助季	尊卑則光孫藤原氏	滝口左馬允左衛門尉	土御門	〃	
127	藤原 助員	助季	尊卑則光孫藤原氏	滝口左馬允左衛門尉	土御門	〃	
128	藤原 宗遠	宗継	尊卑則光孫藤原氏	九条殿滝口内舍人隨身左衛門尉不孝	13世紀初頭	〃	
129	藤原 宗用	宗兼	尊卑則光孫藤原氏	後嵯峨院北面滝口安房守従五下	後嵯峨	〃	
130	藤原 宗雅	宗直	尊卑則光孫藤原氏	滝口	?	〃	
131	藤原 助連	助国	尊卑則光孫藤原氏	滝口右馬允	?	〃	
132	藤原 助澄	助国	尊卑則光孫藤原氏	滝口左衛門尉左馬允	?	〃	

番号	名 前	父	史 料	経歴など	おおよその時代	家系	備考
133	藤原 盛重	祐寛	内藤	滝口内舎人鳥羽院檢非違使其内也石見相模信乃越後飛騨筑後守	白河か堀河？	内藤氏	
134	藤原 盛綱	盛通	内藤、尊卑良門流藤原氏	左衛門尉滝口右馬允	？	々	
135	藤原 信音	信貞	尊卑良門流藤原氏	下北面滝口左衛門尉	13世紀以降？		
136	藤原 遠連	遠景	尊卑魚名流藤原氏	滝口右馬允	土御門	安達氏	
137	藤原 景貞	遠兼	尊卑乙磨流藤原氏	滝口	12世紀末期？	入江氏	祖父らが右馬允
138	平 将門	良将	尊卑桓武平氏、纂要8上平氏	滝口小二郎号相馬弓外都鬼王貞盛誅之、滝口相馬小二郎	10世紀前半	高望流平氏	平将門の乱首謀
139	平 致成	良正	尊卑桓武平氏、纂要8上平氏	或本公稚子云々滝口太郎従五下、滝口従五下出羽守	10世紀末期	々	大庭・梶原の祖
140	源 信季	業季	尊卑清和源氏	越中守滝口従五下叙留使右衛門尉	13世紀		先祖は多く北面などを務める
141	源 季康	重季	尊卑清和源氏	滝口有官従五下叙留使左衛門尉	13世紀？		140の信季は祖父の従兄
142	源 行継	行信	尊卑頼清流清和源氏	滝口左衛門尉	？		源頼信九代孫

史料の略称：堀善通寺藏渡辺系図2種（大阪府立中之島図書館所蔵）—甲本、乙本※翻刻版は生駒孝臣『中世の機内武士団と公武政権』（戎光祥出版・2014年）参照。甲・乙の呼び分けも参考にした。尊卑分脈（『新訂増補 国史大系』）—尊卑、尊卑分脈脱漏（『統群書類従』系図部）—尊卑脱漏、系図纂要—纂要。他は「系図」を省略している。
 [補足]『尊卑分脈』などの系図類で、「滝口」の記述のある者を載せている。無論、系図類は後世につながらない血筋が記述されなかったり、実際には滝口に候してもその後、上の官職に就いたために「滝口」と記されなかったり、後世に書かれたため経歴などが意図的に改竄されたりといった問題点もあろうが、ひとまず純粋に「滝口」と書かれた人物のみを抽出した。

[表3] 滝口姓別一覧表

表の見方：[表1] を整理したもので、それぞれの天皇ごとに滝口を姓別に分類している。
破線は本稿の時期区分による。かつこ内はその姓の占めた割合。

	醍醐	村上	円融	花山	一条	三条	後一条	後朱雀	後冷泉	後三条	白河	堀河	鳥羽	崇徳	近衛	後白河	二条	六条	高倉	安德	後鳥羽	土御門	順徳	合計
藤原	1			4	4	1	9	3	1	3	3	9	5	3	5	8	4	5	14	8	11	8		109 (36.6%)
	28 (38.4%)											61 (31.9%)					19 (57.6%)							
平		1		2	3						1	7	2	1	5	6	1	4	5	3	1	2	1	45 (15.1%)
	7 (9.6%)											34 (17.8%)					4 (12.5%)							
源					1		1		1	2	3	6	10	3	4	2	4		4	4	1		2	48 (16.1%)
	8 (11.0%)											36 (18.8%)					2 (6.3%)							
橘										1	1	1	1			1	3	4	2	1				15 (5.0%)
	1 (1.4%)											14 (7.3%)												
中原				1					1	1	1				3	2	1	1	1	1				13 (4.4%)
	3 (4.1%)											10 (5.2%)												
大江									1	1	3	1	1	1	1	1	1	1		2				13 (4.4%)
	2 (2.7%)											11 (5.8%)												
紀				4			2					1	1	1	1	1						1		12 (4.0%)
	6 (8.2%)											5 (2.6%)					1 (3.1%)							
惟宗				1											2	2	2				1	3		11 (3.7%)
	1 (1.4%)											6 (3.1%)					4 (12.5%)							
豊原																			1	3	2			6 (2.0%)
												4 (2.1%)					2 (6.3%)							
宮道													2	1					1	1				5 (1.7%)
												5 (2.6%)												
清原							1												1					2 (0.7%)
	1 (1.4%)											1 (0.5%)												
伴	1			1																				2 (0.7%)
	2 (2.7%)																							
小野				1				1																2 (0.7%)
	2 (2.7%)																							
安倍				1			1																	2 (0.7%)
	2 (2.7%)																							
菅野								1		1														2 (0.7%)
	2 (2.7%)																							
栗田											1	1												2 (0.7%)
												2 (1.0%)												
文室	1																							1 (0.3%)
	1 (1.4%)																							
大中臣		1																						1 (0.3%)
	1 (1.4%)																							

	醍醐	村上	円融	花山	一条	三条	後一条	後朱雀	後冷泉	後三朝	白河	堀河	鳥羽	崇徳	近衛	後白河	二条	六条	高倉	安徳	後鳥羽	土御門	順徳	合計
良岑				1																				1 (0.3%)
菅原					1																			1 (0.3%)
宗岳					1																			1 (0.3%)
三善						1																		1 (0.3%)
大藏							1																	1 (0.3%)
長谷部													1											1 (0.3%)
秦															1									1 (0.3%)
合計	1	3	1	7	19	2	13	5	4	7	11	29	24	11	22	23	16	15	29	23	16	14	3	298

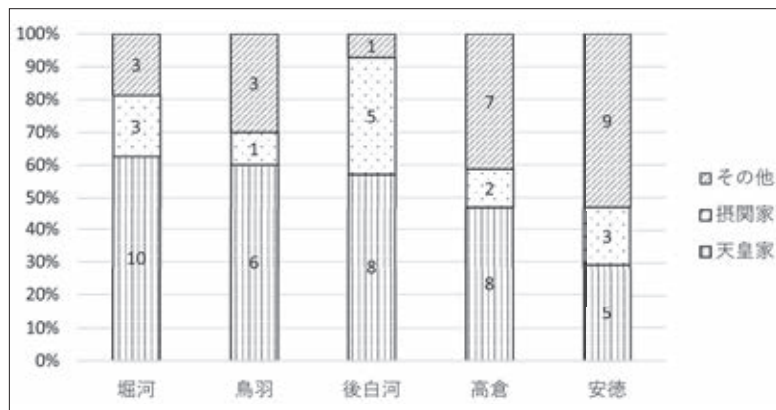
[補足]：[表1] 14の藤原真正のように2人の天皇に候した滝口は、その両方に含めて計算している。この表は本稿の時期区分の範囲のみ載せているが、宇多・仲恭天皇の滝口は検出されていないため、この表には載せていない。また創設期の滝口は1名しか検出できなかったため、性別の占有率は計算していない。

[表4] 院政期滝口給所一覧表

表の見方：()内は天皇との関係。人名後ろの数字は推挙人数で、×は都合で推挙できなかった者。但し合計数にはそれらの人数は含めない。女性は夫方の家に含めたが、中宮などで皇族以外の出身者は推挙する滝口が父方の家の武士である者も多いので、例外的に出自の家に含める。

天皇名	天皇家	摂関家	その他
堀河	白河院 (父) 陽明門院禎子 (曾祖母) 前齋宮媞子 (姉妹) 一品宮聡子 (伯母) 四宮篤子 (伯母) 殿姫宮令子 (姉妹) 前々齋宮俊子 (伯母) 前齋院佳子 (伯母) 姫宮禎子 (姉妹) 姫宮善子 (姉妹)	太皇太后宮寛子 (大伯母) 摂政師実 (祖父) 内大臣師通 (伯父) 太政大臣信長× 殿北政所×	按察大納言藤原実季 大納言源師忠 侍従大納言源雅実 左大臣源俊房× 右大臣源顕房×
16+4名	10名	3+2名	3+2名
鳥羽	白河院 (祖父) 中宮篤子 (義母) 前々齋院令子 (伯母) 前齋宮善子 (伯母) 前齋院禎子 (伯母) 前々齋宮俊子 (大伯母)	摂政右大臣忠実	左大臣源俊房 内大臣源雅実 權大納言藤原公実
10名	6名	1名	3名
後白河	鳥羽院 (父) 崇徳院 (兄) 枇杷殿前齋院禎子 (大伯母) 白川前齋院統子 (姉妹) 姫宮 (姉妹) 清和院前齋院官子 (大伯母) 前齋院研子 (姉妹) 姫宮 (姉妹)	高陽院泰子 (義母) 皇嘉門院聖子 (義姉) 皇后宮多子 (義妹) 中宮呈子 (義妹) 関白忠通	内大臣藤原実能
14名	8名	5名	1名
高倉	後白河院 (父) 4 上西門院統子 (伯母) 八条院暉子 (伯母) 高松院妹子 (伯母) 齋院式子 (姉妹)	摂政基房 右大臣兼実	白川准后平盛子 左大臣藤原経宗 内大臣藤原忠雅 女御殿 女御殿 女御殿 御乳母大納言局
17名	8名	2名	7名
安德	高倉院 (父) 2 上西門院統子 (大伯母) 八条院暉子 (大伯母) 齋院範子 (姉妹)	皇嘉門院聖子 (義大伯母) 摂政基通 右大臣兼実	中宮平徳子 (母) 入道太政大臣平清盛 (祖父) 北政所平完子 (伯母) 二位平時子 (祖母) 前右大将平宗盛 (伯父) 左大臣藤原経宗 左兵衛督平知盛 (伯父) 御乳母大納言局輔子 御乳母帥領子 (義大伯母)
17名	5名	3名	9名
合計	37名 (50.0%)	14名 (18.9%)	23名 (31.1%)

[グラフ] 滝口給所割合変遷



十二世紀初頭における陸奥国支配と陸奥守藤原師綱

滑川 敦子

はじめに

陸奥守藤原師綱というところ、想起されるのが『古事談』巻第四・勇士の逸話である。

宗形宮内卿入道師綱、陸奥守ニテ下向之時、基衡押領一
国如無国威、仍奏事由、申下宣旨、擬檢注国中公田之處、
忍郡者基衡藏テ、先々不入国使、而今度任宣旨擬檢注之
アヒタ、基衡件郡地頭犬庄司季春ニ合心テ禦之、国司猶
帶宣旨推入之間、已放矢及合戰畢、守方被疵者甚多、基
衡カクハシツレトモ、背宣旨射国司事依恐存、招季春云、
依無先例、雖追返国司、背宣旨之条、非無違勅之恐、イ
カ、スヘキト云々、季春云、今仰兼皆存知事也、主君之
命依難奉背、於一矢者射候畢、然者君者不知食之躰ニテ、
召己頸、可被遣国司之許也、其上ハ定無為候歟云云、基
衡乍拭涙諾了、基衡申於守云、基衡一切不知事候、郡地
頭凡依無先例、自由之狼藉候、於今者不可及子細、季春
已召取畢、早賜御使、於其前可勿頸云云、依之国司遣檢

非違使所目代ム、季春已將出タリ、四十余許男、肥満美
麗ナルカ、積遠雁水干小袴ニ紅衣ヲ着タリ、打物取タル
者卅人許圍繞之、切手ハケセンノ弥太郎ト云者也、出立
擬切頸之間、犬庄司云、切損給ナ、刀ハイツレソト問ケ
レハ、切手云、昆次郎大夫カ大津越ソト云ケレハ、サテ
ハ心安シト云テ被切ケリ、部類五人同切云々、大津越ト
ハ、人ヲ引居テ切ニ、左右ノ臂ノ上ヲ乍中骨不懸切ヲ云
也、基衡季春ヲ惜テ、我ハ不知之様ニテ、猥構女人之沙
汰之躰、再三遣妻女於国司館、乞請サセケリ、其請料物
凡不可勝計、沙金モ一万両云云、守不耽之遂切畢云云、
師綱高名在此事歟、又山林房覺遊ト云侍散柴ヲ共ニ具タ
リケルカ、本奈良法師ニテ、帶大劍武勇甚之者也、而合
戰之日、最前ニ逃畢、帰館之時出来タリケレハ、先陣房
カクレウトソ付タリケル、

陸奥守の任にあつた師綱が、信夫郡の公田を檢注しよう
としたところ、忍郡（信夫郡）の地頭である季治に妨害さ

れ、矢を射かけられて合戦に及んだ。違勅の罪を恐れた藤原基衡は、自分の首を国司に差し出せという季春の進言に従い、季春を国司の許に遣わして弁明した。季春を惜しんだ基衡は、その赦免のために妻女を国司の館に再三遣わした上、砂金一万両を献上し許しを乞うが、結局師綱は季治を斬首してしまった。

以上がこの逸話の概要である。逸話という性格上、多少の脚色はあるものの、十二世紀初頭における陸奥国支配を如実に表していると思われる。

そこで本稿では、この逸話を手がかりに、保延元年（一一三五）頃に陸奥守に就任した藤原師綱と彼を取り巻く当該期の陸奥国支配について考察していきたい。

註

（一）当逸話は、川端善明・荒木浩校注『古事談・続古事談』（新日本古典文学大系41、岩波書店、二〇〇五年）に拠る。

第一章 藤原師綱の出自・小一条家

第一節 小一条家の来歴

『尊卑分脈』によれば、師綱の出自は摂関家藤原師輔の弟師尹を家祖とする小一条家であることがわかる（系図

①参照）。

近年、小一条家にかかる研究が進展し、十世紀後半において小一条家は陸奥国に利権を有した一族であることが明らかにされた^①。陸奥国の軍事的実力者である貞盛流平氏と結びつくことで当国の利権を獲得した小一条家は、その関係者が代々の陸奥守に任じられることで利権を確保していったのである。しかし、長徳元年（九九五）に小一条家の総帥済時、その三年後の長徳四年（九九八）には当時陸奥守だった実方が相次いで死去したため、小一条家による利権の確保は困難になった。かわって陸奥国における小一条家の利権を確保したのが、済時の外孫にあたる三条天皇の皇子敦明親王（のちの小一条院）である。

当初皇太子の地位にあった敦明親王は、三条天皇崩御後から四ヶ月経過した寛仁元年（一〇一七）八月、皇太子を辞退し、時の権力者藤原道長の計らいによって小一条院の尊号が与えられ準太上天皇の処遇を受けた。当年十一月には、道長の娘寛子を妃に迎えている。

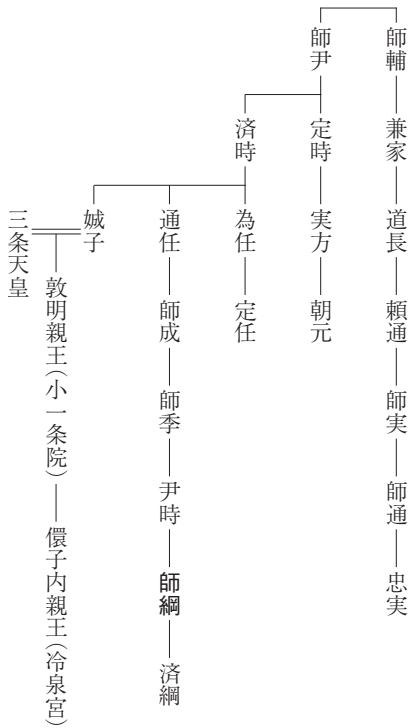
こうした経緯により、小一条院の有する陸奥国の利権は摂関家の管理下に置かれ、以降陸奥出羽按察使や陸奥守の職は道長の側近やその関係者によって占められた。

しかし万寿四年（一〇二七）十二月に道長が死去し、その翌年の長元元年（一〇二八）六月には東国で平忠常の乱が発生した。長元三年（一〇三〇）六月まで続くこの内乱

のなかで、鎮守府將軍として陸奥国に勢力を扶植した秀郷流藤原氏が失脚した。秀郷流の失脚にともなう鎮守府將軍任官の停止と相俟って、長元二年（一〇二九）正月に陸奥守に就任したのが藤原朝元である。小一条家出身者による陸奥守任官は、朝元の父実方の任官以来約三十年ぶりのことであった。

朝元の陸奥守就任の背景には、小一条院の意向が反映されていたと思われる。朝元と小一条院の関係が確認できな

【系図①】小一条家関係系図



いものの、朝元の子師経は小一条院の判官代を務めていることから（『尊卑分脈』）、両者は何らかの関係を有していたものと思われる。また、この内乱の追討使に任じられたのは貞盛流の平直方であり、貞盛流平氏は小一条家・小一条院と関係が深い。よって小一条院は、この内乱の鎮圧を通じて小一条家が貞盛流平氏と連携し、小一条家の復権を企図していたのかもしれない。

しかし、長元三年（一〇三〇）九月、直方は追討使を解任され、代わって河内源氏出身の源頼信が任命された。そして翌春忠常は頼信に投降し、六月には病没し内乱は終結を迎えた。またこの年の十月に朝元は任期半ばで急死した。

前述の系図に見るとおり、小一条家には濟時の子に為任・通任がいる。為任は、かつて小一条院の父三條天皇の推挙により長和三年（一〇一四）熱国である伊予守に補任されたが、その後目立った実績はなく遅くとも万寿年間（一二四～二八）には出家していたものと思われる。また為任の弟通任は、長和五年（一〇一六）の小一条院の立太子にともない、春宮権大夫に任じられるものの、翌年の皇太子辞退により辞した後は高い地位に就くことはできなかった。

そのような状況を鑑みると、小一条院にとって朝元は姻族・小一条家の復権のための切札だったのかもしれない。ともあれ朝元の死去により小一条家の人材は底をつき没落の途にあった小一条家に陸奥国の利権を維持できるほどの力は失われてしまったのである。

註

- (1) 淵原智幸「藤原実方の陸奥守補任―十世紀の小一条家に関する一考察―」(同『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年、初出二〇一一年)、元木泰雄「奥羽と軍事貴族―前九年合戦の前提―」(『紫苑』第一四号、二〇一六年)・『源頼義』(吉川弘文館、二〇一七年)、野口実「中世前期出羽に進出した京・鎌倉の武士たち」(『中世文学』第六四号、二〇一九年)、拙稿「平安貴族社会における陸奥国の位置づけ」(『平泉文化研究年報』第一五号、二〇一五年)・「11世紀における陸奥と京都―陸奥守・鎮守府將軍の任官状況を中心に―」(『平泉文化研究年報』第一六号、二〇一六年)・「前九年合戦前夜の陸奥と京都―小一条院をめぐる貴族社会の動向から―」(『平泉文化研究年報』第一七号、二〇一七年)。

第二節 没落後の小一条家

小一条家による陸奥国の利権確保が困難になり、小一条院は姻戚関係にある摂関家への依存を強め、陸奥守に任じ

られたのは摂関家の関係者や側近で、その人事は摂関家に包摂されることになった。

また永承六年(一〇五一)正月八日、小一条院が薨去した。小一条院の遺領は、妃寛子との間に生まれた懐子内親王が「冷泉宮領」として相伝し、懐子内親王の後は叔母尊子の娘で自身の養女とした源麗子(藤原師実室)が継承した。そして、永久二年(一一一四)麗子死去ののちは、麗子の孫にあたる忠実が相続したため、摂関家領に編入された(系図②)【参照】。

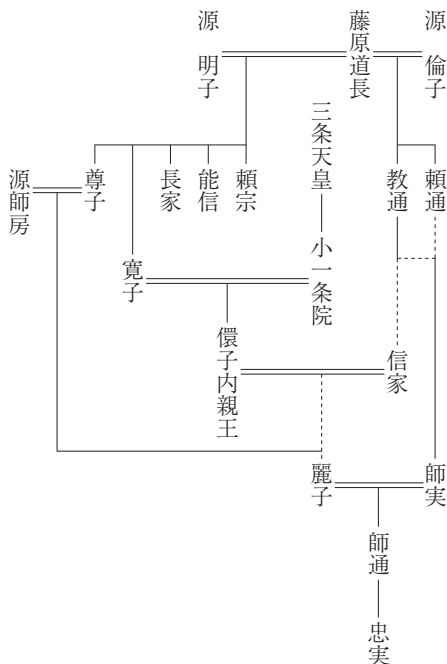
その一方で朝元の死去により衰退した小一条家は、細々とその命脈を保っていた(系図①)【参照】。

通任の子である師成は、長元四年(一〇三一)に小一条院の院分により加賀守に就任した(『公卿補任』)。就任当時、師成は二十三歳であった。これは、師成の父通任の昇進の遅さと通じるもので、通任は寛弘八年(一〇一一)に参議になったものの、権中納言に昇進したのは二十四年後の長元八年(一〇三五)であった。加賀守就任後は、備中守・丹後守・近江守・大宰大式といった地方官を歴任した。治暦四年(一〇六八)四月には、関白藤原教通の娘で後冷泉天皇の妃であった歎子の皇后冊立に伴い皇后宮大夫に就任、延久五年(一〇七三)には関白教通の譲により正二位に叙せられている。承保二年(一〇七六)には参議に昇進(当

時六十八歳)、五年後の永保元年(一一〇八)八月に出家、翌月には死去した。

次いで師成の子師季は、白河院の院司として活動しており、永長元年(一一〇九)正月の叙位では「自院芳廿年也」の理由で正五位下に昇叙している(『後二条師通記』同年同月十七日条)。また、天仁元年(一一〇八)正月には成功により甲斐守に任じられ(『中右記』同年同月廿四日条、

【系図②】小一条院・摂関家関係系図



白河院に馬を献上している様子が見られる(『殿暦』天永二年(一一一一)十月五日条)。永久二年(一一二四)甲斐守退任後は院北面に祇候し、出家を経て(『中右記』元永元年(一一一八)三月廿七日条)、保安元年(一一二〇)七月には死去している。

師季の子である尹時は、永久三年(一一一五)十月二十八日に催された有仁王(のちの源有仁)の元服の儀式において、有仁王の参院の際の前駆を務めている(『親王御元服部類記』)。有仁王の父は輔仁親王であるが、元永二年(一一一九)に鳥羽天皇に顕仁親王(後の崇徳天皇)が出生するまでは、有仁王は皇嗣と目されていた。よって、尹時は父師季同様に白河院に仕え、「皇嗣」有仁王の側近であった可能性が考えられる。また、輔仁親王の母は小一条院の孫にあたる源基子である。そして有仁王の母は源師忠の娘で、尹時室(師綱母)とは姉妹である。父方・母方ともに、有仁王と尹時は血縁の関係が濃いことがわかる。その後の尹時の消息を伝える史料はなく、しかも極官は「刑部少輔」(『尊卑分脈』)とあることから、最後にその存在が確認できる史料と考え併せ、推測の域を出ないがあまり出世できなかったか、もしくは早世したかもしれない。

以上のように、師成・師季・尹時の動向を見ていく

と、没落後の小一条家は摂関家に従属しながらも、白河院の院司として活動し家産維持に努めたと考えられる。

しかし、前述の通り保安元年（一一二〇）、白河院の近臣として活動した師季が死去し、尹時も政治的に振わなかつたなかで、保延元年（一一三五）陸奥守に就任するまで師綱を後見し庇護してきたのは誰だったのだろうか。

次章では、十二世紀初頭における陸奥国の政治情勢を鑑みつつ、師綱の庇護者を考察してみたい。

註

(1) 建長五年（一二五三）十月廿一日付「近衛家所領目録」〔鎌倉遺文〕第十卷・七六三二号所収。

(2) 根津美術館所蔵『内大臣殿歌合』によれば、元永二年（一一一九）七月十三日に内大臣藤原忠通の邸宅にて歌合が行われ、「刑部少輔尹時」が左方の歌人として参加している様子が見られる（『大日本史料』第三編）。

第二章 十二世紀初頭における陸奥国支配

第一節 知行国主忠実による陸奥国支配

寛治元年（一〇八七）後三年合戦終結後、陸奥国では合戦に勝利した平泉藤原氏が台頭し、国府との間に緊張関係が生じた。実際、寛治六年（一一〇九二）六月、当時陸奥守の任にあった藤原基家は、藤原清衡に合戦の動きがあるこ

とを朝廷に報告している（『中右記』同年同月三日条）。後三年合戦の勝者である清衡は着々と勢力を伸ばしており、源有宗の陸奥守在任時（嘉保二年（一一〇九五）〜承徳二年（一一〇九八））からは、「住人清衡、山千僧供立、保籠七百町也、是従有宗朝臣任、雖為立始、其後国司之時弥広田数也」（『中右記』大治二年（一一二七）十二月十五日条）とあり、比叡山延暦寺に莊園として寄進するべく、国領を押領するという事態が発生しているほどである。さらに当該期は、朝廷において陸奥国の砂金貢納が問題視されており（『中右記』承徳二年十一月七日条）、おそらくその要因は陸奥国府と平泉藤原氏の緊張関係にあったと思われる¹⁾。

そうした状況のなかで、摂関家は平泉藤原氏との関係を構築していった。康和五年（一一〇三）陸奥守に就任した摂関家の傍流にあたる頼宗流出身の藤原基頼は、「嗜弓馬好鷹犬・達武略 討出羽常陸并北国凶賊蒙將軍宣旨」（『尊卑分脈』）とあり、どこまで事実を伝えているのか定かではないものの武的性格を有する人物であったことが分かる。その武力を背景にしていたのである²⁾。清衡から直接摂関家忠実へ馬が献上されている（『殿曆』長治元年（一一〇四）七月十六日条）。

忠実は、基頼の姉妹全子が生んだ男子で、基頼にとつて

は甥にあたる。おじの基頼の支援によるところが大きく、忠実が陸奥国において撰閥家領荘園（高鞍荘・本吉荘）の立荘に着手したのもこの頃かと思われる。さらには先述の通り、忠実は永久二年（一一一四）祖母源麗子の死去により冷泉宮領を相続しており、その一つである陸奥国蛭河荘も撰閥家領荘園として編入している。

基頼以後の陸奥守を見てみると、永久元年（一一一三）七月には、橘以綱が陸奥守に在任（鎮守府將軍を兼任）しているのが見える（『殿暦』永久元年七月廿九日条）。以綱の就任時期については、『長秋記』天永二年（一一一一）十二月二日条に「陸奥守基頼作大原野内外宮、可選任明年武蔵守云々」とあり、前任基頼が明年武蔵守に遷任することから天永三年と思われる。以綱は忠実の侍所別当を務め（『殿暦』嘉承元年（一一〇六）正月九日条）、かつその娘は忠実の弟家政に嫁いでおり（『尊卑分脈』）、撰閥家と緊密な関係にあった。陸奥守在任中、以綱は定期的に馬を忠実に献上しており（『殿暦』永久元年九月十七日・永久二年九月七日各条）、平泉藤原氏との関係も良好だったと思われる。なお、以綱は永久三年（一一一五）在任中に死去している（『殿暦』同年十二月十一日・十二日各条）。

以綱の後任は藤原基信で、永久四年（一一一六）正月廿八日付けで補任されている（『大間成文抄』）。基信は道隆

流の出身にして、父は白河院の近臣で「一院之中、為別当、執行万事」（『中右記』嘉保元年（一一〇九四）正月十日条）とされた師信で、兄弟の経忠も父同様に白河院の別当を務めている（『中右記』嘉保二年（一一〇九五）十二月廿四日条）。また基信の母は師通家の女房（藤原良綱の娘）で、基信の娘は忠通室である（『尊卑分脈』）。陸奥守としての基信の事績を伝える史料は管見の限り見当たらず不明であるが、その後大治元年（一一二六）に陸奥守に就任した藤原良兼、大治二年（一一二七）段階で前陸奥守であった源家俊の任期を考慮すれば、おそらく基信は永久四年から保安元年（一一二〇）まで務めたものと思われる。基信の陸奥守在任時における撰閥家と平泉藤原氏との関係については、前任以綱の時同様に清衡から忠実へ馬が贈られている（『殿暦』元永元年（一一一八）十二月十二日条）ように、両者の関係は良好に保たれていたと思われる。

そして基信の代において、藤原実宗・藤原基頼、橘以綱と続いた鎮守府將軍の兼任がなされなくなったことは、平泉藤原氏と陸奥国府の緊張関係が緩和したことを物語っているように。

以上のように、基頼以降に陸奥守を務めた以綱・基信について見てきたが、撰閥家との関係で陸奥守に就任していることから、この時期は撰閥家が陸奥国の知行国主であっ

た可能性が考えられる。また、これまで論じてきた平泉藤原氏と陸奥国府の良好な関係は、知行国主である撰関家のもとで保証されたと考えられる。

註

(1) 平泉藤原氏は、康和年間頃(二〇九九―二一〇四)に本拠地(平泉)を移転したと思われ、柳之御所遺跡の発掘調査によれば、清衡の時代に防御性の高い堀が巡らされていたようである。平泉藤原氏による陸奥国府への対抗意識が窺えよう。

(2) 遠藤巖「出羽国竹島庄―中世成立期の出羽国府都・由利地域史の再検討のために―」(『秋大史学』第三二号、一九八五年)。

第二節 白河院主導による陸奥国支配

前節で述べてきたように、陸奥国の知行国主として平泉藤原氏と良好な関係を築きつつ安定した支配に努めた撰関家であるが、保安元年(一一二〇)十一月、白河院は関白忠実の内覧を停止した。この忠実の内覧停止は、撰関家による陸奥国の知行にも影響を与えたと思われる。

藤原基信の後任として陸奥守に就任したのは、源家俊である。家俊は、醍醐源氏の出身で、父は白河院の別当も務めた家賢である(『中右記』寛治二年(一一〇八)正月十

九日条)。家俊の陸奥守就任については、『中右記』大治二年(一一二七)十月二十六日条の諸社奉幣の記事のなかに「前陸奥守源朝臣家俊」の名が見えるのみである。家俊の在任期間は、前述の藤原基信の在任を永久四年(一一一六)から保安元年(一一二〇)までと推察した場合、後述する藤原良兼の補任が大治元年(一一二六)二月二十四日(『二中歴』)であるため、保安二年(一一二二)から天治二年(一一二五)までと思われる。

陸奥守としての家俊の活動が確認できる史料は見当たらないが、永久四年に行われた白河院主催の院北面歌合に歌人として参仕し(『院北面和歌合』)、元永元年(一一一八)には伊賀守との兼任で賀茂斎院(白河院皇女官子内親王)の長官を務めるなど(『中右記』同年八月廿九日条ほか)、父家賢同様に白河院の側近として活動していたものと思われる。また、家俊は陸奥守に就任する前年の保安元年(一一二〇)三月、伊賀守在任中に興福寺中堂小子房の造営に携わっており(『中右記』同年同月二日条)、伊賀守から陸奥守への遷任はおそらくこの成功が認められてのものと思われる。

家俊の後の大治元年(一一二六)二月、陸奥守に就任したのは藤原良兼である。良兼は道隆流の出身で、父は隆宗で忠実の父師通の家司であったが(『撰関詔宣下類聚』、

師通は康和四年（一一〇二）に卒去しているため、その死後は忠実に仕えていたと思われる。父隆宗の経歴を鑑みて、良兼もまた父同様に忠実に出仕していたのかもしれない。¹⁾

また良兼の姉妹には、白河院の信任厚い近臣藤原家保の室隆子（崇徳天皇乳母）がおり、こうした姻戚関係も良兼の政治的地位の確立に影響を与えたことであろう。陸奥守就任以前の良兼は、康和元年（一一〇九）九月、祇園塔の造営の功により和泉守に任じられていることから（『本朝世紀』同年同月十七日条）、陸奥守就任も何らかの成功によって実現したものと思われる。

良兼の在任中の大治二年（一一二七）十二月、本節冒頭で触れた陸奥国における国領押領をめぐる紛争が発生した。押領した国領を清衡が比叡山延暦寺領として寄進したために、良兼は「新立庄」として「制止」し、それに反発した日吉社使との間で紛争が発生した。その紛争の際、良兼によって「宮主法師二人」のうち一人が殺害、一人が負傷したため、日吉社が訴え出たものであった。この日吉社の訴えに対し、朝廷は新たに立てられた荘園であるから停止するべきと言いつつも、折しも大赦が発令中であるためその対象となるかどうか議論しており、その後の経過も不明であることから有耶無耶のうちに終わっている。おそらく延暦寺の権威を憚ってのことであろう。

この一連の事件のなかで注目するべきは、源有宗以来看過してきた清衡の国領押領に対し、陸奥守が初めて政治的抑圧を加えたことである。藤原基頼以来、摂関家と平泉藤原氏の良好な関係のもとで陸奥国の国務は運営されてきたが、関白忠実の内覧停止によって摂関家の陸奥国知行が困難になり、白河院主導のもとで陸奥国支配の再編を図ろうとしたと考えられる。²⁾

註

(1) 『殿暦』長治二年（一一〇五）九月廿五日条によると、康和元年（一一〇九）九月に和泉守に任じられた良兼が任国に下向するにあたり、その餞として忠実が馬一疋を贈っており、摂関家に近い関係であったことが窺える。

(2) 大治元年（一一二六）十二月、大納言藤原経実の陸奥出羽按察使の職を止め、権中納言藤原顕隆が按察使を兼任するに至った（「公卿補任」）。顕隆は白河院の寵臣であり、忠実の内覧停止後権勢を振ったことは周知の通りであるが、当該期の按察使は大納言の兼任であることが通例であり、通例を無視して権中納言の顕隆に兼任させたところに、白河院主導による陸奥国支配の積極性をみることができる。

第三章 陸奥国支配の転換

第一節 関白忠実の政界復帰と源信雅の陸奥守就任

良兼の後任として陸奥守に就任したのは、村上源氏出身

の源信雅（初名家定）である。村上源氏は信雅の祖父師房以来、摂関家と姻戚関係を築いており、信雅の娘も忠実の子頼長の室となり師長を生んでいる。また信雅の姉妹には、白河天皇中宮で堀河天皇を生んだ藤原賢子（藤原師実・源麗子養女）、白河院に嫁ぎ仁和寺御室覚法親王を生んだ源師子（のちに忠実に嫁ぎ嫡男忠通を生む）がおり、白河院とも密接な関係にあった。信雅は忠実の家司として活動しており、その様子は忠実の日記『殿暦』に散見される。

この信雅の任官時期について、従来の研究においては、『本朝統文粹』巻六所収の保延元年（一一三五）六月日付の藤原敦光奏状のなかの「京官人兼任陸奥守例」として挙げられている「源信雅 大治三年正月任同守、兼皇后宮亮」を根拠に、大治三年（一一二八）としていた。ところが大治三年任官後の信雅の事績を追跡すると、『長秋記』天承元年（一一三一）正月廿二日条に「家定朝臣任陸奥守、別功一也」と見え、天承元年に陸奥守に就任したという記述がある。また大治三年から天承元年の間には、信雅の甥の顕俊（雅俊の子）の陸奥守在任が見える（『中右記』大治四年（一一二九）正月六日条）。よって、大治三年に信雅が陸奥守に就任し、同四年に顕俊に替わり、天承元年に信雅が再任したという不自然な解釈がなされた。しかし、顕俊の陸奥守在任を示す記事を確認すると、「源顕俊（陸奥

脱カ）国」と見え覚束なく、しかもその後の記事のなかで「上野顕俊（任中）」（『中右記』大治四年正月廿四日条）とあることから、前者の記事の「陸国」は「上野国」の誤りの可能性が高い。

以上の考察から、信雅が陸奥守に就任したのは天承元年であると考える。また、信雅の就任時期が大治三年と考えられてきたために、従来の研究において前任の良兼は任期半ばで解任されたと解釈されてきたが、おそらく良兼は大治元年（一一二六）から大治五年（一一三〇）まで在任し任期を全うしたと思われる。国守による新立莊園の制止は、他国でもなされていることであり、制裁行為そのものは処分の対象にはなりえなかったであろう。

ともあれ何故この段階において、忠実の側近である信雅が陸奥守に任じられたのか、その背景を探ってみたい。

信雅が陸奥守に就任する二年前の大治四年七月、白河院が崩御した。また、保安元年（一一二〇）以来内覧を停止されていた忠実が、大治四年の鳥羽院政の開始と同時に閣白に返り咲き、長承元年（一一三二）正月には再び内覧の宣旨を受けた。

以上を鑑みるならば、信雅の陸奥守就任は、政界に復帰した忠実の推挙によるもので、鳥羽院の意向のもとで忠実が再び知行国主として陸奥国の知行に乗り出したことを意

味すると思われる。

その一方で、平泉藤原氏側でも大きな動きがあり、大治三年（一一二八）七月十三日、清衡が死去した（『中右記目録』同年同月廿九日条）。翌大治四年八月、清衡の子である基衡・惟常が合戦し、京都への貢納が滞るといふ事態が発生した（『長秋記』同年同月廿一日条）。両者による内紛は翌年まで続き、弟基衡が兄惟常を討ち果たしたことで終息している（『長秋記』大治五年六月八日条）。

この内紛のあらましについては、上洛して検非違使源義成に再嫁した「清衡妻」からもたらされたもので、清衡妻は「其後所々追従、捧珍宝、檢非違使別当引力尤甚、所被追貢物手自被持参院御前」とあるように、清衡妻は方々に珍宝を贈り、特に夫義成の上司である檢非違使別当藤原実行による強い引き立てにより、手づから貢物を鳥羽院に献上した。

この記事について詳しく考察された川島茂裕氏は、当史料に出てくる清衡の後家は、常陸大掾氏出身の清衡正室であるとし、基衡を支持するよう鳥羽院に働きかけたものと解釈している⁽⁴⁾。しかし基衡はこの内紛の勝者で、もし鳥羽院に働きかけるならば直接実行することであろう。ゆえに、この清衡の後家は惟常の母と考えられ、平泉藤原氏の当主が基衡に代替わりして以降の窮状を鳥羽院に訴え出たもの

と思われる。

かくして、天承元年正月、信雅は陸奥守に任じられた。同年八月には従四位上に叙せられ、現地に赴任した（『長秋記』及び『時信記』同年同月九日条）。任官から赴任までそれほど間がないことから、信雅の赴任は任官当初から決まっていたものと思われる。その目的はおそらく清衡から基衡へ代替わりした後の陸奥国の政情確認、そして陸奥国における摂関家領荘園の維持管理にあったと思われる。

その後信雅は、長承三年（一一三四）三月の除目で皇后宮亮に任じられており（『中右記』同年同月十九日条）、この頃までには帰京したと思われるが、これは兼任で陸奥守には継続して在任していた。継続して在任する理由には、おそらく陸奥国内における基衡と国府の軋轢が継続して存在していたためであろう。しかし、翌保延元年（一一三五）五月、信雅は在任のまま卒去した（『中右記』同年同月十五日条）。

註

(1) 大塚徳郎『みちのくの古代史 都人と現地人』（刀水書房、一九八四年）など。

(2) 遠藤基郎『平泉藤原氏と陸奥国司—清衡・基衡まで—』（入間田宣夫編『東北中世史の研究 上巻』高志書院、二〇〇

五年)。

(3) 『中右記』元永二年(一一一九)五月二日条によれば、当時伊賀守の源俊の訴えにより、伊賀国内にある新立の春日社領莊園を停廢する宣旨が下されている。

(4) 川島茂裕「藤原清衡の妻たち」(入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院、二〇〇二年)。

第二節 藤原師綱の陸奥守就任

保延元年(一一三五)五月の源信雅の死去に伴い、六月には後任の陸奥守の人選が行われたようである。^① そのなかで、当時式部大輔の任にあつた藤原敦光が陸奥守の兼任を所望しているが、『本朝統文粹』所収・保延元年六月日付藤原敦光奏状)、その希望は叶わず、新たに任じられたのは小一条家出身の藤原師綱である。師綱の出自である小一条家については、第一章で述べてきた通りであるが、何故この段階に至って師綱が陸奥守に任じられるに至ったのか、次に掲げる史料をもとにその背景を考えてみたい。

庁宣 岩瀬郡司政光

可早堺四至打勝示左大臣家御領事

右以岩瀬一郡為左大臣家御領、史生・官使・国使相共、堺四至打勝示、一郡併以可奉立券之状、所宣如件、

以宣、

保延四年十月廿六日

大介鎮守將軍兼押領使藤原朝臣

〈在御判〉

当史料は、『平安遺文』第二三九五号に所収されている陸奥国司庁宣案(『上遠野文書』)である。これによれば、保延四年(一一三八)十月に陸奥国岩瀬郡を左大臣領として立券するとあり、立券の主体である「大介鎮守將軍兼押領使藤原朝臣」は時期からして師綱その人である。また当時の左大臣は第一章第二節で触れた有仁王で、元永二年(一一一九)臣籍降下して源有仁となり、保延二年(一一三六)に左大臣になった。また前章で触れたように有仁の母と師綱の母はともに源師忠の娘で、両人は従兄弟同士の間柄にあった。

以上から推測するに、おそらく保延元年六月以降、陸奥国の知行国主は源有仁で、師綱は有仁の推挙によって陸奥守に任じられたと考えられる。よって、左大臣領の立券は知行国主である有仁のためになされたものと見る事ができる。

さらに当史料で注目するべきは、この立券は寄進という形式を取らず、陸奥国府の官人が現地によって来て直接勝

示を打つという強硬手段によってなされるものであったということがある。これは在地を抑圧する行為であり、それは冒頭で掲げた『古事談』の逸話に表象されている。

陸奥守に就任し現地に下向した師綱は、「基衡押領一国、如無国威。仍奏事由。下宣旨、擬檢注国中公田」(『古事談』)とあるように、陸奥国一国に及ぶほどの基衡の国領押領を目的の当たりにした師綱は、朝廷に報告し宣旨を得て国中の公田の檢注に着手した。「忍郡」(信夫郡)²⁾は「基衡蔵テ先々不入国使」とあり、基衡の領有地で以前は国使(檢注使)は立ち入ることができなかったが、宣旨を掲げて檢注に入ったところ、基衡は「件郡ノ地頭犬ノ庄司季春」と同心して「已放矢及合戦」という。

基衡による国領の押領は、おそらく前任の源信雅の時から既に起きていたと思われる、信雅が現地に赴任したのもその対応が目的ではなかったかと思われる。しかし、信雅の時には陸奥国内の公田檢注を実施した形跡はなく、清衡以来の平泉藤原氏と摂関家との関係を通じて解決を図ろうとしたのかも知れない。信雅の死後もなお基衡の国領押領は³⁾続き、師綱の代になって初めて公田檢注という実効支配に踏み切り基衡を抑圧したと思われる。

当然基衡の強い抵抗も想定できていたことであろう、師綱は橋以綱以来の鎮守府將軍を兼任しており(『尊卑分脈』)、

場合によっては武力行使に及ぶことも念頭に入れていたと思われる。

そのように考えてみると、この段階における陸奥国支配は、師綱の陸奥守就任以前に基衡への抑圧策が基本方針としてあったのかもしれない。

そうした方針のなかで陸奥守に選任されたのが、師綱であると思われる。師綱は、先述の通りかつて陸奥国に利権を有した小一条家の出身で、武断的性格を有した一族でもある。⁴⁾『古事談』の説話の後半で、師綱は公田檢注に抵抗した季春とその関係者を処刑しており、その性格の一端を窺うことができよう。

また第二章第二節の末尾にて、保安元年(一一二〇)祖父師季が死去し、父尹時は政治的に振わない状況のなかで、陸奥守に任じられるまで師綱を庇護したのは誰だったのか疑問を呈した。陸奥守任官以前の師綱について記された史料がないため、推測の域を出ないが、おそらくは母方の実家である村上源氏であろう。無論この時期には母方の祖父師忠は既に死去(永久二年(一一一四)九月二十五日)しているため考えられないが、師忠の甥で鳥羽院の別当を務めた師時の可能性は考えられないだろうか。師時は師忠の兄俊房の子ではあるが、妻は師忠の娘であり、師忠にとつては甥でありながら娘婿でもあった。その上師時の母は源

基平の娘で、源有仁の祖母である源基子の姉妹で、有仁の父輔仁親王と師時は従兄弟の關係にあたる。

姻戚關係のみならず、村上源氏は代々陸奥出羽按察使を務めており、師房（長久四年（一〇四三）任）・俊房（永保元年（一〇八一）任）・師忠（康和元年（一〇九九）任）が歴任している。それだけに、陸奥国に関わる情報は集積可能であったであろうし、⁽⁵⁾当該期の陸奥国支配についても熟知していたことであろう。

そうした周辺環境が、師綱の政治的地位を上昇させたと考えられ、⁽⁶⁾師綱は康治二年（一一四三）三月まで陸奥守を務めた（『本朝世紀』同年四月一日条）。保延元年（一一三五）の就任以来、約八年間務めたことになるが、おそらく重任したものと思われ、陸奥国の抑圧策は一定の効果があつたものと思われる。だからこそ、本節冒頭で掲げたように、寄進という形式を採らず勝示を打って左大臣源有仁領を立券できたと考える。

註

- (1) 『中右記』保延元年（一一三五）六月八日条によれば、「近日闕官多出来也。参議二、陸奥・日向・筑後闕也。所望之輩走迷東西云々。今年藏人任中未被成受領。件人々得其理歟。或又別功人々成其望者」とあり、信雅の死去によって

欠員になつた陸奥守の任官を希望する者が見られる。

(2) 信夫郡は陸奥国南部（現在の福島県福島市）に位置し、平泉から遠く離れた位置にあるため基衡が領有していたかは疑問であるものの、このように叙述するほど公田検注に対する基衡の強い抵抗があつたのではないかと思われる。

(3) 長承三年（一一三四）四月の除目で、信雅は皇后宮亮に任じられたものの、陸奥守に在任し続けた背景には、この段階でもなお基衡の押領が継続し、状況によっては再び現地で対応しなければならぬと考えられていたからかもしれない。

(4) 『尊卑分脈』によると、小一条家の出身者のうち、為任（濟時子）には「寛徳二月日被射殺」、定任（為任子）には「長久月日被射殺」と注記され、武断的性格を有する一族であるがゆえのものと思われる。

(5) 師時は、自身の日記『長秋記』において、陸奥国に関わる記事のなかで、清衡の二子基衡・惟常の合戦（大治五年六月八日条）など在地のことを詳細に記録している。

(6) 源俊房の日記『水左記』によれば、「皇太后大夫師成卿腰有熱物、今日灸治云々、予差使訪之」（永保元年（一〇八一）七月廿八日条）、「師成卿家（小一条）訪」（同年八月六日条）などの叙述が見られ、村上源氏との關係は師綱の曾祖父師成の代からとも考えられる。

おわりに

以上、第一章から第三章にかけて、小一条家の来歴や十

二世紀初頭における陸奥国の政治情勢を論じながら、藤原師綱がどのような経緯で陸奥守に就任したのか考察してきた。

最後に、師綱以降の陸奥守について若干触れておきたい。

康治二年（一一四三）四月、師綱は重任したものの任期途中で陸奥守を離任した。その後任として陸奥守に就任したのは、道隆流出身の藤原基成であるが、この背景には基成の父忠隆が自らのポストである大膳大夫と「相博」したもので、師綱は陸奥守を手放す代わりに大膳大夫に就任したのである（『本朝世紀』同年同月一日条）。陸奥守就任に至るまで不遇の環境にあった師綱にとつて、京官を獲得できるまたとない機会であった。

忠隆は、鳥羽院年預を務めるほか、熟国伊予国をはじめ数か国の国守を歴任した有力な院の近臣である。また忠隆は鷹や犬を愛好し、乗馬が得意な一面があり（『本朝世紀』久安六年（一一五〇）八月三日条）、そうした嗜好も相俟つて陸奥国の利権確保を目指したと思われる。基成の陸奥守就任を機に、忠隆は源有仁に代わつて陸奥国の知行国主になったと考えられる。⁽¹⁾

従来抑圧してきた平泉藤原氏に対しては、陸奥守基成の娘が基衡の子秀衡に嫁いだことで平泉藤原氏と姻戚関係を結び、以降陸奥守は隆親・信説・雅隆が歴任し一族でその

地位を独占するに至った。忠隆の死後はその後継者である信頼が知行国主になり、保元三年（一一五八）五月には陸奥守在任中に死去した叔父雅隆による内裏造営の成功の賞を代わりに受け従三位に叙されたが、同時に師綱も宮内卿に補任された（『兵範記』同年同月六日条）。康治二年の陸奥守相博以来、師綱は忠隆一族の恩恵を蒙ることになったのであるが、おそらくその栄誉は平治の乱によつて信頼が没落する平治元年（一一五九）までしか続かなかつたことであろう。なお、師綱は承安二年（一一七二）九月六日に死去している。

以上のような陸奥国における政治情勢のなかで、撰闕家領荘園の展開過程や河内源氏をはじめとする軍事貴族の動向も改めて注目する必要がある。⁽²⁾今後の課題としたい。

註

(1) 『台記』久安三年（一一四七）二月三日条によれば、有仁は病気のため出家をしているが、「遂年来本意」と述べていることから、長年思っていた可能性が考えられる。よつて、病気を理由に陸奥国の知行国主を手放した可能性も考えられよう。

(2) 康治元年（一一四二）八月、忠通が河内源氏の源為義に身柄を預けた興福寺悪僧が陸奥国に配流されている（『台記』同年同月同日条）。これは撰闕家独自の処罰であり（元

木泰雄『河内源氏』中央公論新社、二〇一一年）、配流先は陸奥国内の撰関家領荘園と考えられるが、それが陸奥国支配にどのような影響を及ぼしたのか考える必要がある。

幕末明治維新期の藩校改革と人材育成

— 宇和島藩藩校明倫館を事例に —

滝澤和湖

藩校は、各藩で宝暦から寛政期にかけて行われた藩政改革を考察する上で必要不可欠な存在であり、藩政を担う人材を育成し、登用する機関として各藩で設立された。現在は藩校の学統学派に注目した研究ではなく、制度や教育の実態に即した「広義」の藩学研究が行われており、辻本雅史氏は亀井南冥の学校論と人材論の分析から藩校組織の考察を行っている⁽³⁾。

また、藩政改革における学問受容の検討においては、小関悠一郎氏が米沢藩の事例を中心に研究を行っている。小関氏は、米沢藩家老竹俣正綱は「地利」理念を提示し、「地利」理念を殖産政策の実施などの政治改革の主要理念へ位置づけたことを論じており、桑植え立てや養蚕などの特産物を藩内に導入し「国産」理念への確立をはかったと言及している⁽⁴⁾。そして「富国強兵」の面では、太宰春台が積極的経済政策に繋がる「富国強兵」論を主張したことを述べ、十八世紀から十九世紀にかけて「富国強兵」より「富国安民」が主要な政治理念として広がりを見せたことを定義し

ている⁽⁵⁾。しかし両氏の研究は、藩校における学問と藩政改革の関連性があまり言及されておらず、藩校が藩政改革においてどのような役割を担っていたかを明示することが研究課題である。

宇和島藩藩校を取り上げる理由としては、宇和島藩で実施された農村支配の強化や専売制の導入といった諸改革が藩内で一定の成果を上げており、藩政改革における藩校の役割が検討可能である。また、宗城期は海外情勢の影響から軍制改革に注力しており、藩内において「富国強兵」をはかっている。宇和島藩は藩内の近代化を推し進めているが、そういった藩政改革の中で、藩校ではどのような整備が行われ、人材育成の面でいかに寄与したかを宇和島藩藩校に焦点を当てることで明らかにしたいと考えた。

宇和島藩の藩校研究としては愛媛教育委員会編『愛媛県教育史』⁽⁶⁾があり、宇和島藩藩校の全体像を知ることができる。また、兵頭賢一氏・三好昌文氏が宇和島藩及び藩内関係者に関する研究・調査を行っており、近年では木

下博民氏が宇和島藩藩校の内部構造等を詳細に記している。⁷⁾しかし、従来までの宇和島藩研究は「藩校」といった一つの事象に着目した研究であり、藩政改革や社会背景と関連させて藩校を概観していないことが課題として挙げられる。

また明治維新时期藩校研究としては、塩原佳典氏が信濃国高島藩を事例に、⁸⁾同藩の学制改革が藩士層内部における人材養成や登用に重点を置いていた事例を言及しているが、明治維新时期における藩校の位置づけや藩校廃止後の藩校関係者の動向は明らかにしていない。以上のことから、学問面からの検討だけではなく、藩政改革や藩校構造の変化などの視点からも藩校を捉え直し、宇和島藩内における藩校の役割を明示することが研究において重要な点である。

本稿では、七代藩主伊達宗紀の天保期から明治維新时期までの藩校明倫館に焦点を当て、藩校が幕末から明治維新时期に人材育成面での機能したかを明らかにしていきたい。第一章では、天保期における藩校整備と実学の導入を検討し、第二章では、幕末期における武術を重視した政策と洋学摂取による藩内の富国化をみていく。第三章では、明治期における藩校制度改革と藩校廃止後の藩校出身者の動向を考察する。

また、明治期の藩校と藩校出身者を検討するにあたり、宇和島藩儒者であり、後に不平士族による陰謀事件「明治

十年国事犯事件」の中心人物として関与する上甲振洋の思想に注目し、藩校が幕末明治維新时期にかけてどのような機能を持ち、藩校としての役割を果たしていたのかをみていきたい。

第一章 宗紀期の藩校教育と実学

第一節 天保期の藩校制度改革

まず、宗紀以前の宇和島藩藩校を概説する。藩校は五代伊達村候の治世である寛延元年（一七四二）に「内徳館」として創設され、以後「敷教館」「明倫館」と名を改め、明治三年（一八七〇）に「明誠館」と改称した後に廃藩置県で廃止となった。⁹⁾藩内の学問受容としては、朱子学、崎門学、古学、朱子学の順で変化しており、内徳館では伊藤仁斎の五男蘭嶋に古義学を学んだ安藤陽州を学問指南に、藤好南阜が藩学に携わったことにより古学派が隆盛した。¹⁰⁾そして、六代村寿の代では安藤毅軒のほか岡研水・都築鳳栖が儒官を勤めており、頼春水・尾藤二洲に朱子学を学んでいた岡研水が寛政二年（一七九〇）に出された異学禁止を支持したことにより、二洲の学問傾向が藩学の中核となり幕末まで続いた。¹¹⁾

宗紀は文政七年（一八二四）に七代藩主として襲封する。宗紀は藩の財政難を打破するために財政政策を行う一方で、

文教を興し藩校整備と文武奨励を実施した。天保三年（一八三二）には布達を出し、中之間以上次男三男迄・御徒士以下御目見以上の本人嫡子の強制修学、私塾での素読の禁止、勉学が熱心な者の寄宿舎への入学を定め、培寮達寮という自習研究の場を設置するなど積極的な文武政策を行った。さらに職制面では新たに学校頭取を設け、頭取には家老職の稲井山城が就任し、その下に儒員・職員・虎之間目付と兼帯である学校目付が設置された。以上のような諸整備の多くが天保三年に集中していることから、天保期にかけて藩校の制度整備や拡充が実施されたと考えられる。

第二節 藩校作事と藩儒

藩校の位置付けを考察するにあたり、「天保二年 御城明倫館」、第二章以降で使用する「弘化四年 御城明倫館」、「万延元年 御城明倫館并番所之事」に注目したい。この三点の記録の変化から、宇和島藩藩校は天保期以降「御城」と並んで重要施設として認識されていた可能性がある。「天保二年」では項目分けはされていないが、「弘化四年」は御城（御城内入・御堀等之儀・雑事）と明倫館、「万延元年」では、御城（御城内入・追手搦手・御堀・御書物拝借・雑事）と明倫館、その他番所（十ヶ所・十ヶ所番人・下番人）と天保期以降の記述では作事が細分化されている。これら

の作事に関する記述面から、藩内において藩校が重要施設として位置付けられていたことが考えられる。また藩校作事は、天保二年から天保十四年にかけて実施されていることが【表一】から読み取れる。さらに、天保十一年に桜田佐渡と志賀九郎兵衛が武術頭取に任命されると、藩内で稽古に関する設備や制度が整えられるようになる

【表一】天保期における藩校作事に関する年表（出典「天保二年 御城明倫館」、宇和島伊達文化保存会蔵「宇和島伊達家文書 御重書目録丁」）

和暦	西暦	月日	内容
天保2年	1831	7月17日	此度明倫館御普請ニ付、右御壺段御免候迄引受被 仰付事
天保2年	1831	7月22日	星弥一兵衛義明倫館御普請御用引免申付事
天保12年	1841	10月22日	明倫館当時都築織衛役宅手狭ニ付、裡手之方四間半余建繼并引離壺間半四方■物置造作之義申出承届事
天保14年	1843	不明 (5月頃)	明倫館御長屋建替之義、御作事出吟味之上儒者申出候因ヨ御普請承置事
天保14年	1843	不明 (閏9月頃か)	望月元屋敷新稽古場明倫館境内稽古場と 相唱候様、申聞候事

り、翌年には松井武左衛門の槍術稽古場に修繕費が支給された。⁽¹⁹⁾そして天保十四年には、故中田久左衛門宅にあった稽古場が「死後幸之助二相成てハ宅ニて稽古之義可致迷惑」⁽²⁰⁾であるため、稽古場が明倫館境内に建設されることになっていく。以上のことから、宇和島藩でも文武の総合機関としての藩校が志向されるようになり、天保十四年に「望月元屋敷」〔表一〕と中田久左衛門宅の稽古場が明倫館境内に移されている事例から、稽古場などの「武」の機能も藩の支配下に入ったといえる。

次に藩校内部の変化であるが、藩儒としては天保十年（一八三九）に安藤新介が進席と長袴の着用が命じられている。⁽²¹⁾また同年に都築訓治も「儒学無怠年数相勤、老年迄致師範出勤相勤」たことにより虎之間順列を仰せつけられ、同じく藩儒であった金子春太郎（篁陵）も「学事追々致上達、專御用ニ相立」たことで虎之間列となっている。⁽²²⁾また虎之間格であるが、都築訓治（鳳栖）の倅織衛（燧洋）に跡を継がせている際、天保十二年五月二十一日条「虎之間、儒学之家ニ被仰付、前体明倫館分出勤、師範可致」⁽²⁴⁾から、虎之間格は儒学の家に仰せつけられるものであり、格式も世襲制であったことが分かる。よって、天保十年以降に藩儒が学事奨励によって賞せられていることから、藩内において重要な存在であると認識された可能性がある。

第三節 実学の導入

宗紀期になると藩財政の再建を図るために実学や蘭学を藩内に導入する動きがみられ、藩では殖産興業を展開し専売制を導入する際の基礎学問として実学を取り入れた。⁽²⁵⁾まず天保九年（一八三八）に、実学の大家である佐藤信淵の下に藩士の小池九蔵と下士若松物兵衛を入門させ、経済学を習得させた。佐藤信淵は蘭学や経済学を修めた農政学者であり、美作国津山藩の藩政改革において藩主の諮問に答えており、十六年間で十七万両の蓄積の実現に成功している。⁽²⁶⁾また、幕府の天保改革に際しても諮問をうけており、実学が藩政改革において重要視されていた様子が見える。「天保二年 家中由緒書」によると、九蔵は天保三年に作事奉行に仰せつけられ、井川方引除を命じられている。そして翌年には普請奉行になっており、藩内の作事を任されていたといえる。帰藩後、九蔵は藩と信淵の連絡役として大きな役割を果たしており、天保十四年十二月十五日条には「右御書物特ニ読合、正誤等小池九蔵へ被仰付候間、役方手透之節、九蔵為承合手伝取調可致旨被仰出候」⁽²⁹⁾とあることから、惣兵衛は九蔵の下で書物の読み合わせや訂正などの手伝いを行っていたことが分かる。しかし、九蔵は農業技術面で働くものの、藩内で主だった成果をあげることができなかった。

一方、下士身分であった惣兵衛は農政面で藩政に寄与し、津島組・野村組の代官時代に人參栽培を奨励したことにより、宇和島藩の人參生産額を向上させている。また、安政三年（一八五六）には「宇藩経済弁」を著述しており、さらに慶応二年（一八六六）の蠟専売制においても成果を発揮している³⁰。よって、宗紀期には惣兵衛のような下士層の人々が藩の政策に貢献していた可能性が考えられ、実学の知識を専売制等に活用することで藩財政の富裕化をはかろうとしたといえる。そして藩校教育と実学の関係性であるが、実学は藩校の朱子学中心の学問とは異なり、藩政改革で活用される実践的な学問であったと考えられる。

以上のことから、天保期にかけて藩政改革の一環として藩校が整備され、藩内でも藩校の位置付けが変化したことがかがえる。また藩政改革を実施するにあたり、藩内では朱子学以外の学問として実学を取り入れ、経済の安定を図ったといえよう。よって、天保期にかけての藩校整備及び学問受容は、次の宗城期で実施される諸政策の礎になり、近代化に向けての土台は宗紀期に構築されたと考えられる。

第二章 幕末期の藩校教育

第一節 幕末期の藩校明倫館と文武奨励

宗城は文政十二年（一八二九）に宗紀の養子となり、弘

化元年（一八四四）に八代藩主として襲封した。弘化四年七月十二日には、御旗本頭を中心に令を発しており、宗城は宗紀の意向を引き継ぎ、藩士たちに出精や御用の役に立つようにと促している³¹。その令から、宗紀期の政策理念が宗城にも引き継がれていたことが考えられる。

文武奨励の面では、安政二年（一八五五）に家老松根図書を学校頭取とし、春と秋、年齢の長幼に関わらず、力の能否に応じて行われる試業の実施・怠惰な者の退塾命令・病身などの理由で武術習得が困難な場合、文学に力を入れることを許し、文武いずれかを習得する義務を課すといった内容を布達を行った。また安政三年には、御目見以下の軽輩、足軽や仲間を收容する小学校を創設し、それまで私塾で学んでいた御目見以下の人々も藩の施設で句読を学ぶことができるようになった³²。

さらに弘化四年には、七月十二日に桜田佐渡・志賀九郎兵衛・桜田数馬を文武世話頭取に任じ、御徒士以上の輩は七・八歳までに手習素読を始め、十四・五歳までに文武とも師範家へ入門、三十歳までには勤仕をするようにと定めている³³。宗城期は文武の拡充・試業・小学校などが藩士教育に導入されており、新たに藩校制度が設けられていることが分かる。

そして安政五年に宗城が藩主を辞し、宗徳が跡を継いだ

後にも藩内で文武奨励が推進されていたと考えられる記述が「万延元年 御城明倫館」から確認された。【表二】から元治元年（一八六四）六月二日に文武を専ら心掛けている面々への扶持だけでなく、御沙汰に関係なく志がある寄宿の者へも扶持を下すことが定められ、同年十月には、山上真蔵が文学を心掛け、後の寄宿により扶持を下されている。さらに、慶応元年（一八六五）二月に荒木淳左衛門と斎藤一太郎、四月には松崎健次郎が寄宿により扶持を与えられている。よって、藩は文武を積極的にを行う者に対して扶持を下しており、文武に励んでいる者に評価を与えることで藩士の士気を向上させていたと推測できる。

次に宇和島藩の軍制改革を考察していきたい。藩内では以前から武芸奨励が進められており、藩主による武芸御直覧も行われていた。宗城は宗紀の方針を継承し、ペリー来航後は藩内で強兵政策をとった。まず、弘化二年に大砲鑄造場を設け、火薬製造場も同時に創設した。また同年八月には、侍中・徒士・足軽などの全藩挙げての武術検閲を行い、弘化四年にも各種武術の検閲を実施、さらに安政四年には砲術を威遠流に統一した³⁹。よって、欧米列強の脅威による社会情勢の不安から、弘化・安政期にかけて藩内では富国化に向けて軍制が整備されていた様子⁴⁰がうかがえる。

また、宇和島藩の著しい武術の進歩により他藩から槍術

や剣術修行に来る者が次第に多くなった。安政元年から五年にかけて伊予では新谷藩・大洲藩・松山藩、他国では薩摩藩や長州藩などが来藩し、藩では文学修行者も武術修行者と同様の扱いとする待遇法が安政二年に定められている⁴¹。よって、他藩から遊学生が宇和島に来ていたことは確かであり、宇和島藩の武術教育が他藩にも軍事政策の手法となっていた可能性がある。

第二節 藩校における財政問題

武備の充実を実施するにあたって武術への支出は必要であり、幕末期の宇和島藩内では文武奨励による財政問題が発生していたことが「天保二年 御城明倫館」、「弘化四年 御城明倫館」、「万延元年 御城明倫館并番所之事」からうかがえる（表二）。

弘化三年（一八四六）の「御取縮二付、明倫館被相渡候御定用明年々二ヶ年不被相渡旨申聞事」からは、藩内財政が緊縮しているため、来年から二年間は藩主から支給される費用である「御定用」が支給されないことになっている。しかし、翌年に「御取縮二付、明倫館被相渡候御定用今年不被相渡候所、前体被相渡候事」とあることから、結局藩主から「御定用」が明倫館に渡される運びとなっている。

また天保四年（一八三三）時点では、学校扶持は元々一

【表二】藩校扶持及び財政に関する年表（出典「天保二年 御城明倫館」、「弘化四年 御城明倫館」、「万延元年 御城明倫館并番所之事」、宇和島伊達文化保存会蔵「宇和島伊達家文書 御重書目録丁」）

和暦	西暦	月日	内容
天保4年	1833	6月2日	学校扶持壹ヶ年六拾俵ニ■定候間、年々壹俵ニ而四拾五匁之相場ニ■被候、銀札貳貫七百目も金子春太郎渡方申聞事
弘化3年	1846	12月25日	御取縮ニ付、明倫館被相渡候御定用明年の二ヶ年不被相渡旨申聞事
弘化4年	1847	7月12日	（日付横）御定用前体被相渡御取縮ニ付、明倫館被相渡候御定用今年不被相渡候所、前体被相渡候事
嘉永2年	1849	7月27日	都築織衛忼光蔵義、文学為修行明倫館江入寮願承届有之候、入寮扶持忼人御分量之内ニ而取斗候様、安藤新介頭取九郎兵衛の申聞候事
嘉永2年	1849	7月27日	此度明倫館境内新建壹本指床脇江兵学稽古場被相建候事、但又方武術御入用、御分量之内ニ而被仰付事
嘉永4年	1851	6月22日	明倫館御分量安藤勝太郎引受被 仰付候旨、上甲礼三申合取斗候様、安藤新介江学校頭取る申聞事
嘉永4年	1851	9月2日	学校扶持銀札ニメ貳貫七百目ツ、年々被相下候処、右之内七百目此度御引上武術御分量江加候事
嘉永7年	1854	6月2日	安藤勝太郎明倫館御分量引受被仰付事
安政3年	1857	正月22日	明倫館御長屋北脇へ小学校相建候ニ付、御入方ハ同前御分量之内を以、取斗候様
元治元年	1864	6月2日	文学専心掛候面々御扶持方ニ下候処、以後ハ御沙汰ニ不拘、志あり寄宿之向江も御扶持被下、薪料とも可被相渡学校頭取る指南家申聞事
元治元年	1864	10月7日	山上真蔵文学心懸宜敷猶又出精候様及沙汰事
元治元年	1864	10月17日	（山上真蔵）寄宿、御扶持被下
慶応元年	1865	10月22日	明倫館御分量増伺及裁許事
慶応元年	1865	2月7日	左之面々塾江寄宿之儀、伺承届御扶持方方一人分被下事、（荒木淳左衛門・斎藤一太郎）
慶応元年	1865	4月22日	松崎紋右衛門次男健次郎寄宿付御扶持被下事
慶応2年	1866	12月12日	引受加藤虎一郎分明倫館御分量増渡候伺及び裁許事
慶応2年	1866	12月15日	明倫館宮仕御取成是迄之処ニ而者、難洪之趣申出、三枚倍ニメ銀札壹ヶ年銀札百五拾目被下旨及沙汰候事、
慶応3年	1867	8月22日	明倫館御定用不足ニ付、去冬銀札四貫目被相渡、百七十目遣切候儀ニ付、此節銀札五貫目丈御渡被下度、猶又不足分ハ当暮可申出旨申出、申出通被相渡旨候事
慶応3年	1867	12月9日	明倫館御定用増伺承届事

年六十俵、銀札で二貫七百目となっているが、嘉永四年（一八五二）に「学校扶持銀札ニメ武貫七百目ツ、年々被相下候処、右之内七百目此度御引上武術御分量江加候事」と元々の学校扶持銀札二貫七百目の内七百目を、武術の「御分量」、いわゆる藩から割り当てられる予算にすると定めており、藩校に支給されていた文学費用が武術費用に当てられている様子が分かる。

そして、慶応元年（一八六五）十月には明倫館の御分量の加増要求と裁許が行われ、翌年十二月には、明倫館への「宮仕」が困難であるとの申し出から一ヶ年銀札百五十目を下している。⁽⁴⁷⁾ さらに、慶応三年（一八六七）八月にも「御定用」不足のために昨冬に渡した銀札を使い切り、銀札五貫目を支給してほしいとの依頼をしており、同年十二月にも「御定用」の加増要求をしていることから、明倫館経営が支給される費用だけでは困難であることを示している。

以上のことから、宇和島藩では藩から支給される「御定用」と、決められた予算である「御分量」から文武関係の整備を実施していたと考察する。また、宗城期は武術に注力し、慶応期にかけては逼迫した財政状況の中で藩校運営をしていたことから、宗紀期から宗城期にかけて藩内では文学よりも武術面に重点が置かれたといえる。

第三節 洋学の推進

宇和島藩では、二宮敬作を中心に医学による洋学摂取が行われていたが、宗城期になると軍事面や藩政改革において洋学摂取がみられるようになる。⁽⁴⁹⁾

幕末期の宇和島藩は、嘉永元年（一八四八）に蛮社の獄によって捕えられ、脱獄逃亡をしていた高野長英を藩に招き、長英に対して四人扶持と翻訳料を支給した。⁽⁵⁰⁾ 長英を藩内で匿った理由を三好氏は、長英の洋学の知識を安価に抽出・利用しようとしていたからだと考えており、宇和島藩の軍制政策で長英が与えた影響は大きいといえる。そして長英は蘭学塾「五岳堂」を開き、藩士を教育する一方で『砲家必読』などの兵書翻訳に従事し、久良砲台の築造にも尽力した。⁽⁵²⁾ また、長英の蘭学塾の門下生には、谷依中や土居直三郎、大野昌三郎らが入門しており、塾では蘭語の文法を教えるだけでなく、「三兵タクチキ」の講読翻訳に努めた。⁽⁵³⁾

そして長英が宇和島を去った後、嘉永六年には村田蔵六（後の大村益次郎）が来藩し、蘭学・兵学の教授と翻訳にあたった。⁽⁵⁴⁾ 蔵六は軍隊編成や砲台築造の研究にも携わっており、宇和島藩の軍事面の近代化に貢献している。さらに、藩内に設置された「蘭学稽古場」は長英の弟子であった大野昌三郎を中心に続けられていたが、元治元年（一八六四）にシーボルトの弟子であった三瀬諸淵が迎えられたことに

より、「英蘭学稽古場」が創設されるに至った。⁽⁵⁶⁾

宇和島藩内では文学・武術修行の他に蘭学修行が実施されており、「弘化四年 家中由緒書」によると、高野長英の門下生であった大野昌三郎は弘化五年（一八四八）に蘭学修行を命じられ、嘉永七年（一八五四）には英吉利学修業をするために江戸表に来るように命じられている。そして、昌三郎は須藤為次郎と若松幹太郎に蘭学も教えており、⁽⁵⁷⁾教授する立場としての役目も果たしていた。

続いて、幕末期の藩校内での洋学撰取について考察したい。「万延元年 御城明倫館并番所之事」によると、慶応三年（一八六七）三月十二日に松崎健次郎が阿部権一郎の留守中に兵学取立世話ならびに書物の引き受けを命じられており、同日に堺元太郎も「西洋学世話方」を仰せつけられている。また、修行面に注目すると、松崎紋右衛門の次男健次郎は慶応元年に西洋兵学であるタクチーキ学の修業を命じられ、扶持方二人分が下されている。他にも若松幹太郎と渡辺藤太が蘭学修行、町田呈蔵が西洋学修行を命じられているが、⁽⁵⁸⁾渡辺藤太は文久三年（一八六三）に「御吟味合在之御免之事」となっている。一方、町田呈蔵は慶応元年の「西洋兵学修行御免前体兵学修行被仰付、明倫館舎長被仰付事」から、西洋兵学修行から兵学修行へと変更となり、明倫館舎長に命じられていることがうかがえる。よつ

て、宇和島藩では幕末期にかけて洋学撰取が行われ、「西洋学世話方」や慶応元年の町田呈蔵の明倫館舎長への就任から、藩校内への洋学導入の可能性も考えられる。

このように、宗城は宗紀の政策理念を引き継ぎ、軍制改革を実施するにあたり、武術を重視した政策を行ったといえる。また、高野長英や村田蔵六など外部からの人材登用や洋学の導入を行っており、藩内の富国化を推進したとも考察できる。

第三章 明治維新期の藩校と藩校出身者

第一節 上甲振洋の思想形成

第三章では、明治維新时期における藩校と藩校廃止後の藩校出身者の動向を検討していく。第一節では宇和島藩藩儒を勤めた上甲振洋に焦点を当て、幕末期にいかなる思想形成をなしたかをみていきたい。

まず上甲振洋の略歴を概説する。振洋は宇和島藩の朱子学者であり、父順治（拙園）は岡研水の学統を引く朱子学者で、兄貞一は藩校明倫館で都築燧洋や金子篁陵らと共に師範を勤めた人物であった。⁽⁶¹⁾また、天保九年（一八三八）には小松藩儒者の近藤篤山の門下となり、天保十一年から約四年間は江戸に遊学し、昌平齋で学問を学んでいる。⁽⁶²⁾

後に不平士族の陰謀事件である「明治十年国事犯事件」

の中心人物となる振洋であるが、宇和島藩藩儒を二度経験しており、一回目は帰藩後の弘化二年（一八四五）に明倫館出勤となった後、金子篁陵との培養達寮の條規書の見解の相違により嘉永五年（一八五二）に辞職、二回目は明治二年（一八六九）に西園寺雪江の説得により藩校再出仕を果たしたにも関わらず、持病を理由に翌年藩校職を辞している。⁶⁴

次に、振洋が昌平黌に遊学していた頃に記した旅日記『帰献録』をみていく。『帰献録』を考察するにあたっては、狩野充徳『帰献録（富士山遊記）』⁶⁵ 訳注⁶⁶を参照し検討を行う。振洋の富士登山は、江戸遊学の際に父順治の富士登山への宿願を果たすために、天保十二年に昌平黌の学友であった三城敬止と共に江戸を発つたことが契機である。振洋と敬止の旅は十二日間で終了するが、富士登山を終えた後、六月二十日に鎌倉に立ち寄っている点に注目したい。

近世期は、沢庵宗彭の「鎌倉順礼記」や徳川光圀の「鎌倉日記」など、鎌倉を舞台にした紀行文が執筆され、案内記の刊行も実施された。また江戸中期以降には、江ノ島参詣と兼ねての鎌倉遊覧が江戸庶民の間で盛んとなり、谷七郷や十橋などの名数が形成された。⁶⁷ 以上のことから、近世中後期において鎌倉が庶民の観光地として認識されていたことは確かであり、二人は源実朝の墓や鶴岡八幡宮など源

氏関連・足利氏関連の諸遺跡を巡っている⁶⁷。しかし、振洋は足利氏の諸遺跡に対して厳しい態度を見せており、足利基氏の建立した寺が荒廃し、後ろの丘に所在した高師直の塔も荒れていたことに対し、「姦雄」であるためこの状態で存在するのが当然だと蔑れている状態を容認している。⁶⁸ また、建長寺と円覚寺の二寺に訪れた際には「霸主」、いわゆる北条氏といった時の権力者の仏教信仰に対して批判的な意見を述べており、過去の権力者への評価から、「正統性」を重視しているといえるのではないか。

これらの鎌倉での紀行から、振洋は在府期間に「旅」や安積良斎・古賀侗庵への入門⁷⁰といった知識の蓄積及び知識人との交流を通して、朱子学思想を確立したと考察する。

第二節 明治期における藩校の様子

第一項 藩校組織

明治に入ると宇和島藩は藩校内の制度充実化を図るようになる。明治元年（一八六八）の校規改正では、洋学と兵学⁷¹の教授方を置き、翌年には従来の学制を改革、軽卒も復習寮及び培養への入寮や寄宿を可能にした。⁷² さらに明治三年には藩校の名が「明誠館」と改められ、青少年の育成指針をまとめた「校則八ヶ条」が規定された。⁷³ 時代に応じて藩校内でも校則改正を行うなどの藩校改革を行っているが、

明治二年の学制改革では、定日講書は藩庁官人や家令・士族一統の出席で、学校内での師弟の礼節や貴賤長幼の分は厳重にと定められている。また明治三年の「校則八ヶ条」でも尊卑上下の遵守が規定されていることから、藩校内で身分統制が敷かれていたことが分かる。

幕末から明治期にかけての藩校の様子は、上甲振洋の高弟で後に「明治十年国事犯事件」にも関与する鈴木讓が編纂した「藩鬻ノ沿革」から検討を行った。まず藩校の編成としては、大教師である上甲一人、左氏珠山・長尾忠蔵・西河梅庵の助教が三人、左教三人、寮長三人、監察一人、副監察一人、司読の者数人で構成されていた。珠山や忠蔵、梅庵は金子篁陵の子孝太郎などと共に藩校で教授を行っていた人物であり、珠山と梅庵は明倫館塾舎長を勤めていたことが分かる。一方、寄宿生は宇和島藩関係者の他に宇和島藩領である卯之町・戸島・城辺の領民や小松藩書生が在籍している。また、振洋辞職後の私塾の様子であると推測される「水戸より遊学に來りし二人は小生は知らず淀からは二人來遊せし書生あり又小松より來る学生は猛賤吉と近藤某なり」の記述からは、藩校に在籍していた小松藩の人物二人が書生として藩校にいたこと、水戸や淀から來藩していたことが読みとれ、振洋の影響力は他藩にも及び、辞職後も振洋を慕う人物がいたことがうかがえる。

また培養達寮の説明もされており、該当する年代は不明であるが、教授には越智勝太郎と加藤虎一郎（自謙）、舎長は都築燧洋の養嗣子である都築温、西園寺雪江が名を連ねている。他にも、明治二年に藩校教授となる「末廣雄三郎」（末広鉄腸）、書生には「入江邑次郎」（穂積陳重）が記されており、藩内において二寮は高水準な教育機関であったことがうかがえる。

書生は、先述した二名の他にも松崎久太郎・金子主斗・三浦肇・振洋の妾腹の子であり兄貞一の養嗣子震吉の名が書かれている。また、「万延元年 御城明倫館并番所之事」を見ると、慶応元年八月に「松崎久太郎明倫館寄宿之処、今度退塾之義申出承届事」と松崎久太郎が明倫館寄宿を退塾し、慶応三年三月には、「金子主斗文学寄宿之願承置候、仍之御扶持方壱人分被下置事」と金子主斗が文学寄宿の願いが承認され、扶持方一人分を受けていることが分かる。以上のことから、在籍する者の年代が定まっていないことから、慶応元年から明治元年あたりの二寮出身者をまとめたものではないかと考えられる。

振洋がいた明治期藩校は、振洋以外の教授陣も幕末期から藩校に携わっている人物を配置しており、左氏の場合は振洋から教えを受けている。その事例から、振洋を中心とした藩校運営を目的とし、藩校改革が行われたのではない

だろうか。

次に藩校教育を引き続き「藩鬻ノ沿革」から検討していく。宇和島藩では洋学と兵学の他に国学を設け、維新当初の神道的風潮がある中、山内老墓という水戸学の系統を引く人物が藩内に迎えられた。しかし「老墓は九州へ去り此れに付き明治四年より豊後橋の学校で講義する事に成た」ため、老墓は明治四年時点で既に宇和島を去っていることが分かる。さらに時を経て、「左氏は辞表を出し長尾は陸軍の軍勢局の方へ転し間もなく免職に成た」ことから、宇和島藩藩校は明治三年の振洋の辞職を含め、優秀な人材が流出したことにより、藩校としての機能を次第に喪失したと推測できる。

第二項 上甲振洋と「藩学揭示」

次に、振洋が二回目に登用された頃の藩校をみていく。振洋は明治二年の再登用で、十一月十四日に権大参事・民政掛に任命され、十二月十九日には文学教頭への就任、さらに上士身分として禄二十石を与えられた。版籍奉還勅許後、政府は「職員令」を出し、各藩に知事以下に大参事・権大参事・小参事らの要職を設置するとともに、官位の格付けを行った。そのような経緯から、宇和島藩でも同時に職制も改革し、政庁には公用寮・民政局など、二寮四局一

館と世論を聞き評議を行う「衆議院」を設けた。よって、振洋は大参事の下での地位と政庁内の民政局の役、さらに学政職「学校掛教長」を兼ねていたといえる。

そして明治三年（一八七〇）には「藩学揭示」を定めており、自らが率先して藩校内を改革する意図が見受けられる。「藩学揭示」は、礼記や論語、詩経、易経、書経などの中国の経書類から引用されており、「右警戒之要」の「因做白鹿洞揭示」の部分から、朱熹の白鹿洞揭示に倣って作られていたことが分かる。そして内容面では、「右敬身之要」の「見利思義、見危授命」は国家や主君の一大事には進んで一命を投げ出すという意味を含んでおり、命を犠牲にしても国家を守るという自己犠牲の思想を持っていると推測される。さらに「右接物之要」の、「有文事者、必有武備、有武備者、必有文備」からは、武備において学問を身につける重要性を示しており、武力によって腐敗した政権を打倒するために学問を行うという考えがあったと思われる。また、内容は柔軟性を欠いたものであるが、同部分の「教学相長、有教無類」からは、身分にとられない藩校教育を目指していた様子がうかがえる。しかし、その思想は身分差が厳しい旧来の藩校構造とは異なっており、藩側と振洋は思想面で対立関係にあったと推測される。

「藩学掲示」の内容を見ると、再出仕後の藩校では振洋の朱子学思想を中心に運営されているようにみえる。しかし、この時期の宇和島藩領では、専売品の榎の実の価値下落や明治二年の凶作で困窮した農民が藩庁に強訴したことにより、呼応する形で「野村騒動」を始めとする農民騒動が発生していた。⁹⁰三好氏は振洋が再度藩校を辞職した理由を、宇和島藩の慶応期の職専売の実施による富国強兵策・藩庁役人の無能・農民騒動の高揚などが振洋の政治理想と学問的信念に反していたからだと考えており、藩校改革が行われている時期に農民騒動が藩内で発生したことは藩校改革の実施に影響を与えた可能性がある。

よって、振洋が再出仕した頃の藩校は、制度改革や洋学・兵学などの学問が導入され始めていた時期であり、一連の藩校改革の中で振洋も再登用されたと考えられる。また、幕末期に家老が学校頭取を兼任していたように、振洋は大参事・民政掛および文学教頭に命じられていることから、明治期でも教育は藩の政治システムの中に組み込まれ、藩の重役が教育の最高職を任されていたといえる。しかし、振洋は藩の意向との相違から再び藩校職を辞職し、不平士族運動に歩みを進めることになる。

第三節 藩校出身者のその後

第一項 「明治十年国事犯事件」に関与した人々

第三節では、藩校出身者の動向とその後の様子を検討していきたい。まず、振洋が中心人物として関わった「明治十年国事犯事件」と呼ばれる大洲・吉田・宇和島藩士族有志による陰謀事件⁹²が発生した背景を概観する。

振洋は藩校職を辞し、明治四年（一八七二）に八幡浜で私塾「謹教堂」を開くが、翌年の春以来多くの入塾者があり盛況を博した。⁹³門人には藩校出身者である鈴木讓の他、言論界で活躍する西河通徹、国事犯事件に関わる野中重遠や本城政恒らが在籍しており、⁹⁴辞職後に藩校の生徒が振洋を慕って私塾に学びに来ていたといえる。

そして、門下にいた鈴木讓や野中重遠、本城政恒らが振洋の思想に共鳴し、不平士族運動に加担した背景として、各地での士族反乱の勃発に影響があると考えられる。当時、新政府は中央集権官僚制の確立を目指しており、明治二年には武士が士族と改められた。また、伊予八藩でも版籍奉還に伴い禄制改革が行われ、士族の家禄削減に努めている。そして、明治四年の廢藩置県以降に士族の解体が進められ、家禄の削減や官職を罷免され給禄を失う士族が大勢現れるようになる。⁹⁵佐賀の乱以降の諸反乱に共通する主要な要求には、武士の特権の回復と保持が含まれており、⁹⁶新政府で

実現を願っていた天皇親政が達成されずに元老政治が行われていたことも旧志士たちの不満を募らせ、不平士族運動を発生させる契機になった。

結局この陰謀事件は反乱発生前に露見するが、その際一味からは銃器爆薬の密蔵が発覚しており、関係者らは武力行使によって新政府による元老政治を批判し、天皇を中心とした政治体制に戻すことを計画していたと考えられる。それは振洋が持っていた攘夷思想や武力による政權打倒の思想といった旧守性の強い考え方が表面化した結果であると考察できるだろう。

また、国事犯事件に関与した讓であるが、出獄後は故郷で漢学塾「明達書院」、「海南書院」などを営み、後に伊達家御履歴編纂掛として宇和島藩史料編纂事業に携わった。そして、大正十三年（一九二四）に「振洋先生年譜」を編纂し、振洋の略歴を記しているため、その時期に「藩鬻ノ沿革」も著述したのではないかと考えられる。讓がなぜ藩校史を編纂したかは明確ではないが、「藩鬻ノ沿革」で「甲先生の権大參事に徴されしは明治二年九月下旬なり民政局長と為る、同三年には文学大教師に榮轉せらる、是より学事愈盛大なり」と記していることから、振洋の藩校での教育を高く評価していたことがうかがえる。また、鈴村は出獄後に私塾で教育普及をしている姿勢からも、振洋の学問

思想を継承していたと思われる。鈴村は宇和島藩藩校における師振洋を再評価したいと考えていたのではないだろうか。

第二項 教育・言論界で活躍する人々

不平士族運動に藩校出身者が加担する一方で、藩校廃止後には様々な分野に藩校出身者が分岐し、末広鉄腸や西河通徹、都築温などの藩校出身者が多方面で活躍している。藩校教授を勤めた加藤自慊（虎一郎）は、万延元年（一八六〇）に明倫館塾舎長になった後、文久二年（一八六二）に明倫館預となっており、廃藩後の明治十四年（一八八一）には私塾「継志館」を開き、後に創設される私立「宇和島明倫館」の教師も務めるなど、宇和島の教育に功績を残している。

また舎長であった都築温は、慶応三年に京都で政治活動を行い、明治九年に「南予中学校」を経営し、後に初代北宇和郡長となっている。そして、都築温と同様の職であった西園寺雪江は元々松田雪江という名で、「弘化四年 家中由緒書」に「文学下地も宜趣二付、専心掛、猶又可レ致出精旨被仰出事。」と書かれるほど文学熱心な人物であった。安政三年（一八五七）、徳弘五兵衛の養子になった際に明倫館塾舎長を勤めているが、順養子として松田家に戻り、小姓勤のために塾舎長職を辞している。そして慶応二年に

は旅勤を届け出、翌年には沙汰次第上京するようになると言い渡されていることから、雪江も温と同様に幕末の政局に携わっていた可能性がある。

そして、言論界で活躍する末広鉄腸や後に法学者として名を馳せる穂積陳重も同藩藩校で学びを受けており、鉄腸は藩校で学んだ後、明治二年に教授となり、江戸・京都への遊学を経て明治五年に帰郷する。その後は神山県・愛媛県の官吏や「東京曙新聞」の主筆を勤め、政治面では大同団結運動への参加や愛媛県各地での政談演説や懇親会開催などを行い、民権論を鼓舞した。一方、陳重は藩校で年長者をしのぐ成績をあげ、十六歳で「培寮」の寮長に選ばれ、そして、明治三年には各藩の推薦生を大学南校に入学させた貢進生制度という人材簡抜の制度で東京に行っており、藩内において勉学に秀でた人物であったといえるだろう。

以上から、鈴木讓や野中重遠のように振洋の思想に共鳴し不平士族運動に参加する者たちがいる傍ら、新政府・政界及び明治期の宇和島の行政・教育普及を担う人々を輩出していることから、藩校が人材育成の面で一定の役割と機能を果たしていたといえる。

よって、明治期の藩校は新時代に応じて改革や制度整備を行うものの、依然旧来の藩校構造が残った状態であり、中央集権国家の成立や新政府の諸政策、人材の流出によつ

て藩校組織は次第に機能を失っていったと考えられる。しかし、藩校廃止後に様々な分野に貢献する藩校出身者が現れ、明治期の宇和島の教育や行政を担ったことから、宇和島藩藩校は幕末期から明治維新期にかけて人材育成の場として機能していたと考察する。

おわりに

以下一章から三章をまとめると、宗紀治世にあたる天保期では、藩政改革の一環として藩校整備を行い、文武の総合機関として藩校を構築したといえる。また、藩校での朱子学とは別に実学を導入し、技術面に学問を活かすことで藩財政の富裕化をはかるとみられる。

そして、宗城は宗紀の政策理念を引き継ぎ、軍制改革を実施するにあたり、藩校での朱子学教育ではなく武術を重視した政策を行った。また、武術の振興だけでなく洋学といった藩校以外の場での教育に力を入れることで藩内での富国化をはかったと考えられる。また、藩政改革の実施や海外情勢から、朱子学以外の学問が藩内で重要視されるようになり、そういった状況から藩校内も武術に特化した場所に変化したといえる。

そして明治期でも、近代化に向けて校則改正や職制整備などの藩校改革を行うものの、朱子学思想を持つ振洋を再

登用し、藩の重役を学校の最高職に任命するなど、旧来の藩校構造を残した状態であった。また藩内では洋学や兵学など近代化に向けての教育が導入されたにも関わらず、なぜ朱子学思想を重んじる振洋を藩校教授として再登用したかは今後の研究課題として残っている。

そして明治期の宇和島藩藩校は、鈴木などの不平士族を生み出す契機をつくる場となった一方、藩校廃止後に末広鉄腸や西河通徹のように言論界へと飛躍する者、さらに教授を担当していた加藤自謙や左氏珠山、都築温のように教育に資する者や政治や教育面など様々な分野に人材を輩出し、鈴木も出獄後には地元の教育普及に携わっている。以上のことから、藩校出身者が藩校廃止後に地元教育や地方政治を支える存在として活躍しており、明治維新後に藩校が担っていた人材育成の機能を果たしていたといえる。

辻本氏と小関氏の研究では、藩校における学問と藩政改革における学問摂取の関係性が明らかにされておらず、「武」の視点から見る「富国強兵」の検討も研究課題として残る状態であった。宇和島藩藩校の事例から検討すると、藩校において受容される学問と藩政改革による学問摂取の両方があり、藩校は人材を育成する場として機能していたといえる。また、社会情勢に応じて藩内では武術が奨励されるようになり、「軍制改革など」「武」の面から「富国強兵」

が行われるようになったと考えられる。

そして明治維新期における藩校であるが、塩原氏が維新时期学制改革を検討しているが、藩校出身者の動向は言及されていないかった。しかし宇和島藩の場合をみると、藩校廃止後に藩校出身者が政界や言論界、地域行政に携わっていることから、藩校は幕末期から明治維新期にかけて藩士の教育機関として重要な役目を担っていたといえるだろう。

本稿では宇和島藩藩校の構造および藩校における人材育成に焦点を当て検討を行ったが、藩校での藩士教育及び藩校改革が行われるに至った経緯を解決することができなかった。藩校研究において藩政改革における藩校整備の視点だけでなく、藩士統制・教育の面からも藩校を考察し、藩校が藩士教育にいかなる影響を与えたかをみていく必要がある。今後の研究では、この藩校議論を藩士統制・教育に援用することで、藩校は藩内でいかに機能していたかを明らかにしていきたい。

註

(1) 辻本雅史『近世教育思想史の研究』、思文閣出版、一九九〇年、八七頁。

(2) 小川和也「十九世紀の藩学と儒学教育」(趙景達編『儒教的政治思想・文化と東アジアの近代』、有志舎、二〇一

八年、一三二六～一三七頁。

- (3) 前掲辻本雅史『近世教育思想史の研究』。
- (4) 小関悠一郎「米沢藩明和・安永改革における「仁政」論の再編過程―竹俣当綱の「地利」「国産」理念―」(同「明君の近世―学問・知識と藩政改革」吉川弘文館、二〇一二年)。
- (5) 小関悠一郎「江戸時代の「富国強兵」論と「民利」の思想」(『日本歴史』八四六、二〇一八年)。
- (6) 愛媛県教育委員会編『愛媛県教育史』一(愛媛教育センター、一九七一年)。
- (7) 木下博民「南予明倫館―僻遠の宇和島は在京教育環境をいかに構築したか―」、南予奨学会・創風社出版、二〇〇三年。
- (8) 塩原佳典「藩地域における維新期学制改革の再検討―信州高島藩にみる教育と教化の諸相―」(『日本教育史学会紀要』一〇、二〇二〇年)。
- (9) 三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想(一)」(『愛媛近代史研究』七、一九六四年)、三三三頁。
- (10) 前掲木下博民「南予明倫館―僻遠の宇和島は在京教育環境をいかに構築したか―」、五一頁。
- (11) 三好昌文「宇和島藩儒者岡研水とその著「話児録」について」(『松山大学論集』六、五、一九九四年)、一九九～二〇六頁。
- (12) 前掲『愛媛県教育史』一、二二二頁。
- (13) 前掲三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想(一)」(『三四頁』)。
- (14) 近代史文庫宇和島研究会編『記録書抜伊達家御歴代事記』四、

近代史文庫宇和島研究会、一九八三年、一六三～一六四頁。

- (15) 培寮は十四歳から十八歳程度が対象で、句読卒業者が朝の八時から午後の二時まで講義・輪読・会説・質疑を行い、達寮は培寮で修業した十八歳以上の者の特に望む者が輪読・会説・講義・自習を行う場で、士卒平民の別なく希望者を寄宿させていた(前掲木下博民「南予明倫館―僻遠の宇和島は在京教育環境をいかに構築したか―」、三五頁)。
- しかし、明治十年に県庁に提出された報告の写しである「旧宇和島藩学制」の「一、教則」に同じ記述があるため、明治期頃の培寮達寮の様子である可能性が高い(宇和島東高等学校編『宇和島東高等学校沿革史』、愛媛県立宇和島東高等学校、一九九六年、四四～四九頁)。
- (16) 前掲『愛媛県教育史』一、二二六～二二七頁。
- (17) 前掲『愛媛県教育史』一、二二八頁。
- (18) 宇和島伊達文化保存会蔵、「宇和島伊達家文書 御重書目録 丁」(国文学研究資料館マイクロ収集史料「伊予国宇和島伊達家文書」使用)、丁一七ホ一五〇(国文学紙焼き史料番号P七九〇七―一五五)「天保二年 御城明倫館」・丁一七ホ一五七(国文学紙焼き史料番号P七九〇七―一五七)「弘化四年 御城明倫館」・丁一七ホ一九二(国文学紙焼き史料番号P七九〇七―一七〇)「万延元年 御城明倫館并番所之事」。
- (19) 兵頭賢一著・近藤俊文校註『伊達宗紀公伝』、創泉堂出版、二〇〇四年、一八八～一九一頁。
- (20) 『記録書抜伊達家御歴代事記』五、天保十四年二月一日五日程、二四三頁。

- (21) 近代史文庫宇和島研究会編『記録書抜伊達家御歴代事記』五、近代史文庫宇和島研究会、一九八三年、天保十年九月二二日条、一四七頁。
- (22) 『記録書抜伊達家御歴代事記』五、天保十年九月二二日条、一四九頁。
- (23) 宇和島藩の家格は御一門、老中、中老、虎之間、中之間、徒之間となっており、虎之間格は藩内で四番目に高い格となつている(木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』六、雄山閣出版、一九九〇年)。
- (24) 近代史文庫宇和島研究会編『家中由緒書』下、都築訓治、近代史文庫宇和島研究会、一九八〇年、二三五頁。
- (25) 前掲三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想(一)」、三六～三七頁。
- (26) 前掲『愛媛県教育史』一、二二九頁～二三〇頁。
- (27) 愛媛県史編纂委員会編『愛媛県史』近世下、愛媛県、一九八七年、六八六頁。
- (28) 『家中由緒書』下、小池九藏、二五五～二五六頁。
- (29) 『記録書抜伊達家御歴代事記』五、一九六頁。
- (30) 前掲三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想(一)」、三六～三八頁。
- (31) 兵頭賢一著・近藤俊文校註『伊達宗城公伝』、創泉堂出版、二〇〇四年、七九～八〇頁。
- (32) 前掲『愛媛県教育史』一、一三三頁。
- (33) 前掲『伊達宗城公伝』、七九頁～八〇頁。
- (34) 「万延元年 御城明倫館并番所之事」、元治元年六月二日条。
- (35) 「万延元年 御城明倫館并番所之事」、元治元年十月七日。
- (36) 「万延元年 御城明倫館并番所之事」、慶応元年二月七日、四月廿二日条。
- (37) 前掲『愛媛県教育史』一、二二六頁。
- (38) 三好昌文「宇和島藩の藩政改革について」(『愛媛近代史研究』二、一九六三年)、二二頁。
- (39) 前掲『伊達宗城公伝』、九三頁～一〇六頁。
- (40) 前掲『伊達宗城公伝』、一〇四頁。
- (41) 前掲『伊達宗城公伝』、八五～八六頁。
- (42) 「天保二年 御城明倫館」弘化三年十二月二五日条。
- (43) 「弘化四年 御城明倫館」弘化四年七月十二日条。
- (44) 「天保二年 御城明倫館」、天保四年六月二日条。
- (45) 「弘化四年 御城明倫館」嘉永四年九月二日条。
- (46) 「万延元年 御城明倫館并番所之事」、慶応元年十月廿二日条。
- (47) 「万延元年 御城明倫館并番所之事」、慶応二年十二月十五日条。
- (48) 「万延元年 御城明倫館并番所之事」、慶応三年八月廿二日条。
- (49) 前掲三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想(一)」、四一～四二頁。
- (50) 前掲『愛媛県教育史』一、二三八～二三九頁。
- (51) 前掲三好昌文「宇和島藩における藩政改革の思想(一)」、四一～四二頁。
- (52) 前掲『愛媛県史』近世下、六九七～六九八頁。
- (53) 前掲『愛媛県教育史』一、二三九頁。

- (54) 前掲『愛媛県教育史』一、二三九頁。
- (55) 前掲『愛媛県史』近世下、六九九頁。
- (56) 前掲『愛媛県教育史』一、二四〇頁。
- (57) 『家中由緒書』下、大野昌三郎、一九六頁。
- (58) 『家中由緒書』下、松崎紋右衛門、三八〇頁。
- (59) 『家中由緒書』下、渡辺與兵衛、三六七〜三六八頁。渡辺藤太は文久三年に「御吟味合在之御免之事」となっているため、実際には修行はしていないと考えられる。
- (60) 『家中由緒書』下、町田弥兵衛、三八一頁。
- (61) 三好昌文「上甲振洋とその思想の帰結について」(三好昌文『宇和島藩の儒学と洋学』、二〇〇一年) 七五〜七六頁。
- (62) 前掲三好昌文「上甲振洋とその思想の帰結について」、七八〜七九頁。
- (63) 「藩鬻ノ沿革」(註七五史料)では西園寺雪江と記載されているが、同じく鈴村が編纂した宇和島中央図書館蔵「宇和島叢書」上甲振洋先生年譜(註八七史料)には権大参事西園寺公成と記されている。しかし『宇和島吉田両藩誌』(註七二)によると、西園寺公成は明治二年九月に大阪府小参事に任ぜられているため、説得に行ったのが西園寺雪江(公成)であるかは再検討が必要である。
- (64) 前掲三好昌文「上甲振洋とその思想の帰結について」、八七頁。
- (65) 狩野充徳「『帰猷録』(富士山遊記) 訳注」、『内海文化研究紀要』三〇、二〇〇二年。
- (66) 平凡社編『日本歴史地名大系 神奈川県の名』、一九八四年、平凡社、二六六頁。
- (67) 前掲狩野充徳「『帰猷録』(富士山遊記) 訳注」、天保十二年六月十七日〜廿二日条、一六〜三七頁。
- (68) 前掲狩野充徳「『帰猷録』(富士山遊記) 訳注」、天保十二年六月廿一日条、二八〜三三頁。
- (69) 前掲狩野充徳「『帰猷録』(富士山遊記) 訳注」、天保十二年六月廿一日条、二八〜三三頁。
- (70) 前掲三好昌文「上甲振洋とその思想の帰結について」、七九頁。
- (71) 「藩鬻ノ沿革」(註七五史料)には「長局に移りし後培達寮ハ小供の学校と成り復習寮と称したり」と記されている。また明治三年の校則改正で復習寮が「童学寮」と改称されている。(前掲『愛媛県史』下、八三五頁)。
- (72) 愛媛県教育協会北宇和部会「宇和島吉田両藩誌」、名著出版、一九一七年、五八六〜五九一頁。
- (73) 前掲木下博民「南予明倫館―僻遠の宇和島は在京教育環境をいかに構築したか―」、五一頁。
- (74) 前掲「宇和島吉田両藩誌」、五八九〜五九二頁。
- (75) 宇和島中央図書館蔵「鈴村家文書」(写真複写)、八五、「藩鬻ノ沿革」、鈴村讓編。
- (76) 前掲「宇和島吉田両藩誌」、一〇〇一〜一〇〇二頁。
- (77) 越智勝太郎は文久三年(一八六三)に虎之間列の儒者となっており、同年十二月には儒者として米九俵が下されている。(『家中由緒書』下、三六二頁)。
- (78) 培達は十四歳から十八歳が対象で、達寮は十八歳以上の待望入塾者が入塾する施設である。そのため、木下氏は陳重の入塾を明治元年としている(前掲木下博民「南予明倫館―僻

遠の宇和島は在京教育環境をいかに構築したか―、五三頁。

- (79) 三浦肇は宇和島藩士三浦義質の長男である。文久三年(一八七〇)に藩兵と共に東京に上京し巡邏職に就任している。また、廃藩後は一三大区一小区の戸長役場惣代役等を勤め、三菱商業学校卒業後は神戸・大阪・長崎県高島炭坑・福岡県新入・鯉田炭坑を歴任し、新入・鯉田炭坑副長を最後に五八才で退職する。宇和島帰郷後、大正五年(一九一六)より伊達家の育英会会長、鶴島神社・宇和津神社の惣代役を勤め、昭和十五年(一九四〇)に逝去する(三浦家文書研究会『宇和島藩士三浦家文書目録』、二〇〇一年、三浦家文書研究会、三〇五頁)。

- (80) 「万延元年 御城明倫館并番所之事」、慶応元年八月朔日条。
(81) 「万延元年 御城明倫館并番所之事」、慶応三年三月九日条。
(82) 前掲『宇和島吉田両藩誌』、一〇〇二―一〇〇三頁。
(83) 前掲『宇和島吉田両藩誌』、五八六頁。
(84) 穂積重行編『穂積歌子日記』、みず書房、一九八九年、八一頁。

- (85) 「藩費ノ沿革」。

- (86) 文字教頭は宇和島中央図書館蔵「宇和島叢書 上甲振洋先生年譜」(註八七史料)の「既而改教頭為教長」から学校職の「学校掛教長」にあたるといえる。また、官禄は明治三年十二月四日時点で知事が四百俵に対して学校掛教長はおよそ六十七俵であった(前掲『愛媛県史』近世下、八二〇頁)。

- (87) 宇和島中央図書館蔵、鈴木家文書(写真複写)、三八、「宇和島叢書 上甲振洋先生年譜」、鈴木讓編。

- (88) 前掲『愛媛県史』近世下、八一〇頁。

- (89) 前掲『宇和島吉田両藩誌』、五九四―五九七頁。

- (90) 愛媛県史編纂委員会編『愛媛県史』近代上、愛媛県、一九八六年、二〇―二三頁。

- (91) 前掲三好昌文「上甲振洋とその思想の帰結について」、八八頁。

- (92) 前掲『愛媛県史』近代上、一六一頁。

- (93) 桜井久次郎「武田豊城の志操と生涯(三)」「伊予史談」二〇二、一九七一年、一一頁。

- (94) 前掲桜井久次郎「武田豊城の志操と生涯(三)」、一一頁。

- (95) 前掲『愛媛県史』近代上、一五〇―一五五頁。

- (96) 後藤靖「士族反乱の研究」、青木書店、一九六七年、一四頁。

- (97) 前掲桜井久次郎「武田豊城の志操と生涯(三)」、七頁。

- (98) 前掲『愛媛県史』近代上、一六七―一六八頁。

- (99) 前掲史料「宇和島叢書 上甲振洋先生年譜」であると推測される。

- (100) 愛媛県史編纂委員会編『愛媛県史』人物、愛媛県、一九八九年、三三二―三三三頁。

- (101) 「藩費ノ沿革」。

- (102) 『家中由緒書』下、加藤虎一郎、三六九―三七〇頁。

- (103) 前掲『宇和島吉田両藩誌』、一〇一四頁―一〇一五頁。

- (104) 前掲『愛媛県史』人物、四一七―四一八頁。

- (105) 『家中由緒書』下、松田覚助、三二五―三二六頁。

- (106) 『家中由緒書』下、徳弘五兵衛、二八一―二八二頁。

- (107) 『家中由緒書』下、松田雪江、三七八頁。

- (108) 前掲『愛媛県史』人物、三三三～三三四頁。
(109) 前掲『穂積歌子日記』、八四頁。

※この論文は筆者が二〇二〇年に京都女子大学文学部史学科に提出した卒業論文と二〇二一年六月に行われた日本史研究会卒業論文報告会で報告した内容をもとに加筆・修正を加え執筆したものである。

本田正信『母への教育報告』『躰物語』から見る 公立小学校の大正新教育

足名 笙花

一 はじめに

大正新教育を取り扱った研究は、師範学校附属小学校と私立小学校のものがほとんどであり、国民の大多数が通う公立小学校の新教育については、いまだ研究が進んでいないという現状がある。

実際、当該研究の先駆けである一九六八年の中野光による『大正自由教育の研究』¹では、明石女子師範学校附属小学校、成城小学校、自由学園、明星学園、池袋児童の村小学校といった、師範学校附属小学校または私立小学校が取りあげられており、公立小学校の事例は紹介されていない。その点は、この本の書評を書いた中内敏夫が「本書は「大正新教育」のトップ・レベルをかたちづくる人物や団体を持つ「新教育」実践についてはほとんどふれられない²」としているとおりである。

その後も公立小学校の新教育の研究はなされてこなかったが、一九九〇年代に鈴木そよ子が公立小学校に主眼を置

いた実証的な研究を発表³して以降は、断片的ではあるが少しずつ研究が盛んになってきた。

本稿では、体系的研究のための足掛かりとして、実際に現場で児童の指導にあたっていた公立小学校の一教員に主眼を置いた論考を行なう。なかでも教員として台北師範学校附属小学校、東京滝野川尋常高等小学校（以下「滝野川小」併用）を経て、戦時期には深川尋常小学校に在任していた本田正信を中心として、公立小学校における新教育の実践がどのようになされていたかについて考察を進める。

中心とする資料は一九三六年に本田が著した『母への教育報告』⁴と、一九四二年に著した『躰物語』⁵とし、戦前から戦時期にかけて公立小学校で働いていた一教員がどのような問題意識を持って、新教育に携わっていたのかを明らかにする。

なお、『母への教育報告』は、学芸社から一九三六年に出版された「集団主義教育」を唱えた瀬川頼太郎と、当時滝野川尋常高等小学校の訓導であった本田正信の共著であ

る。その中で本田は「教育といふものは、学校の先生のみがするものではない。」(序 四頁)、「教育といふものは学校家庭総動員で、これに当るのではなくれば、十分な効果を挙げることは出来ない」(序 五頁)として、子どもを持つ母親、そして国民全体が教育の支援者となることによって、初めて国民教育の成果が出るという考えを提示している。自らが受け持った児童の学校、家庭、地域での現実教育をもとに、どのような教育が効果的であり、どんな分析が得られたのか、本田が報告、瀬川がその報告をもとに考察するという形式をとっている。

また、『躰物語』は本田の著述としては唯一となる小説形式のもので、一九四二年十月に三井出版商会から出版された。「支那事変がはじまつてこの方」(一五五頁)、「その年の一二月八日は大東亜戦争の勃発した明記すべき日であった」(一二二頁)など当時の世相を反映させつつ描かれている同書は、当時の教員がいかなる教育問題を抱えていたかを知ることができる貴重な資料である。

二 本田正信について

一九〇一年山口県に生まれた本田正信は台湾総督府台北師範学校(現在の台北教育大学)を卒業後、一九二四年から二年間台北師範学校附属小学校で訓導を務め、一九二六

年に東京滝野川尋常高等小学校に転出し、一九二六—一九三八年の十二年間在任した。本田が在任中の滝野川尋常高等小学校では、山崎菊次郎校長のもとで大正新教育の教育思想を取り入れた教育が開始された。なかでも一九二九年度からは六年間男女混合学級の担任を行い、特に学級集団が各個人にとって持つ意味や自然発生的なグループの活用について実践研究を重ねた。またアメリカの新教育実践の一例であるヘレン・パークーストが行なったドルトン・プランというチャイムや時間割を撤廃する教育法を取り入れた。一年次から三年次の児童には科目設定をおこなわずに生徒の自主性を重んじて授業を行なう「合科教育」を取り入れ、児童に基本的な学力と生活習慣を身に付けさせ、四年次から六年次には科目設定を行ない、学力のさらなる向上と定着を図った^⑥。これらの滝野川尋常高等小学校流の「総合教育」は当時の公立小学校教育において他校にはみられない先進的なものであった。

本田は教員たちの先頭に立って「総合教育」を実践し、その経過を克明に書き残すことに努めた。一九三〇年に論文が『小学校』^⑦に掲載されて以降、一九四五年までに『教育論叢』^⑧、『郷土研究』を中心に六十本を超える論文が教育雑誌上に発表されており、受持学級の実践記録に関する論文が数多く残っている(表①)。その他にも『母への教育

報告』、『蕨物語』、『やさしく解いた臣民の道』^⑩など著書は多数に及び、台湾の教育雑誌である『第一教育』^⑪にも、複数の論文を寄稿している。滝野川尋常高等小学校を転出後、一九三八年四月からは深川尋常小学校に赴任。一九四七年には地元山口県的美祢市立豊田前中学校（二〇一九年度美祢市立大嶺中学校に統合）の第三代校長（一九五〇—一九五五年）をつとめ（資料①）、校歌の作詞者として名を残している（資料②）。

本田に関する先行研究としては、鈴木そよ子が滝野川尋常高等小学校における総合教育の全体像を明らかにし、そこで本田の略歴を簡潔にまとめている。吉村敏之は本田との共同研究を行っていた瀬川頼太郎が主催する教育雑誌『教育論叢』誌上に掲載された「教育座談会」の内容を紹介し、瀬川の教育思想について考察し、そこで本田の発言について多く取りあげた。さらに吉村は『教育論叢』の内容を中心に本田の教育実践についてもより詳細な考察をおこなっている。しかし本田自身の著作、論文に関する研究はなされておらず本田を単体で扱った研究もないため、これまで瀬川や『教育論叢』を中心とした論考において、断片的に触れられている程度である。

三 瀬川頼太郎について

本田は学級生活内での相互関係によって児童がお互いを成長させ、成長させられていくという瀬川の「集団主義教育」を学級経営の基本理念としており、『母への教育報告』は瀬川との共著ということもあり「集団主義教育」を中心に据えた論理展開が行なわれている。

瀬川頼太郎は一九一九年に日本学術協会主催の講演会「大教育主張の一つ」「自動教育論」を提唱した河野清丸とともに教育雑誌『教育論叢』を創刊し、一九四一年に廃刊になるまで一貫して教員による事例研究を掲載し続けた、大正新教育における重要人物の一人である。

瀬川は『教育論叢』を通じて、子どもの個性や個人に対する個別学習ではなく、教師の指導によって子どもの学習集団を組織して生活の内容を充実させる「集団主義教育」を提唱し、「集団主義教育」思想は『教育論叢』の誌上で活躍する教師たちを中心に全国の教員の間に共有されていった。『教育論叢』誌上にて行われた「論叢座談会」では『教育論叢』の内容について討論され、机上の空論ではなく、教師の実践と事実に基づいた共同研究が志向された。瀬川に関しての先行研究は少なく、分かっていることは、愛媛県出身であり、准教員から検定合格を経て正教員となったこと。そして地元愛媛、東京にて長期にわたり教員

として活動したことである⁽¹⁵⁾。なお筆者の調査によって『東京府学事関係職員録』⁽¹⁶⁾から、当時東京の本郷区にあった元町尋常小学校に瀬川頼太郎が訓導として働いていること（一八八頁）、斎藤喜博の『斎藤喜博の個人雑誌 開く 八』の「瀬川頼太郎先生の業績」という部分で、瀬川が「ジャーナリスト」⁽¹⁷⁾として紹介されていることが分かったが、瀬川の活動の全容は分かっていない。

四 山崎菊次郎『新総合教育の実践』と本田正信

本田は滝野川尋常高等小学校において山崎菊次郎の「シンクタンク」⁽¹⁸⁾と目され、従来、滝野川小の新教育は奈良女高師附属小学校の木下竹次⁽¹⁹⁾の影響を受けているものだとされてきた。もちろん合科教育を提唱した木下は滝野川小にも度々訪れており滝野川小の面々は「指導を受」（資料③・④）⁽²⁰⁾けている。木下が、山崎菊次郎の唯一の著書『新総合教育の実践』⁽²¹⁾の序文を記していることをみても、木下の提唱する「合科教育」が滝野川小における新教育及び「総合教育」の基礎となっていることは間違いない。

しかし山崎の『新総合教育の実践』の記述に本田の研究論文がそのまま転記されている箇所がある。該当部分は本論の第四章「総合学習による実践報告」⁽²³⁾である。これまで『新総合教育の実践』については全て山崎の著作とみなさ

れており、その他の人物の関わりについては言及されていなかったが、少なくとも第四章に関してはそのほとんどが本田の著述によるものである。

『新総合教育の実践』の第四章は全六節から構成されている。そのうち、第一節から第五節までは本田の手によるものである。まず第一節の「学級の優秀児を語る」は『新総合教育の実践』出版の翌年、本田が瀬川との共著により出版した『母への教育報告』⁽²⁴⁾に、ほぼ同一の記述がある。これらは句読点の位置や表現に若干の差異はあるものの内容的には全く同じものであり第四章一節は本田によって記されたことが確実である。

続く第四章二節「級内の劣等児を語る」も同様に『母への教育報告』に記載されている⁽²⁵⁾。ただし第一節と異なる点として、『新総合教育の実践』より以前に同内容のものが世に出ていた点があげられる。『新総合教育の実践』の出版の前年である一九三四年、瀬川頼太郎が主催する教育雑誌『教育論叢』⁽²⁶⁾に掲載された「級内の劣等児を語る」という論文の作者は本田であり、その論文がタイトル、内容そのまま『新総合教育の実践』に転載されている。『新総合教育の実践』は山崎の単著となっているが、その出版以前に本田の名で発表されている論文がそのまま転載され、そのことについて『新総合教育の実践』内に一切の言及がな

いことは興味深い。

続く第三節「学級に於て嘘言児はどう導かれたか」も同様に、一九三四年の『教育論叢』に同タイトル、内容のまま転載されている。その翌年の『母への教育報告』への転載についても同様である。第四節「病弱児に対して学級児童はどんな態度をとったか」も同じく『教育論叢』から、『新総合教育の実践』、『母への教育報告』という流れで転載されている。

続く第五節「学級児童は如何に相互訓練されつつあるか」については、第二―四節と異なり、『教育論叢』内に同様の論文がなく、第一節と同様に『新総合教育の実践』が初出となる。しかし、『母への教育報告』には「わがまま者とその周囲」と改題された同内容のものが掲載されており、この節も本田によるものである。

しかし第六節の「児童の作歌作曲の生れるまで」に関しては『教育論叢』にも『母への教育報告』にも記述がみられない。したがって第六章のみ、本田以外の教員の手によるものである可能性がある。しかし第一節、五節のように本田によって記されたが、それらとは異なり『母への教育報告』には転載されなかったという可能性も否定できないため、ここでの断定は避ける。

以上のとおり、『新総合教育の実践』の第四章はそのほ

とんど、あるいは全てが本田による著述であることが明らかとなった。同時代の教員の回顧と『新総合教育の実践』の記載という二つの論拠により、滝野川小における新教育において本田が果たした役割の再検討を図ることができるだろう。また第四章以外の章においても、本田によって手掛けられた部分があるのではないかとという推測を立てることができ、現時点で若干の史料不足は否みがたく、そのことについては稿を改めることとする。

五 集団主義教育と本田正信の教育思想

『新総合教育の実践』が発行された一九三五年以前、本田は山崎とは異なる教育思想の影響下にあった。それが前述の瀬川頼太郎による「集団主義教育」の思想である。

本田は一九三一年頃から「集団主義教育」に取り組みようになる。一九三四年に川崎市立田島商工学校実務学校の校長であった山崎博は著作『新教育の教授段階』にて、集団主義教育を「社会の協動的集団生活者として全体に寄与協調する意志と感情と叡智と啓培せんとする教育主潮」(二五頁)であると捉えたうえでその実践を行なうための助言を瀬川に求め、瀬川から「研究熱心家」(二八頁)として本田を紹介されている。山崎博は「東京滝野川尋常高等小学校の本田正信氏は実践的方面を熱心に研究せられている

というが、實際を拝見する機会を得ていないのは残念である(二八頁)として著作刊行の段階では本田と会えていないようだが、一九三四年時点で集団主義教育の実践者として、本田の名前があがることは興味深い。

本田は集団主義教育を「個人を否定するものではなく、又個人の活動を減却するものではない。ただ個人のあらゆる立場を止揚して、集団的に、若くは集団のうちに高め、且つ認めるものである」⁽³⁴⁾と述べ、瀬川の教育思想を素直に受け入れつつ、それを学校現場から離れた瀬川に代わり実践する立場となっていく。

現在の滝野川小に保管されている「学校日誌」は、一九三一年以前のものが保管されていないため、一九三二年以降の情報しか見ることができないが、一九三二年の六月四日の日誌には「午後一時より教育問題研究会、午後八時半に及ぶ」(資料⑤)とあり、その日の来校者は「瀬川、堀西氏」とある。そして日曜日をはさんで同六日にも、午前中で生徒を下校させたうえで、午後一時から「教育問題研究会」を開催している。また同九日にも午後一時から瀬川が参加し「研究会」が行なわれており、これだけ短期間の間に三回も座談会を行なっていることから、瀬川や山崎、滝野川小の面々の並々ならぬ熱量を感じ取ることができるとができる。

瀬川による「集団主義教育」が提唱されたのが一九三一年十月のこと⁽³⁵⁾であることを考えると、この三日間にも及ぶ座談会のなかで集団主義教育について触れられなかったということは考えにくい。日誌には座談会の詳細は書き記されていないため具体的な内容は不明であるが、少なくとも一九三二年六月には瀬川の教育思想が滝野川小の複数の教員によって共有されていたことは疑いなく、またその後も瀬川は度々、滝野川小を訪れており、情報交換がその都度行なわれていたとみて間違いなさだろう。

本田はここから、さらに瀬川との関係を深めていく。本田は一九三〇年に雑誌『小学校』⁽³⁶⁾に論文が掲載されて以来、多数の論文執筆を行なうようになったが、一九三三年に瀬川の主催する『教育論叢』に初掲載されて以降、一九三三年には二本、一九三四年には全十二号中十一本。その後も一九三八年までコンスタントに掲載されるようになった(表①)。なかには瀬川との共同研究によるものも六本あり、一九三六年には瀬川との共著『母への教育報告』が出版された。瀬川との共同研究はその後も続き、一九四二年に瀬川の名前で出版され、確認しうる限りでは、瀬川最後の著作となった『教育新辞典』⁽³⁸⁾(資料⑥)でも半数以上のペー

ジを本田が執筆するなど両氏は密接に関わっている。本田の教育思想は山崎が木下をはじめとする奈良女高師

附属小から取り入れた「合科教育」に、瀬川の「集団主義教育」を融合させたものである。遅くとも一九三二年頃からは瀬川が滝野川小に入りやすくなったが、瀬川から接触を図ったのか、山崎から接触を図ったのか、それとも本田と瀬川との関係が先だったのか、現時点では分からない。

しかし瀬川が滝野川小の教員たちの「新教育」に影響を与えたことは『新総合教育の実践』から明らかであり、瀬川が教育者としての円熟期、晩年に一番の共同研究者として滝野川小の本田を選んだのもまた事実である。

以上のことから、滝野川尋常高等小学校における新教育実践には、本田正信が中心的な役割を果たしていたことが分かった。そのうえで、滝野川尋常高等小学校が行なっていた新教育には、木下竹次の合科教育、山崎菊次郎の総合教育、瀬川頼太郎の集団主義教育が流入され、なかでも山崎のシンクタンク的存在であり、滝野川尋常高等小学校における新教育活動を先導した本田正信は、瀬川の影響を強く受け、実践は本田、理論は瀬川といった役割の分担が出ている。

ここからは左記で示した、本田の教育思想が顕著に表れている本田と瀬川の共著である『母への教育報告』、『躰物語』を概観しながら、本田の教育思想が著書内でどのよう

に表れているのか、教育実践の新教育的位置づけについて言及していく。

六 『母への教育報告』について

『母への教育報告』は一九三六年に、本田と瀬川が共著で出版している。この本を書いた目的には「この書をお読み下さる方々へのお願ひは、どうか、この中からあらはれて来る子供達を見ず見らずの子供達と思はないで、我が子の問題、我が学級の子供の問題だと思召して、そこに何等か相通ずる事実を思ひ起していただきたいと思ひます」（序三頁）と書かれている。

この本の構成は序章（凡例）を除き十五章立てで、一章の「優秀児井澤佐兵衛」三章「明るい劣等児」、六章「わがまま者とその周囲」、七章「学級の病弱児」八章「うその常習犯」九章「信教の自由」十一章「先生のいない学級遠足」の七篇は一九三五年三月に卒業した本田正信が担当していた学級の児童であり、二章「学習と生活」四章「物言はぬ子供」十二章「予期しない発展」十三章「学級総動員の吃音矯正」十四章「健康教育」の五篇は、一九三六年現在尋常二年の本田が担当していた学級のこと、その他の五章「盗癖児の教育」は秋田県由利郡石澤小学校訓導、富谷太一の報告、十章「あきらめ」と「のぞみ」は、本田の

学級ではないものの、頼まれて時々学習を見ていた学級、一五章「街頭の児童」は本田が街頭で見た子どもたちの生活について書いたものである。

『母への教育報告』は、「凡例」部分に、「本田が児童生活の事実を書き、瀬川がその心理的教育的意味を書きました。二人は、今日まで実践教育についての協同研究をして来たのでありますが、尚ほ、今後も、その研究を続けて行くつもりであります。この書は、その中間報告とでも言つたやうなものであります」(序 一頁)と書かれているように、本田が実際に学級にて担当した子どもたちの様子を報告する形式で説明し、その事象を瀬川が集団教育思想的観点から分析し、その教育的・心理的意義について明らかにしている。

まず第一章の「優秀児井澤佐兵衛」では、他校から本田の学級に転校してきた「余りに飛躍しすぎた存在」(四頁)である井澤の学級での生活が書かれている。例えば「協約した事項を守らない者について、如何なる方法をとるべきであるか」学級ごとで構成された協議会で話し合った際、多くの学級代表は罰を与えることを意見として述べた。しかし三組の代表者である井澤は、罰ではなく「親切に幾度も幾度もいひきかせ」「やさしくしてよくすること」(七頁)が大切であることを述べ、本田は「かうした意見が出やう

とは全く予期しな」(八頁)い、「大体こんな立派なもの」(八頁)であったと述べている。

そして井澤の「積極的な能動的な態度は、級全体に大きな影響を与へ」(二二頁)たと同時に、瀬川が「この学級には、彼がかく発達すべき事情があつた」(二九頁)、「彼はこの学級以外に於ては、かくの如き発達はしなかつたであらうとおもひます」(三三頁)と、学級内の井澤をはじめとした「相互教育」によって、優秀児井澤が誕生したと述べ、「現に(彼は昨一〇年度(一九三五年)の卒業)彼は或る病院に勤務、夜間中学に通学しているのであります、周囲の人々との関係が在学時代と大いに異なるものあり、彼がその関係をうまく切抜け得るかどうかを憂慮せしめるものがあります」(三四頁)としている。

また次の章である「学習と生活」では、尋常二年生の鈴木恵子が絵を描くことによつて、「入学のはじめこそ、きむぶかし屋であつたが、その後自分の描くものが級友はおろか外の先生達や、友達にも認められるやうになり、さうした環境との関係に於て、或は、絵以外に様々な学習の機会を通ほし、且つ複雑な交互関係と相俟つて、次第に明るい朗らかな子供になつて来た」(五一頁)、「絵ばかりでなく、あらゆる学習が一樣に揃つて進み、優等の成績にあることは今更言ふまでもない」(五五頁)として、鈴川の生活にとつ

て最も重視された「絵」を鈴川の教育の中心に置き、絵をもとに教育を発展させていくことによって、絵の上達だけでなく、鈴川の生活そのものが向上したことを報告している。

これらは相互教育、集団主義教育によって、優秀児はより優秀児に、元々絵が上手かった児童は、周囲の児童との関わりによって、絵だけでなく、性格やその他の学習にも一定の成果があったという事例である。

五章「盗癖児の教育」は、前述した通り本田の学級ではなく秋田県の由利郡石渡小学校富谷太一訓導の教育実践教育であり、盗癖児であり劣等児の由次郎（仮名）がどのようにして更生したか、その報告を行ない瀬川が分析を試みたものである。由次郎は、学校内で度々盗みを行ない、教員側が特に注意している生徒であった。この学級を担当することになった富谷は、「子供の生活には入って行かぬば真の子供はわからない」とし、「私の家につれて来てはお菓子や御飯も共に食べた」（一四九頁）、そして「彼の家は非常に貧乏で」（一五〇頁）由次郎は「非常なみじめな境遇にあ」（一五〇頁）ることを知った。「学用品やらお菓子をくれる度毎に、その度が重なれば重さなる程、彼は私にあまへるようになって」（一五一頁）、盗むことが減った。「盗癖児、なぜ盗むのか、盗まねばならぬ」心境があるから

だ」「なぜお前はぬすんだと責る前に、先づそのぬすむ心境を知らねばならないのである、そのためには子供の生活には入ることだ」（一五六頁）とし、どの章でも共通し子どもたちの「生活」に言及している。そして「学級全員が、教師の心を心としているのです」「それが全体の心、学級の精神となつたのです。由次郎は、かうした関係の下に、正しき道を歩くやうになりました」（一七三頁）として、「相互教育」がもたらした成果を述べた。

そして由次郎だけでなく、個々に特別の教育的配慮を行なうことに関しては、七章の「学級の病弱児」にて、「教育に於ては、或子供にはこれを許すが、他の子供には許さないことが往々にしてあ」（二〇二頁）る。「従来の教育は差別取扱といふ非難を恐れていました」「ですが、教育はここまで到らなくてはほんとうのものにはならないとおもひます」（二〇二頁）と述べている。

また六章の「わがまま者とその周囲」では、「自発的に学級のすべての者に向つて謝罪した」（一八六頁）のは、「学級の意志（精神）」（一八六頁）が影響したとして、ここでもまた瀬川のいう「集団教育」「相互教育」がもたらした教育について述べている。

十章「あきらめ」と「のぞみ」では、算数の成績が「まるで問題にならないほど悪」（二五九頁）く、「私には出

来ないのだ」(二六三頁)と決めてかかる六年生の女子生徒寺戸に、まずは二、三年生向けの計算問題をさせ、視覚的に点数が上がる様を見せる指導を行い、「やつてみれば出来るのだ」(二六七頁)という気持ちを寺戸に思い起こさせた。

そして十一章「先生のいない学級遠足」では当時六十数名いた男女混合の本田学級の六年生の児童が、本田に話を通さず、保護者には遠足に行くことを伝え、学校の無い日曜日に、弁当を持って、学校からゆっくり歩いて四十分、一時間の荒川の土堤の方面に遠足に出かけた。そして翌日月曜日に本田はその事実を知り驚いた。しかし本田は全く叱ることなく、遠足が行なわれた経緯を報告させた。もちろんこの行動を瀬川は「奨励する勇氣はありません」(三〇二頁)と言いつつも、「甚だ有意義な企て」(三〇二頁)であり、「教師がこれに加はらなかつたことが、益々その効果を大ならしめたものである」(三〇二頁)としている。十三章の「学級総動員の吃音矯正」は、前述した「相互教育」「集団主義教育」の集大成として、隈本皓という尋常一年から本田の学級にいる児童の吃音を、学級全体で改善させていくという話である。この児童は頭は良かったものの、吃音であるため、当初は子供たちより馬鹿にされたり吃音を真似されたり、最終的には片岡という少年と大き

な喧嘩を起こし、学級全体の問題となった。はじめに殴つたのは隈本であったが、学級は片岡が悪いという話にまつまり、隈本の吃音を学級全体で矯正しようという話になった。そこから隈本を馬鹿にしたり吃音の真似をする児童はいなくなり、むしろゆつくり話を行なうことを提案したり、上手く話が出来た際には、褒めたり助言したりすることによって、吃音の調子が良くなった。これは片岡との喧嘩を皮切りに、片岡だけでなく隈本が嫌がることをした、または傍観していた児童皆が、「自分が悪かつた」ということを自覚し、学級総動員で隈本の吃音を「協働矯正」(三三二頁)しようとしたことに大きな意義があつたと瀬川は述べている。このうえで、対教師ではなく、児童対児童が関わり合うことで、相乗効果的に、隈本の吃音は矯正され、その他の児童たちも成長する機会を得た。

以上が大まかな『母への教育報告』の概要である。『母への教育報告』では前述したように、「相互教育」「集団主義教育」(集団教育)、「子供の生活」というワードが頻出し、教師と児童だけでなく、「家庭と学校とが一体となつて教育」(二五二頁)することが求められるということを、幾度も訴えた。

また「人間教育」には、学校の先生、そして家庭、「全村学校は、村民総動員の教育」(二五二頁)を行なうこと

が求められることを「母への」という本の題目と目的通り、「母への教育報告」として、先づ、おかあさま方に贈りたいとおもふのは、おかあさま方が否、国民一般が、教育の援助者になることによつて、初めて、国民教育の実を挙げ得る」（序 六頁）として、教育を行なう際には、母及び家庭、そして国民が総動員で臨む必要があることを言及しているのである。

これらの相互教育、集団主義教育は、ヘレン・パーカー・ストの唱えた「協働」の概念とも近いものがある。それは集団生活の中において協働で学習し、問題解決を行なう中で相互作用を生み出そうとした教育法であり、まさに本田や瀬川が実践した新教育実践の在り様は、子どもたちの相互発達、主体性、自主性を養う新教育の一つの実践例であった。

七 『躰物語』について

『躰物語』は前述したとおり、一九四二年に三井出版商会から発行された本田の著書である。この本の特徴は、「私」の経験を中心に小説調の文章が第一章「困った子ども」「其の一」「其の二」で使用され、第二章「或る躰の話」、第三章「子ども談話」、第四章「躰の開拓」は随筆で書かれ、第五章「書後に」という流れで進んでいくところである。

また三三三頁中、二四八頁が第一章に使用されていることも、いかに第一章に注力しているかが分かる。

以下からはこの『躰物語』の全容について触れながら、本田の教育思想について触れていきたい。

『躰物語』の第一章「其の一」は「鎌田陽一」という少年が、男女計五十六名という現代では考えられないような大人数の一年生クラスに転校してきたところから始まる。

「目の恐ろしくぎよろついた、鼻汁をずんだれた、後頭部の目だつて平たい、その上よれきつた服装をした陽一」（一一二頁）を一目見た「私」は「あまりかんばしいもの」（二頁）ではないという印象を受ける。陽一には父親がなく、工場内の炊飯や洗濯などの仕事をしている母親と内職をしている祖父との三人暮らしである。

陽一に見受けられる問題は、「目立つて落ち着きのない」（五頁）こと、「大声を立てるかと思ふと、急に笑い出したり、口笛を吹いたり、奇声を発したりする」（五頁）こと、文字を書けないなど学習が「てんから不出来」（六頁）なことなどである。「私」はそんな陽一の「望ましからぬ活動力」（七頁）が「学級の子ども達をよい方へ導いて行く性質のものとはどうしても認め得られ」（七頁）ず、「他の子どもに対しても、大きくのしかかつて行くだけの力がひそんでいる」（七頁）ことを危惧するようになる。

「私」は早めに手を打つために母親を学校に呼び出すための手紙を陽一に持たせるが、その日、母親は夜になって仕事から戻らず、また陽一自身も手紙の存在を忘れたため、渡すことができなかった。また陽一から「おぢいちゃんは大きらいだ。いつもおこるから」（二二頁）と聞かされた本田は、祖父が陽一の育成に悪影響を及ぼしている可能性も考慮に入れたうえで家庭の内情を知るために家庭訪問を行なうことにした。

家庭訪問の結果、「私」は陽一の祖父の不幸な境遇に同情し、老人の「慇懃な態度」（三〇頁）に好感を覚えるにいたるが、家庭訪問中に陽一が帰って来たのを見るや「憎悪の情をありありと示し」（五四頁）たことに驚く。祖父は陽一の母の結婚相手のことをよく思っておらず、娘の不幸は結婚相手のせいだと考えており、加えて陽一の出来がよくないことも相まって、孫に娘の前夫の姿を見てしまい、陽一のことを愛せないでいたのである。

また母親も転校以前に工場の寮で陽一と二人暮らしていた際に、陽一がそこで働く工具から盗みを覚えさせられていたり、同年代の素行の悪い子どもたちにいじめを受けたりしていたことから子どもを守ろうとする気持ちが強くなっていく。その結果として母親は陽一を寮の部屋から外に出さないように管理し、言葉での脅しや折檻を加えるなど、

過度な干渉や時には虐待まで行なうようになってしまう。

「私」はこのような現状を踏まえて、子どもの躰の前に「老人の身勝手なため直す」（七七頁）ことや母親の過干渉を和らげることが必要と考えた。そして、子どもと家族両方へのアプローチを開始する。学校では席替えをして、陽一を一番仲の良い友達隣の席にしたり、家族のことに ついて深く話したり、勉強への興味を引き出そうとしたりと、様々な試みを用いつつ、「せめて学校にいる間だけでも、こんがらかつているこれまでのよりを戻さう」（一四三頁）と試みた。また「祖父と母親と私とは、ちやうど陽一という小溝を流れ行く水の方向を、あやまたず本流へ、そして遂には大海へ押し進めてやらねばならない土堤のようなもの」（一四四頁）と捉えて、「絶えざる連繫」を図るようになる。こうして徐々に祖父は陽一にとって「こはくない。とてもボクのことをかはいがつてくれる」（一四七頁）存在となり、「私」からゆとりをもつて子どもを観ることを度々諭されながら、母親も本来の優しさを取り戻していった。

陽一はこの間に「どことなく子どもらしい姿をとりもどし」（一四八頁）、「学習は相変わらず散漫」（一四八頁）であったものの、隣席へのイタズラや不用意に大声を出すなども少なくなった。家庭内が明るくなったことにより、陽

一、母親、祖父の精神状態が改善されていき、陽一の学力も徐々に向上していく。祖父はその翌年、「大東亜戦争の勃発した」（一七二頁）年に亡くなったが、その後も陽一母子は「明るい健やかな生活を続け」（一七二頁）ることができたということである。

以上が第一章其の二の内容である。この章では、家を不在にして働かざるを得ない母親が、子どものしつけがうまくできないことに苛立ち、精神的不安定を子どもにもぶつけてしまうことで子どもの自己肯定感が下がり、学習や生活の問題を引き起こしてしまう。またひとり親であるため子どもの行動に目が行き届きにくく、それが非行につながるってしまう。戦時下においてひとり親家庭であることに起因する問題がどの程度、教育問題として広く認識されていたかについては検討の余地があるものの、少なくとも本田のなかではひとり親家庭の中で発生する問題が重く受け止められていたといえる。

「私」は、語りの中で陽一を成長させた。また陽一を絵画が得意な友人の隣に席替えさせ、その友人を介して芸術を通じた情操教育を進めようとしている。これは『母への教育報告』にて、鈴木恵子の隣の席に隈本を移したことで、同じような絵ばかり描いていた隈本の絵に変化が出て、「だんだんによく」（三三五―三三六頁）ったことと、同じ

ことを実行しているのである。本田は生徒の成長には学校教育だけでは不足があり、家庭教育が必要不可欠という考えを持っているが、これも一九三六年に出版された『母への教育報告』で繰り返し述べられている本田の教育思想の根幹をなすものである。

第一章其の二の主人公は「竹川修」という少年である。修の母は、長男の「豊」を産んだ母親が病死した後に継母として竹川家に入り、次男の「修」を産んでいる。新しく五年生学級の担任になった「私」はクラスに在籍する修について当初、どういう生徒かつかむことができなかった。修はクラスの友人同士の揉めごとを諫めたり、昼食中に飲む「お湯」をクラス内の生徒たちに配って回ったりする（一八八頁）など積極的な一面がみられる一方で「快活のうちには無思慮の中に夥しい粗漏」（二八一頁）がみられ、「大胆に見えてその実、心のきはめて小さい弱々しい子ども」（二八一―二八二頁）でもあるなど、「複雑な迷彩」（二八二頁）で色どられた「修」の問題を掴みかねていた。

そんなとき、「私」は修の机のなかに以前の成績物が入ればなしになっていることをクラスの生徒から聞かされる。修は「こんな悪い点ちゃ叱られるにきまつてる」（一九〇頁）ため、机の中に隠していたのだった。「私」は修に対して一旦は成績物を持ち帰るように促すが、クラスメ

イトである柿村の進言を受け入れ、柿村に成績物を託す。

その翌朝、「私」は修から手紙を手渡された。それは修の母からのもので、「かやうな成績物は先生としてなぜ本人にお渡し願へなかつたものでせうか」（一九四頁）、「却て私の方で困ることがあるのでございます」（一九四頁）と書かれてあつた。修の母親は「誰憚ることもなく折にふれては学校に対する非難や、受持についての陰口をたたいて」（一九二―一九三頁）おり、今回も「私」の判断に対する不満を述べてきたのである。

この「母親の持つ堅苦しい意地」（一九九頁）は当然修にも向けられており、「ちぐはぐな躰の敗北」（一九九頁）によつて「彼の劣等感はいよいよ深められ」（一九九頁）ていった。修は「明るい劣弱児」（一九九頁）であつたが、その劣等感には「母親の制圧の下で停滞しつづけ」（一九九頁）ていた。

「私」は「一家のうちの対立、家庭と学校との対立、間断ある躰―それらはいふまでもなく、当の子どもをどれ位迷わせ害うものか、判りきつたこと」（二〇二―二〇三頁）であると考え、家庭に対してのアプローチを開始する。修の母は、高校で優秀な成績を収めている姉の子のである。「豊」とは対照的に、思うように育たない修をみている中で焦燥感を募らせ、精神的な不安定さを修にぶつけていた。

「謹直で寛容な父親」（二〇一頁）も仕事で忙しく育児に参加できないことから育児に対してより一層の強いプレッシャーを感じており、当然、修への教育もちぐはぐなものとなつていった。

「私」は初めての家庭訪問の際、母親とは会えなかつたものの、兄の豊と会い、豊が「おかあさんといふものを立派に理解し、修くんに対しても愛情を抱いている」（二〇九頁）ことを知つた。そして「私」は豊に対して、修の教育について「今後とももつと積極的に出ていただきたい」（二〇九頁）と協力を依頼するのであつた。その後も母親との信頼関係はなかなか築けず、やつと行なえた個別懇談の席でも、両者の溝はなかなか埋まらなかつた。

しかし「私」が修に対する見方を少しずつ変えていくことから修に変化が起こり始める。「私」は「組内では出来ない子どもとして取扱はれ、家庭にあつては厳しい母親の叱言に絶えず打ちのめされて来た彼が、いきほひ自らを―出来の悪い自分―としてあきらめ、また頭が悪いから―と決め込んで」（二二七頁）しまつていることに着目し、修に簡単な足し算から教えはじめ、できるたびに「ね、きみこの通りだから、決して頭なんか悪いんじゃないのだ」（二二八頁）と励まし、徐々に自信をつけさせていく。「かかればきつと出来るものだ」（二二八頁）という自負が修を

成長に導き、クラスメイトとの関係に変化をもたらし、母親も余程のことでない限り修を叱りつけることもなくなっていた。そしてついには母親が「私」に心を開き、涙するまでに（二三八頁）なっていく。その後、修は「能力の上では立ちおくれたところもあつたが、六年を終へると或中学にも入学が出来た」（二四八頁）ということである。

第一章其の二では、其の一や「母への教育報告」の「明るい劣等児」よりも色濃く子どもの「劣等感」の問題について言及されている。本田はしばしば「母からの抑圧」から生まれた「劣等感」という表現を用いて「自己肯定感」の問題に触れ、「母への教育報告」の「あきらめ」との「ぞみ」でも使用した自身の学年の学習より難易度を下げた課題を取り入れることで、基礎学力の底上げを試み、児童の自己肯定感を向上させた。

第二章では日露戦争に出征した退役軍人である「大木」という老人が決して裕福ではない経済状況のなか、警沢を慎んで子どもたちを立派に育てあげ、そればかりでなく、近所の子どもたちにもまで惜しみない愛を与え、親しまれているという戦時下のエピソードらしい美談が語られている。続く第三章では子どもにまつわる雑多な内容が書かれており、一見して捉えどころがないが、「郷土」と「遊び」に着目することで子どもの社会的位置づけについて考察し

ている。本田によれば、子どもは「生れ出たその時から郷土と結ばれ、分け離すことの出来ない関係」（二八〇頁）を持ち、それは「子どもの生活の主体をなす様々の遊びをみれば判ること」（二八〇―二八一頁）だという。農村の子どもの遊びには農村の大人の生活が再現されており、東京でも「山手」に住む子どもたちの遊びは「知能的」で、「下町の商工地帯」の子どもの遊びは「実利的」である。大人は得てしてそうした子どもの遊びを「くだらないたづら」（二八五頁）、「ろくでもない暇潰し」（二八五頁）と捉えがちで、とすれば「弾圧的に追い払って」（二八五頁）みたり、「止めさせようと試みる」（二八五頁）が、子どもから遊びを奪うことは「草木の根や枝をうち下して培はうとする愚」（二八五頁）であるとしている。

第四章は第二次世界大戦の戦中という世相を反映して、躰を「一家の子」から「国の子」という視点に切り替えて行なうべきであるとするなど、戦時下を強く感じさせる文章であるが、この章において本田の考える教育のなかでの「躰」の位置づけが明らかにされている。

本田は従来の学校教育を「文字を教へ計算を習熟させ、そのほか様々の学科に亘る色々な知識や技能を、子どもの頭に巧みに注ぎ込むことばかり」（三〇七頁）の「つめ込みをする仕事」（三〇七頁）だったとし、保護者は子ど

もが「教へを寸分の狂ひもないやう忠実に習ひおぼえる」(三〇七頁)ことを「唯一な願ひとし、行儀のよしあしよりもむしろ習つたことからの成績にのみ、不断の関心」(三〇七頁)を払っていたと述べる。このような教育の在り方が「子どもの不断の錬成に、何等の力も役割も果さなかつた」(三〇八頁)と考えた本田は、「実践に富み、躰を重んずる教育」(三〇八頁)を理想に掲げた。学校が直接的に教育を担当しながらも、「家庭の協力、郷土の協力を得るのでなければ、到底そのねらひ所に達成し得られない」(三〇八頁)として、学校、家庭、地域の連携の必要性を説いている。

『躰物語』を通読していくなかで、戦前・戦中期に一教員として教壇に立っていた本田の問題意識が明らかになった。ひとり親家庭の問題、異母兄弟異父兄弟の問題、保護者からのクレーム問題、貧困家庭の問題、保護者教育の問題、家庭・地域との連携の問題、児童虐待の問題、学校における学力偏重の問題。これらは戦前・戦時期において本田が抱えていた問題である。本田はこれらの多岐にわたる問題を個々に解決することの難しさを肌で感じており、その活路を「躰」に見出そうとしていたことを文章からうかがい知ることができる。

八 おわりに

本稿では、公立小学校の一教員であった本田正信が、滝野川尋常高等小学校や深川尋常小学校において、木下竹次の合科教育、山崎菊次郎の総合教育、瀬川頼太郎の集団主義教育を取り入れつつも、『母への教育報告』によって、自身の持つ学級やその他の学級の児童、保護者が抱える諸問題に照らし合わせ、独自の課題解消に努めている様が見受けられた。

なお滝野川尋常高等小学校は、公立小学校における中心的な存在として知られており、海外の新教育実践や日本国内の新教育実践を積極的に取り入れていることを「学校日誌」などから確認することが出来たが、本田の『母への教育報告』や『躰物語』を通読すると、一教員であった本田は、新教育思想、新教育実践を推進したという側面よりも、いかに自己の学級や学校内の児童に対して向き合い、心を通い合わせるか、といった点に注力していたことが分かった。

このうえで『躰物語』では、当時の時代背景を踏まえつつ、『母への教育報告』よりも一段階家庭の問題に踏み込んだ実践例について紹介しており、より学校と家庭、そして地域が連携していくことの必要性を説いた。これは新教育運動が目指した、子どもの自主性・主体性を伸ばすため

の裏方的指導を本田が行なっていたことの証左である。

今回は本田の著書である二書を取りあげたが、このような現場で直接、児童の教育に携わっていた人物による著述は、本田以外の滝野川尋常高等小学校の教員の著述をはじめ、これまで研究史のなかで取りあげてこなかっただけで実際には数多く現存している。研究次第では、今まで体系化されてこなかった公立小学校における大正新教育研究が、より進展する可能性は高く、先行研究において語られてきた日本における新教育像が書き換わる可能性も高い。

今後は、本田以外の公立小学校の教員にも焦点を当て、今までの研究史で述べられてこなかった一教員の思想的背景や実践活動例、そして大正新教育思想と実際の教育事例の比較検討を行いたい。

註

- (1) 中野光『大正自由教育の研究』黎明書房、一九六八年。
- (2) 中内敏夫「中野光著『大正自由教育の研究』」『教育学研究』三七卷二号、一九七〇年、五四頁。
- (3) 鈴木そよ子「公立小学校における新教育と東京市の教育研究体制―一九二〇年代を中心に―」『教育学研究』五七卷二号、一九九〇年、一四九―一五八頁。
- (4) 瀬川頼太郎、本田正信『母への教育報告』学芸社、一九三六年。
- (5) 本田正信『猿物語』三井出版商会、一九四二年。
- (6) 三津田宏『あ、深川―戦時下の学童たち 学童疎開・東京大空襲・戦後』自費出版、一九九八年、五五二―五五三頁。
- (7) 『小学校』は教育学者であった大瀬甚太郎と、大瀬が一九〇一年に立ち上げた教育芸術研究会によって創刊された雑誌である。教育芸術研究会は『教育芸術界』や『研究指導教科講義』、『教育辞書』の発行など、教育芸術に関する多くの論争を引き起こし、教育研究の進歩進展に多大な貢献をした。(白石崇人「明治三〇年代半ばにおける教師の教育研究の位置づけ―大瀬甚太郎の「科学」としての教育学」論と教育芸術研究会の活動に注目して)『日本の教育史学』六〇卷、二〇一七年、一九―二〇頁)。一九〇六年四月創刊。一九三三年二月廃刊。全五一卷一―一號。
- (8) 『教育論叢』は一九一九年九月号創刊―一九四一年四六卷三号で終刊した教育雑誌。教員の実践や活動など事実に基づいた研究を特徴とした雑誌であり、瀬川が「集団主義教育」を提唱するなど自ら雑誌の方向性を提示したものであった。
- (9) 『郷土教育』は創刊当時『郷土』という名で一九三〇年から一九三一年四月六号まで刊行された。その後一九三一年五月から『郷土科学』として七号を発刊。一九三二年四月一八号からは『郷土教育』と再び名前を変更、一九三四年に四三号廃刊するまで続いた。
- (10) 教学局編、本田正信解説『やさしく解いた臣民の道』研究又書院、一九四二年。

- (11) 『第一教育』は台湾子供世界社より一九二三年九月に創刊された。代表は吉川精馬。彼が一九二五年に亡くなると、父である吉川利一が代表を務めた。一九三五年六月廃刊。全一四卷四号。(日本植民地教育史研究会運営委員会(第V期)『植民地教育史研究年報二〇一一年第一四号 植民地・子ども・「新教育」』皓星社、二〇一二年、二九一—四一頁。)
- (12) 鈴木そよ子「公立小学校における大正新教育」東京市滝野川尋常高等小学校の「総合教育」『国際経営論集』一四号、一九九七年、一三三—一五二頁。
- (13) 吉村敏之「雑誌『教育論叢』における事例研究…学級の事実から理論を創る」『宮城教育大学紀要』四二卷、二〇〇七年、二一七—二二七頁。
- (14) 吉村敏之「雑誌『教育論叢』における子ども研究…教師による学級集団の観察と記録」『宮城教育大学紀要』四八卷、二〇一三年、二八一—二九三頁。
- (15) 瀬川頼太郎編、庄司洋子解説『教育資料 子供の聲 日本児童問題文献選集二〇』復刻版日本図書センター、一九八四年、二二六頁。この本に瀬川の経歴の詳細が不明であることが書かれている。
- (16) 東京府民新聞社『大正四年一月現在東京府学事関係職員録』東京府民新聞社、一九一五年。
- (17) 斎藤喜博『斎藤喜博の個人雑誌 開く 八』明治図書出版、八五頁。
- (18) 三津田宏『あ、深川—戦時下の学童たち 学童疎開・東京大空襲・戦後』自費出版、一九九八年、五五—三頁。
- (19) 木下竹次は一八七二年生まれ福井県出身。東京高等師範学校文科を卒業後、研究科の修身科・教育科で学んだ。奈良県師範学校教諭、富山県師範学校教諭を経て、一九〇四年に鹿児島県師範学校教諭に転じた。一九一〇年、鹿児島県女子師範学校が分離・独立すると校長に就任。鹿児島県立第二高等女学校校長も兼ねた。一九一七年京都女子師範学校校長となり、翌年には京都府立桃山高等女学校校長を兼ねた。一九一九年には奈良女子高等師範学校教授となり、同附属実科高等女学校主事、同附属小学校主事を兼任。小学校では合科学習を重視した。
- (20) 鈴木そよ子「公立小学校における大正新教育」東京市滝野川尋常高等小学校の「総合教育」『国際経営論集』一四号、一九九七年、一三五頁。
- (21) 山崎菊次郎『新総合教育の実践』文教書院、一九三五年。
- (22) 内藤由佳子「木下竹次の合科学習に関する一考察—教師の指導性を中心に—」『教育学論集』二六卷、二〇〇〇年、一四—二五頁。
- 若原直樹「木下竹次の『合科学習』論、その変容と混迷」『北海道教育大学紀要』三三卷二号、一九八三年、三三一—四七頁。
- (23) 山崎菊次郎『新総合教育の実践』文教書院、一九三五年、三六四—四四一頁。
- (24) 瀬川頼太郎・本田正信『母への教育報告』学芸社、一九三六年、一—三九頁。
- (25) 同右、七七頁。
- (26) 本田正信「級内の劣等児を語る」『教育論叢』八月号、

三三卷二号、一九三四年。

(27) 「学級に於て嘘言児はどう導かれたか」『教育論叢』一二月号、三三卷六号、一九三四年。

(28) 瀬川頼太郎・本田正信『母への教育報告』学芸社、一九三六年、二二三頁。

(29) 本田正信「病弱児に対して学級児童はどんな態度をとったか」『教育論叢』一二月号、三三卷五号、一九三四年。

(30) 瀬川頼太郎・本田正信『母への教育報告』学芸社、一九三六年、一八九―二二一頁。

(31) 瀬川頼太郎・本田正信「わがまま者とその周囲」『母への教育報告』学芸社、一九三六年、一八一―一八八頁。

(32) 吉村敏之「雑誌『教育論叢』における子ども研究―教師による学級集団の観察と記録」『宮城教育大学紀要』四八巻、二〇一三年、二八三頁。

(33) 山崎博『新教育の教授段階』明治図書、一九三四年。

(34) 本田正信「集団主義教育の指導観教材観」『教育論叢』二月号、三一巻二号、一九三四年、二〇―二二頁。

(35) 瀬川頼太郎「集団主義教育概観」『教育論叢』一〇月号、二六巻四号、一九三一年。

(36) 本田正信「低学年に於ける地歴学習」『小学校』一二号、四九巻一〇号、一九三〇年。

(37) 本田正信「学級児童を語る」『教育論叢』一〇月号、三〇巻四号、一九三三年。

(38) 瀬川頼太郎『教育新辞典』三井出版商会、一九四二年。

(39) 遠座知恵・角谷亮太郎「近代日本におけるドルトン・プランの普及」・ヘレン・パークストによる講演とその影響を

中心に」『東京学芸大学紀要』総合教育科学系』六九巻一号、二〇一八年、三三一―三四頁。

表① 本田正信著作一覧（2021年12月30日現在確認できているもの）

史料番号	雑誌名	論文名	出版社	発行年	共著
1	『小学校』	「低学年に於ける地歴学習」12月号、49巻10号	教育學術研究会	1930	
2	『小学校』	「中等学校入学試験の展望」3月号、49巻13号	教育學術研究会	1931	
3	『小学校』	「低学年自治会の萌芽と発達」6月号、50巻3号	教育學術研究会	1931	
4	『小学校』	「中等学校入学試験問題の傾向と吟味」2月号、50巻11号	教育學術研究会	1932	
5	『小学校』	「勝手からの学級経営基点」8月号、51巻5号	教育學術研究会	1932	
6	『郷土教育』	「校舎・教室改造に対する私案」5月号、31巻	郷土教育連盟	1933	
7	『郷土教育』	「児童の経済的関心・金銭を中心として」19月号、35巻	郷土教育連盟	1933	桐谷四郎
8	『郷土教育』	「日本児童社会学会研究発表 玩具と児童生活(1)・玩具概念の究明」12月号、40巻	郷土教育連盟	1934	
9	『郷土教育』	「玩具と児童生活(2)・玩具概念の究明」3月号、41巻	郷土教育連盟	1934	
10	『学習研究』	「合科指導実践-夏休みの生活体験を基調とする新学期学習の出発」15巻11号	奈良高等師範	1936	
11	『教育論叢』	「学級児童を語る」10月号、30巻4号	文教書院	1933	
12	『教育論叢』	「高学年合科教育とその実際」11月号、30巻5号	文教書院	1933	
13	『教育論叢』	「学級児童生活の面貌」1月号、31巻1号	文教書院	1934	
14	『教育論叢』	「集団主義教育の指導-教材編」2月号、31巻2号	文教書院	1934	
15	『教育論叢』	「集団的学習の構成過程」4月号、31巻4号	文教書院	1934	
16	『教育論叢』	「集団的学習の実施と反省」5月号、31巻5号	文教書院	1934	
17	『教育論叢』	「集団主義教育への新課題」6月号、31巻6号	文教書院	1934	
18	『教育論叢』	「形式的分団設置解消論」7月号、32巻1号	文教書院	1934	
19	『教育論叢』	「級内の劣等児を語る」8月号、32巻2号	文教書院	1934	
20	『教育論叢』	「男女学級の問題」9月号、32巻3号	文教書院	1934	
21	『教育論叢』	「児童の席はどう移るか」10月号、32巻4号	文教書院	1934	
22	『教育論叢』	「病弱児に対して我学級はどんな態度を取ったか」11月号、32巻5号	文教書院	1934	
23	『教育論叢』	「学級に於ける嘘言児はどう導かれたか」12月号、32巻6号	文教書院	1934	
24	『教育論叢』	「学級の性格はどうして出来るか」1月号、33巻1号	文教書院	1935	
25	『教育論叢』	「学級への具体的理解」2月号、33巻2号	文教書院	1935	
26	『教育論叢』	「持ち上り六年間の学級事情と実践過程」5月号、33巻5号	文教書院	1935	
27	『教育論叢』	「児童遊戯の心理」6月号、33巻6号	文教書院	1935	
28	『教育論叢』	「就学前後の児童」7月号、34巻1号	文教書院	1935	
29	『教育論叢』	「夏の街頭」9月号、34巻3号	文教書院	1935	
30	『教育論叢』	「街頭と児童生活」10月号、34巻4号	文教書院	1935	
31	『教育論叢』	「新入児童の保護指導はどう行われたか」11月号、34巻5号	文教書院	1935	
32	『教育論叢』	「学級の具体性と特殊性」4月号、35巻4号	文教書院	1936	
33	『教育論叢』	「幼学年学級経営の実践」5月号、35巻5号	文教書院	1936	
34	『教育論叢』	「子供の人生観」9月号、36巻3号	文教書院	1936	
35	『教育論叢』	「こどもの人生観」10月号、36巻4号	文教書院	1936	
36	『教育論叢』	「修身教育実話」12月号、36巻6号	文教書院	1936	
37	『教育論叢』	「合科と分科の教育」3月号、37巻3号	文教書院	1937	
38	『教育論叢』	「中等学校入学入試に対する一考察」5月号、37巻5号	文教書院	1937	
39	『教育論叢』	「合科教育補説」6月号、37巻6号	文教書院	1937	
40	『教育論叢』	「事件は明るみへ」7月号、38巻1号	文教書院	1937	瀬川頼太郎
41	『教育論叢』	「児童をめぐる視たち」10月号、38巻4号	文教書院	1937	瀬川頼太郎
42	『教育論叢』	「青年教師論」1月号、39巻1号	文教書院	1938	
43	『教育論叢』	「浪花節を唄ふ子供」1月号、39巻1号	文教書院	1938	瀬川頼太郎
44	『教育論叢』	「ところかたれば」5月号、39巻5号	文教書院	1938	
45	『教育論叢』	「荒井氏の実験記録を読み」6月号39巻、6号	文教書院	1938	
46	『教育論叢』	「この夏休みは何をするか」7月号、40巻1号	文教書院	1938	
47	『教育論叢』	「学級の動きを見る」7月号、40巻1号	文教書院	1938	
48	『教育論叢』	「二人の病弱者」7月号、40巻1号	文教書院	1938	瀬川頼太郎
49	『教育論叢』	「教育指導その折々」8月号、40巻2号	文教書院	1938	
50	『教育論叢』	「手拭調べ」9月号、40巻3号	文教書院	1938	瀬川頼太郎
51	『教育論叢』	「教育指導その折々(二)」9月号、40巻3号	文教書院	1938	
52	『教育論叢』	「故近藤弥寿太氏を偲ぶ」5月号、41巻5号	文教書院	1939	
53	『教育論叢』	「五年の新算術書を見る」6月号、41巻6号	文教書院	1939	
54	『教育論叢』	「ふくざつなひの」子供」5月号、43巻5号	文教書院	1940	
55	『教育論叢』	「問題の子供」6月号、43巻6号	文教書院	1940	瀬川頼太郎
56	『第一教育』	「昭和の教育とその教師論上」9月号、10巻8号	台湾子供世界社	1931	
57	『第一教育』	「昭和の教育とその教師論(下)」11月号、10巻10号	台湾子供世界社	1931	
58	『第一教育』	「教育的郷土の基礎概念と郷土教育動向」1月号、11巻1号	台湾子供世界社	1932	
59	『第一教育』	「郷土教育の新機構」2・3月号、12巻2号	台湾子供世界社	1933	
60	『第一教育』	「日本の非常時局と教育者の覚悟」2・3月号、12巻2号	台湾子供世界社	1933	
61	『第一教育』	「郷土教育の新機構(二)」4月号、12巻3号	台湾子供世界社	1933	
62	『第一教育』	「交響の三月」4月号、12巻3号	台湾子供世界社	1933	
63	『第一教育』	「教育の展望台に立ちて」(新春号、13巻1号)	台湾子供世界社	1934	
64	『第一教育』	「教育の展望台に立ちて(二)」3月号、13巻3号	台湾子供世界社	1934	
65	『第一教育』	「全国小学校教員精神作興大会実記」4月号、13巻4号	台湾子供世界社	1934	

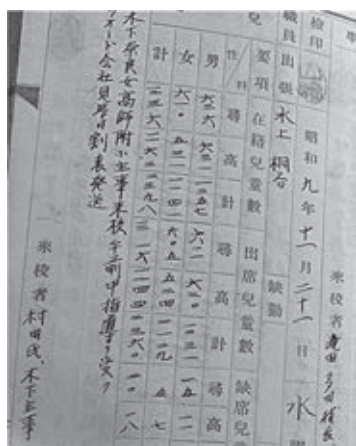
66	『第一教育』	『嫩芽ふく社』4月号、13巻4号	台湾子供世界社	1934	
67	『第一教育』	『郷土教育の再認識』7月号、13巻6号	台湾子供世界社	1934	
68	単著	『社会的傾向としての入学準備と職業指導』	扶桑閣	1936	
69	共著	『母への教育報告』	学芸社	1936	瀬川頼太郎
70	編著	『昭和 臣道実践読本』	三崎書房	1941	
71	単著	『雑物語』	三井出版協会	1942	
72	『教育広報』	『地域社会学校の一形態・岡枝中学校の研究業績をみる』	山口県教育委員会	1950	
73	単著	『やさしく解いた臣民の道』	研文書院	1942	
74	『教育広報』	『認定講習覚え書』	山口県教育委員会	1953	
75	『教育広報』	『高校学区制に関する提唱』	山口県教育委員会	1953	
76	『教育広報』	『町内合併と教育問題』	山口県教育委員会	1954	



資料② 美祿市立豊田前中学校『五〇年のあゆみ』



資料① 美祿市立豊田前中学校『五〇年のあゆみ』



資料④ 滝野川尋常高等小学校『学校日誌』



資料③ 滝野川尋常高等小学校『学校日誌』

執筆者紹介

土屋 光裕……………会社員

立命館大学大学院文学研究科史学専攻日本史専修博士課程前期課程修了

滑川 敦子……………宮城県教育庁文化財課技師

立命館大学大学院文学研究科人文学専攻博士後期課程修了（博士・文学）

滝澤 和湖……………京都府立大学大学院文学研究科史学専攻博士前期課程（本学文学部史学科卒）

足名 笙花……………立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科比較組織ネットワーク学専攻

前期博士課程（本学文学部史学科卒）

『紫苑』投稿規定

一、(資格)

投稿資格者は、ゼミメンバー並びにゼミ主宰者の認定するものとします。

二、(枚数)

注を含め四〇〇字詰原稿用紙に換算して七十枚以内とします。但し、分量については適宜相談に応じます。

三、(原稿)

①種類は、論文・研究ノートなど。縦書き・完全原稿とします。

②ワープロ原稿の場合は、四〇〇字の倍数、縦書きで打ち出してください。投稿の際は、原稿を保存したメディア(USBメモリ、CD-R、など)一部を添え、使用ワープロの機種名・ソフト名を明示してください。手書き原稿の場合は、四〇〇字詰または二〇〇字詰原稿用紙に、本文・注とも一マス一字、縦書き、楷書で、鉛筆書きは不可とします。

④注は本文末に一括して、(1)、(2)、…のように付けてください。

⑤年号を用いる場合は、なるべく西暦併用でお願いします。

⑥図表・写真(いずれも鮮明なものに限ります)の添付

は刷り上がり時の大きさを勘案して字数に換算します。これらを添付する場合は、おおまかな掲載場所を指示してください。

⑦編集作業の迅速化のため、住所・氏名(ふりがな)・目次を記した別紙一枚を添えてください。

四、(採否)

編集担当者(複数)が掲載の可否を審査いたします。

五、(著作権・公開の確認)

本誌掲載の論文・研究ノート等の著作権は著者に帰属するものとします。ただし、宗教・文化研究所ゼミナールは、本誌に掲載された論文・研究ノート等を電子化または複製の形態などで公開する権利を有するものとします。執筆者はこれに同意して、投稿されるものとします。やむをえない事情により電子化または複製による公開について許諾できない場合は、採用が決定した段階で宗教・文化研究所ゼミナールにお申し出ください。

六、(備考)

①他誌への二重投稿はご遠慮ください。

②掲載後一年以内の他への転載は控えていただきます。

*ご不明な点は宗教・文化研究所ゼミナールまでお問い合わせください。

あとがき

前号の「あとがき」では、コロナ禍による制約の継続を前提にZoomでの研究会の開催などの工夫を試みることや、対面での実施が可能になった場合には、関西在住の研究者にも呼びかけて月一度程度の間隔で本格的な研究会を開催するなどの抱負を語りましたが、残念なことにはいずれも実現は叶いませんでした。

また、例年六月の第三土曜日に開催される公開講座は、研究所の公式行事ながら、当ゼミのメンバーが積極的に協力し、講師の先生方と懇談会には多くの研究者や古参メンバーも参加して、その後のゼミ活動の活力源となっていたのですが、それも二年続きで延期の後に中止のやむなきにいたってしまいました。かくして、昨年度のゼミ活動と云えば、『紫苑』第十八号の刊行とそのゼミHPでの公開、それとLINEやFacebookでの情報伝達・交信程度のことになってしまいました。そんな訳で、本号には「活動状況」欄を削除しました。

ただ、嬉しかったのは、このゼミから巣立っていった方たちの各方面における活躍でした。長村祥知君（「君」ではなく、「氏」と表記すべきでしょうが、他人行儀のように思えるので「君」とさせていただきます）は京都文化

博物館でコロナ禍による困難な状況下、事件発生から八〇〇年にあたることで企画された「承久の乱」に関する特別展を見事に取り仕切り、会期終了直後に富山大学への異動を果たされました。また、鎌倉歴史文化交流館に赴任している山本みなみさん（昨今のジェンダー認識に従えば「さん」ではなく「氏」とすべきでしょうが、「君」と同様に）は二〇二二年のNHK大河ドラマに関連する業務において、これまでの研究成果をもって獅子奮迅の活躍を見せてくれています。そして、小学館から初めての単著である『史伝北条義時 武家政権を確立した権力者の実像』を上梓されました。一方、神奈川県愛川町の博物館で主任学芸員をつとめる岩田慎平君も中公新書から『北条義時 鎌倉殿を補佐した二代目執権』を出版され、ともに在来期の鎌倉幕府前期政治史に一石を投じる書として高く評価されたばかりでなく、ベストセラーになっていきます。さらに、私が「編」を依頼された『図説 鎌倉北条氏』（戎光祥出版）にたいしては、『吾妻鏡』講読会などに参加してくれていた滑川敦子さん・小野翠さん・大島佳代さん・弓山慎太郎君が分担執筆をこころよく引き受けてくださり、そのお陰をもつてこの本もまた好評を博しています。

こう見てみると、たしかに、ゼミそのものの活動は振るわなかったのですが、かつて京都女子大学宗教・文化研究所の共同研究室に集った方たちが結んだ、まさに「一所朋輩の誼」が花を咲かせたという感なきにしもあらずといったところかも知れません。もちろん、彼ら彼女ら以外の方たちも、研究・教育・出版の世界や、それぞれの家庭・職場において先頭に立って活躍してくれているはずで

す。ゼミをはじめ、二十年以上になりますが、こうしてみると、すでに一定の役割を果たし終えたというような気持ちも致します。コロナ禍によって新メンバーの参加がなくなってしまった状況下、このまま消滅させてしまってもよいのかも知れません。ただ、このような、大学の枠を越えたゼミは今の時代にこそ貴重なのではないかという思いもあり、私自身が京都女子大学に関わりを持ち続けている間だけでも存続させていたいという気持ちもあります。まさに「運命や如何に？」といったところでしよう。

さて、本号ですが、前号で予告した通り、古参メンバーの宿題発表という形をとりました。だから全部「論文」です。研究への情熱冷めやらず、満を持して投稿して下さったものもあります。じっくり拝読させて頂きましょう。なお、実質的な編集作業は宗教教育センターの平屋典子さんに担当して頂きました。有難うございました。(野口 実)

紫苑 第十九号

二〇二二年三月十日 印刷
二〇二二年三月二十日 発行

編集 京都女子大学

宗教・文化研究所ゼミナール

(野口 実)

発行所 京都女子大学 宗教・文化研究所

京都市東山区今熊野北日吉町三五

電話 (〇七五) 五三一七〇七四

H P <http://rokuharasakurane.jp/>